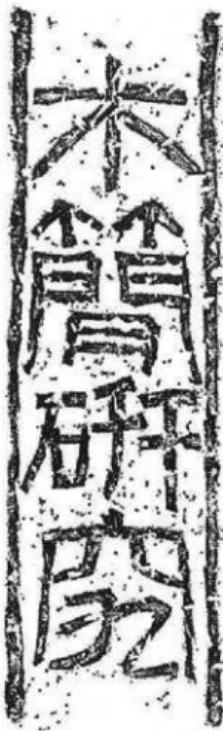


木簡研究

第一七号

木
簡
研
究
院

第一七号



木
簡
学
会

題字 藤枝 晃刻

目

次

卷頭言

佐藤宗謹

一九九四年出土の木簡

概要

凡例

鷺森浩幸

露口真広・橋本義則

奈良・平城宮跡

波辺晃宏

橋本義則

奈良・平城宮跡左京三条一坊十二坪

清水康二・和田萃

梅本雅弘・中島信親

奈良・平城宮跡左京三條一坊十二坪

鶴見泰寿

松崎俊郎・國下多美樹

奈良・平城宮跡

鶴見泰寿

岸岡貴英・小池寛

奈良・平城宮跡左京七条一坊十六坪

西藤清秀・和田萃

土橋誠

奈良・東大寺

鶴見泰寿

南原秀樹

奈良・奈良女子大学構内遺跡

坪之内徹

百瀬正恒

奈良・高安城関連遺跡

橋本裕行・鶴見泰寿

辻正恒

奈良・藤原宮跡

橋本義則

司正恒

29 28 26 25 16 11 10

奈良・藤原宮跡左京七条一坊東南坪
奈良・藤原宮跡左京十一條三坊
京都・長岡京跡(1)
京都・長岡京跡(2)
京都・長岡京跡(3)

奈良・平城宮跡左京三条一坊十二坪
奈良・平城宮跡左京八条三坊十四町
京都・平安京跡左京八条二坊一町
京都・平安京跡右京八条二坊一町

大阪・安堵山遺跡群	才原 金弘・菅原 章太	福井・福井城跡	長谷川 健一
大阪・大坂城跡	黒田 康一	石川・大友西遺跡	出越 茂和
兵庫・袴狹遺跡	大平 茂	富山・石名田木舟遺跡(1)	中川 道子
兵庫・見蔵岡遺跡	松井 敬代	富山・石名田木舟遺跡(2)	三島 道子
兵庫・有年原・田中遺跡	藤田 忠彦	高山・北高木遺跡	酒井 重洋
静岡・梶子北遺跡	鈴木 敏則	高山・水橋荒町遺跡	祐人・島田美佐子
静岡・曲金北遺跡	及川 司	新潟・山木戸遺跡	寺崎 裕助
東京・伊興遺跡	鈴木 博史	新潟・上郷遺跡	本正春
東京・錦糸町駅北口遺跡	良章・柴原永遠男	鳥取・陰田小大田遺跡	橋本正春
滋賀・宮町遺跡	佐々木 彰	鳥取・米子城跡七遺跡	高橋 真実
群馬・前橋城遺跡	玉木 博史	島根・三田谷I遺跡	小池 邦明
福島・荒田目条里遺跡	吉田 生哉	広島・吉川元春館跡	寺崎 裕助
福島・矢玉遺跡	石田 明夫	高知・田村遺跡群	北浦 弘人
宮城・山王遺跡	菅原 計	佐賀・姉川城跡	高橋 浩樹
山形・大坪遺跡	菅原 計	岩手・花立II遺跡	桑原 幸宏
岩手・中尊寺境内金剛院	二司 一武	岩手・志摩山遺跡	尾崎 光
岩手・花立II遺跡	及川 俊		幸尚
岩手・志摩山遺跡	佐賀・中國遺跡III区		則則

一九七七年以前出土の木簡(二七)

奈良・平城京跡左京二条一坊六坪

寺崎保広

160

157 155 153 149 147 145 143 141 140 139 134 133 126

刻齒簡牘初探—漢簡形態論のためには	柳山 明	165
〈新潟特別研究集会の記録〉		
国史跡指定答申なつた八幡林官衙遺跡	小林昌二	
八幡林遺跡の時代的変遷	田中 靖	
古代越後平野の環境・交通・官衙	坂井秀弥	
封城木簡考	佐藤 信	
八幡林遺跡木簡と地方官衙論	平川 南	
討論のまとめ	235	213
書評 鬼頭清明著『古代木簡の基礎的研究』	今津勝紀	201
彙報	吉川真司	188
編集後記	榮原永遠男	284
	282	272
	268	251

凡例

一、以下の原稿は各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して、執筆していただいたものであるが、体裁および叢文の記載形式等については編集担当の責任において調整した。

二、遺跡の配列はほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

三、叢文の漢字はおむね現行常用字体に改めたが、「實」「證」「龍」「廣」「畫」「應」などについては正字体を使用し、異字体字は「マ」「ヰ」「ヰ」「季」「林」などについてのみ使用した。

四、叢文下段のアラビア数字は木簡の長さ（文字の方向）・幅・厚さを示す（単位はミリメートル）。欠損している場合の法量は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。またそれぞれの発掘機関での木簡の通し番号は最下段に示した。

五、叢文に加えた符号は次の通りである（六頁第1圖参照）。

「」木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。

<木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。

○抹消された文字であるが、字画の明らかな場合に限り原字の左傍に付した。

●穿孔のあることを示す。

抹消により判断困難なもの。

欠損文字のうち字数の確認できるもの。

欠損文字のうち字数が推定できるもの。

前後に文字の続くことが内容上推定されるが、折損などにより文字が失われているもの。

異筆、追筆。

合点。

木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

校訂に関する註で、原則として叢文の右傍に付し、本文に置き換えるべき文字を含む場合。

右以外の校訂註および説明註。

「」文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正

箇所の左傍に「」を付し原字を上の要領で右傍に示す。

筆者・編者が加えた註で疑問の残るもの。

文字に疑問はないが意味の通し難いもの。

同一木簡と推定されるが、折損などにより直接つながらず、中间の文字が不明なもの。

組版の關係で一行のものを二行以上に組まなければならなかつた場合、行末・行初につけたもの。

卷頭図版に写真的掲載されているもの。

一、地形図は原則として国土地理院発行の五万分の一地形図を使用し、図幅名を()内に示した。地図中の▼は木簡の出土地点。

二、訣文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形態を示し、つぎの一五型式からなる(七頁第2回参照)。

011型式 短簡型。

015型式 短簡型で、側面に孔を穿ったもの。

019型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

021型式 小形矩形のもの。

023型式 小形矩形の材の一端を主頭にしたもの。

031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいたもの。方

頭・圭頭など種々の作り方がある。

032型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいたもの。

033型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。

039型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

051型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

052型式 長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

050型式 用途の明瞭な木製品に墨書きのあるもの。

055型式 用途未詳の木製品に墨書きのあるもの。

081型式 折損・腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

091型式 削屑。

なお、中・近世木簡については、以上の型式番号に適合しないものが多いので、注記を省略する場合がある。

行夜使仍注状故移
×位下財嫁人安万呂

行夜使仍注状故移



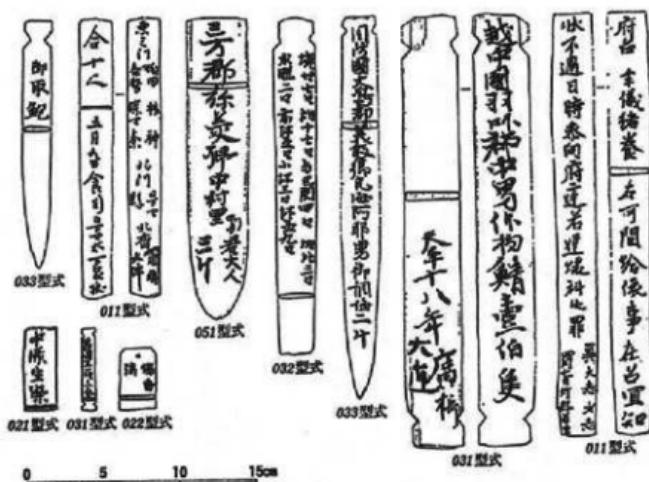
「景進上材十二条中 桁一条 又八条

「武藏國男夷郡余戸里大賀坂一斗天平十八年十一月」

第1図 木簡訣文の表記法

「番長二人 舍人十七人」
諸飯番長三人金人十人右依例所諸如件
史生一人」

1994年出土の木簡



第2図 木簡の形態分類

木簡学会役員(一九九五・九六年度)

幹事長	斧野 久
副会長	佐藤 宗諒
委員	綾村 宏
鬼頭 清明	町田 章
佐藤 信	石上 英一
東野 治之	櫛木 謙周
原 秀三郎	永田 英正
山中 敏史	清水 みき
今津 勝紀	平川 南
鈴木 晴生	和田 萌
渡辺 土橋	大隅 充
見宏 誠	鶴見 萃
古尾谷知浩	吉川 真司
	鷺森 浩幸
	寺崎 保広
	松下 正司
	館野 和巳
	西山 良平
	榮原水遠男

奈良・平城宮跡

て東一坊大路西側溝に続く、南北溝の西肩の位置にあるが、その性格は不明である。

- 1 所在地 奈良市法華寺町・二条大路南二丁目
- 2 調査期間 第二四八一・三次調査 一九九四年(平6) 一〇月・一一月、一九九五年一月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 町田 章
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

平城宮東院の復原整備に伴う水路改修のための事前調査である。

調査は、①小子門付近、②小子門から近鉄線に至る間の東一坊大路の東西両側溝、③近鉄線南側の二条大路南側溝の三地域で行なった。

①では、小子門西側、及び門の南西の一ヵ所で柱根を検出した。

西側の柱根は、平城宮南東入闕部分の南面大垣下層の掘立柱跡のもので、その最西端にあるが、大垣屈曲部の東面大垣の心からはわずかに東によった位置にあたる。これまで南東入闕部分の南面大垣の下層には、大垣築造以前に掘立柱跡があつたことが判明しているが、今回もそれと、屈曲部での東面大垣との接点を確認したことになる。一方、小子門南西の柱根は、宮内から小子門西側を迂回し

②では、東一坊大路東側溝SD五〇三〇の西肩を、近鉄線の際から北へ第二トレンチに至る三九m分検出した。堆積土として残っているのは西肩から數十cm、深さも二〇~三〇cm程度であり、大半は現水路により破壊されていた。これより北では、現水路はやや西に振れ、東一坊大路路面上にあたることを確認した。また、東一坊大路西側溝SD四九五一を、近鉄線北側の第六トレンチで約一・四m分検出した。溝幅五・三m、検出面からの深さは八〇cmである。

③では、第三二次調査で検出した二条大路南側溝SD三九〇五の一部を再確認した。

木簡は、②の東一坊大路西側溝SD四九五一から一七点(うち削屑一四点)、③の二条大路南側溝SD三九〇五の東一坊大路東側溝SD五〇三〇との合流点付近から一点出土した。

8 木簡の积文・内容

東一坊大路西側溝SD四九五一

- (1) 「玉所

(58)×(24)×3 (8)

二条大路南側溝SD三九〇五

- (2) 「く隱伎国周吉郡

新野郡布勢里私能
調海藻六斤 天平六年
158×30×4 031

(1)は、出土遺構と位置からみて、宮内で廃棄されたものが流れてきた可能性が考えられ、玉所は平城宮内のいずれかの官司の下部機構と思われる。

(2)は、南東側の左京三条二坊一坪にわたる遺物と考えられる。その場合に注目されるのは、三条二坊八坪北側の二条大路上から出土した二条大路木筒に含まれる尾岐国(?)の荷札との共通性である。(2)大路木筒には、尾岐国(?)の種々の海産物の調の荷札が四七点あり、(2)と同じ周吉郡の荷札は、二条大路北側の濠状遺構SD五三〇〇から三點、南側の濠状遺構SD五一〇〇から八点の、計一一点が出土している。このうち年纪のある八点は全て天平七年のものであるが、他郡には今回と同じ天平六年のもの計六点が含まれている。旧長屋王郡北側の二条大路上には、一坪の北側(第三二次調査)でも、また八坪の北側(第二〇〇次調査)でも天平初期にあたる時期の建物が



(1)

同「平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告」(一九九五年)
(渡辺見堂)

検出されており、これらは長屋王邸跡地に設けられた施設を警備する衛府にわたる建物の可能性が考えられている。(2)が二条大路木筒と同一の衛府関連機構から廃棄された可能性は高いといえよう。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木筒概報』三一(一九九五年)



第248-13次調査位置図
(▼木筒出土地点)

奈良・平城京跡

I 所在地

一・二 奈良市菅原町、三 同市三条榮町、四

同市三条榮町、四

丁目

丁

調査期間
一九九四年(平6)四月~九月、二一九九

三明 一九九四年

一〇月一二日、四

一九九四年一一月七日

二月、五 一九九四年

一二月十一九九五年二

月六一九九五年

卷之二

育委員會・奈良市圖藏

文化財調査センター

調査担当者 一 中井

公、外借井江、屬田



鍾方正樹・久保邦江・原田薫一郎・久保清子、三

松浦五輪美、四 立石堅志、五 中井 公・原田

薫一郎、六 篠原豊一

5 遺跡の種類 都城跡

6 遺跡の年代 古墳時代～平安時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

一九九四年度、奈良市教育委員会では平城京内において、三三二件の発掘調査を実施した。そのうち六件から木簡が出土した。

一 第二九二次調査(平城京右京二条三坊十一坪)

この調査は、近鉄西大寺駅南土地区画整理事業に伴うもので、二カ所の発掘区を設定して実施した。発掘面積は計三三〇〇坪である。検出遺構には、古墳時代中期の溝一条、奈良時代の掘立柱建物一九棟、掘立柱塙一条、井戸五基、平安時代の掘立柱建物三棟、井戸二基、土坑がある。木簡は平安時代の井戸SE五〇七井戸枠内から一点出土した。

二 第三一〇次調査(平城京右京二条三坊三・六坪)

この調査は、近鉄西大寺駅南土地区画整理事業に伴うもので、三カ所の発掘区を設定して実施した。発掘面積は計五一〇〇坪である。

検出遺構には、古墳時代の溝、古墳 奈良時代の三・六坪坪塙小路とその両側溝、奈良時代から平安時代にかけての掘立柱塙・建物一五〇棟以上、井戸二五基、土器埋納坑三基などがあるが、現在遺

物整理中であるため、その全容は不明である。木簡は奈良時代前半の井戸SE〇八井戸枠内から一点出土した。

三 第三三四次調査(平城京左京四条三坊十坪)

この調査は共同住宅建設に伴うもので、発掘面積は一一七八〇坪ある。

検出遺構には、奈良時代の掘立柱建物四棟、掘立柱塙一条、井戸三基、土坑七基、溝九条と東堀河(SD二六)がある。このSD二六は平城京内で確認された東堀河の北限である。木簡は奈良時代の井戸SE〇七井戸枠内から二点、東堀河(SD二六)から三點出土した。

四 第三一六次調査(平城京左京五条一坊十五坪)

この調査は、住宅展示場造成に伴うもので、発掘面積は三六〇〇坪である。

検出遺構には、奈良時代の東一坊大路とその西側溝、築地、雨落溝、掘立柱建物一棟、土坑がある。木簡は東一坊大路西側溝SD〇二から九点出土した。

五 第三一七次調査(平城京右京二条三坊十坪)

この調査は、近鉄西大寺駅南土地区画整理事業に伴うもので、発掘面積は一三〇〇坪である。

検出遺構には、奈良時代の二条条間路とその両側溝、掘立柱建物九棟、掘立柱塙一条、井戸二基がある。木簡は奈良時代の井戸SE五〇一の井戸枠内から二点出土した。

六 第三二〇次調査（平城京左京三条四坊七坪）
この調査は、共同住宅建設に伴うもので、発掘面積は四五〇坪ある。

検出遺構には、奈良時代の掘立柱建物四棟、井戸一基、土坑がある。木簡は奈良時代の井戸 SEO 一の井戸枠内から一点出土した。

8 木簡の釈文・内容

一 第二九二次調査（平城京右京一条三坊十一坪）
井戸 SEO 五〇七

- (4) □ □ (42)×(11)×6 081
- (5) □ (38)×(18)×1 081
- (4) □ (42)×(11)×6 081

・「菅原寺」（曲物底板外面）

・「菅原寺」（曲物側板外面）

昭和153×昭和37 081

(1) は、平安時代の井戸枠内から出土した円形曲物容器で、外側の二カ所に墨書がある。底板（厚さ八ミリ）外面には「菅原寺」と記す。曲物側板には三文字の墨書（図A・B・C）が等間隔にある。側板の上半を欠損するため「原」以外の二文字はわからぬが、底板と同じように「菅原寺」と書かれていたものであろう。

二 第三二〇次調査（平城京右京一条三坊三・六坪）
井戸 SEO 八

- (6) 背国 [用東郡カ] □ □ □ □ □ □ □ □ 請 [請カ] (6) 290×29×8 082
- (7) <□ □ 王万呂 □ □ (112)×(25)×2 089

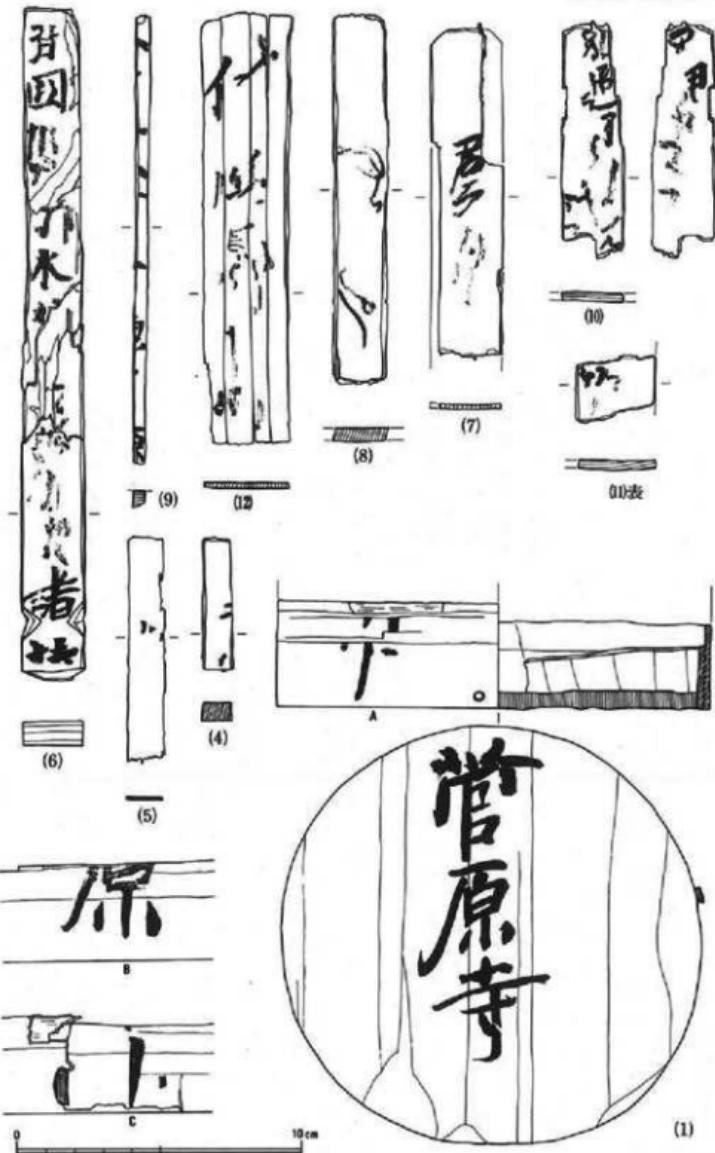
- (8) □ (130)×(17)×5 081

(6) は付札で山背國相樂郡水泉郷（和名抄）からのものか。同郷は「続日本紀」宝龜元年十二月乙未条には「出水郷」と見える。上端は二次的切断、下部の切り欠きより下は「請」の文字を習書する。(7) は木簡の中央に「君万呂」と人名が書かれているが、その上下を

(2)(3)ともに奈良時代前半の井戸枠内から出土した。(2)は二文字程度の墨書がある。(3)は板小片に薄く墨書が残る。

三 第三三四次調査（平城京左京四条三坊十坪）
井戸 SEO 七

- (3) □ (4) 091
- (2) □ (4) 091



判読できないため内容は不明である。(8)は片面に薄い墨書があるが
判読できない。

四 第三一六次調査(平城京左京五条一坊十五坪)
東一坊大路西側溝SD01

(9) □□□□

(160)×(5)×7 081

(9)は細長い棒状の一面に墨書が良好に残る。判読できないが下の二
文字は同じ文字である。西側溝からはこの他に削屑が八点出土した
が、いずれも小片で判読できない。

五 第三一七次調査(平城京右京二条二坊十坪)

井戸SE01

(10) □□□□□

(152)×(30)×2 081

奈良時代の井戸枠内から出土した。ほぼ四片に割れた薄板の片面
に五文字の墨書があるが、判読できない。

9 関係文献

奈良市教育委員会「奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成六年

度」(一九九五年)

(篠原豊一)

(25)×(25)×3 081



(10)



ともに奈良時代後半の井戸枠内から出土した。(11)は表裏に「忍」

奈良・平城京跡左京七条一坊十六坪



(奈良・桜井)

- 1 所在地 奈良市八条町
2 調査期間 第二五二—二五五次調査 一九九四年(平6)五
月—一九九五年四月

3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部

4 調査担当者 代表 町田 章

5 遺跡の種類 都城跡

6 遺跡の年代 奈良時代—平安時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

大規模店舗建設に伴う事前調査である本調査では、平城京左京七条一坊十六坪の大部分と、それを取り囲む六条大路、東一坊大路・十五坪と十六坪の坪境小路、それに十五坪の北辺部の計一四〇五坪を調査した。その結果、十六坪内には、南北を二等分する位置に幅一m、深さ〇・二mの東西溝があり、

これによって同坪は奈良時代を通じて、南北部と北半部に分かれ、それぞれが一体的な敷地であること、かつ両者ともその内部を東西に分けて利用していたことがわかった。なお奈良時代における遺構変遷は四時期(A・B期は奈良時代前半、C・D期は後半)に分けられる。

南半部では東西を二分する位置に南北屏があり、A・B期を通じその東側中央部に桁行五間(柱間八尺)、梁行二間(同九尺)の身舎に南庇(庇の出九・五尺)が付く東西棟獨立柱建物(主殿)、その西側に桁行五間(柱間七尺)、梁行二間(同六・五尺)の身舎に東庇(庇の出九・五尺)が付く南北棟獨立柱建物がある。A期にはまた主殿の東南に小規模な南北棟建物SB三一一があり、B期にはそれを少し東南に建て替えるとともに、主殿の北側に東西棟建物を建てた。またC期になると、これらの建物はすべて撤去され、中央北寄に桁行五間(柱間は中央三間は八尺、両端は九尺)、梁行二間(同八・五尺)の身舎に南庇(庇の出一〇尺)が付く東西棟獨立柱建物が造られ、D期になるとそれが同位置同規模で建て替えられるとともに、西南に小規模な南北棟建物が造られる。いずれの時期も、これらの建物群の南は空闊地となつており、十六坪南半部の東半は、少数の大型建物を整然と配する儀礼的空間とみられる。それに対し西半部は、各時期四~七棟の建物があり、その中には縦柱の倉も含まれ、東半部に対して日常生活を賄うための空間と考えられる。

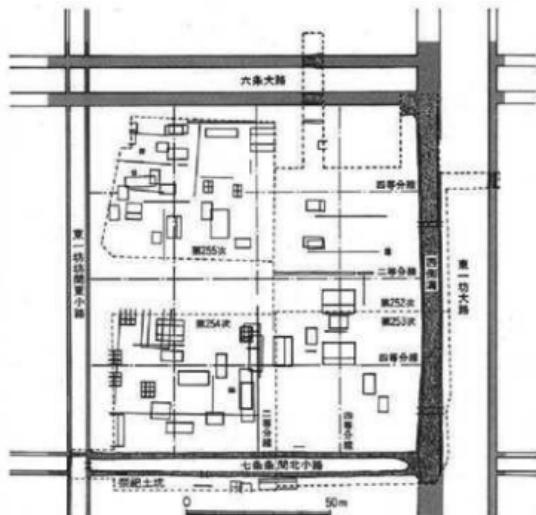
次に北半島では、中央部北寄りには、A・B期に衝行五間以上（柱間六・五尺）、梁行二間（同五・五尺）の身舎に南北兩庇（庇の出八尺）が付く東西棟獨立柱建物があり、その周辺に小規模建物が散在する。C期になると中心建物はなくなり、北西部で新たに堀で区切った中に小規模な建物が建てられ、その東は空闊地となる。さらにD期には様相が変わり、五棟の建物が造られるようになる。いずれも東寄りでは遺構の密度がきわめて疎であるのは、削平を受けたためであろう。

この十六坪の周囲の道路では、北の六条大路は八m分検出したの
みだが、南北両側溝の心々距離一四m強(四〇大尺)で、これまで
知られている他の大路に比してかなり狭い。北側溝は幅四一六m、
深さ〇・八m、南側溝は幅四m、深さ〇・七mで、東一坊西側溝と

東一坊大路は、調査区東端でその西側溝を長さ一四二四分、東へ延ばしたトレーンチ内で路面・東側溝を六m分検出した。大路幅は側

坪塙境小路を西側溝は横断するが、そこには橋の痕跡は検出されていない。

十五・十六坪坪境小路は調査区南端で、長さ一五一五分を検出。南北両側溝の心々距離は約七m(二〇大尺)。北側溝は幅一・八m、深さ〇・二五m、底から馬の頭部・脚部や人面墨書き土器などを埋納した祭祀土坑が検出された。またこの小路の西端で南北の坪



左京七条一坊十六坪調査位置図

境小路との交差点を検出している。

木簡が出土したのは、六条大路北側溝と東一坊大路西側溝である。六条大路北側溝の堆積は五層に分かれ、第四層から一点、最下層から二点の計三点出土した。

一方、東一坊大路西側溝の堆積層は大きくは五層に分けられる。そのうち下二層が奈良時代、上三層が平安時代に属する。木簡は総計八五四点（うち削削四九六点）出土したが、すべて下二層からである。木簡に記された年紀には、天平二年（646年）、天平二〇年（659年）、天平勝宝五年（713年）、天平宝字七年（734年）、宝亀三年（772年）、宝亀七年（777年）などと記した墨書き土器、「道」字の木印があるが、印は捺すと坏される。なおその他の文字史料として、「神明賀」「道麻」「酒」などと記した墨書き土器、「道」字の木印があるが、印は捺すと左文字になる。

また注目されるのは、この西側溝から多量の祭祀関係遺物と生産関係遺物が出土したことである。祭祀関係遺物には人面墨書き土器・ミニチュア土器（瓦・轍・蓋）・土馬・銅製人形・鉄製人形・木製人形・畜牛・刀形・鉢形・小型素文銅鏡・銅鏡など、多種多様な遺物があるが、特に共鳴槽をもつた琴形が二点分含まれ、それには墨書きがあった（木簡64-1回）。これらの祭祀関係遺物は、特に六条大路南側溝・坪境小路側溝との合流点、および西側溝に架かる二カ所の橋の両側に集中する傾向がある。しかしそれらが出土地点の近くで用いられ投棄されたのか、あるいは上流から流れてきたのかは明確

でない。祭祀関係遺物の年代は奈良時代後半～平安時代初頭と推定される。なお動物の骨も多く出土し、特に馬の四肢骨、下頸、齒が目立つが、これらも祭祀に関係する可能性がある。

また、生産関係遺物としては、ガラス玉鋳型・坩埚・鋳造用鉢・炉・炉壁・輔羽口・鉢滓・鉛切り屑・砥石・漆付着土器・刷毛など多種多様なものがある。

8 木簡の収文・内容

六条大路北側溝

(1) 茄子一斗 糖十□ [斤々]

(116)×(14)×4 081

(2) ×岐国寒×

(39)×19×3 081

(3) 舍人事

「皇后宮職解申請

122×33×4 081*

(4) 中務省移衛門府カ

・ □人 [夫カ] □

(5) 「符 下廿□□

□直百五十文以二文□□使

(133)×(8)×3 081

(275)×(21)×3 081*

- (6) 衛門府 右□□ (134)×(13)×2 081
- 故牒 「牒 松本□〔老姓〕」 (63)×(17)×3 081
- (7) (8) 「寶字七年六月諸司繼文」 (14) 「寶字七年六月諸司繼文」 (題跋紙) (96)×35×7 061
- ・「主菜所 請」 「毛」 白大豆五合 (9) 「間食式升給案主藏人等料」 (13) 「間食式升給案主藏人等料」 (63)×(13)×2 081*
- ・「□□用料」 □ (10) 「^{十日}〔朝夕^{*}〕 今日夕一升」 (154)×(19)×4 061
- ・「右命婦已下役夫×」 (127)×(23)×5 019*
- ・「請食一斗二升十一日〔朝夕^{*}〕 四升」 (11) 「^{六月十三日}〔朝夕^{*}〕 六月十三日〔案カ〕」 (14) 「十八日辟纏博十村 得辟板」 □ 合六百六十」 (233)×(25)×5 061
- ・「蒲」 (15) 「<府進塙肆斗二升六合 料者<」 (15) 「<府進塙肆斗二升六合 料者<」 (25)×(25)×5 061
- ・「十月廿一日」 (16) 「十月廿一日」 (17) 「^{升充玉作}」 (17) 「^{升充玉作}」 (214)×44×5 051
- ・「^{升充玉作}」 (18) 「作皮宮所」 (18) 「作皮宮所」 (165)×18×1 053
- ・「五月阿閉堀川」 (19) 「^{月下番}〔應仕^{*}〕 奉門部」 (19) 「^{月下番}〔應仕^{*}〕 奉門部」 (182)×29×3 019
- ・「^{月下番}〔應仕^{*}〕 奉門部」 (20) 「^{月下番}〔應仕^{*}〕 奉門部」 (60)×(21)×1 061
- ・「^{月下番}〔應仕^{*}〕 奉門部」 (21) 「^{月下番}〔應仕^{*}〕 奉門部」 (149)×(17)×4 061



右四人鷗村列

「曾」
中大伴門

右四人三龍列

(20)×(28)×7 081*

「<河内国大縣郡家原」

(91)×(13)×2 039

<伊勢国朝明×

(79)×17×3 039

「志摩国英虞郡名」
〔羅×〕

(97)×(6)×5 061

・参河国八名郡多米郷

(120)×19×3 019

・天平二年六月五×

(120)×19×3 019

・「駿河国駿河郡柏原郷山」
〔田×〕

(121)×(7)×5 032

・「真高錢六百文」

113×21×3 032

「安房国安房郡白浜郷長」
〔田×〕

100×20×4 082

「V」衆郷熟麻

(121)×(14)×2 039

□ 山直加太 名草郡上神郷戸主

(179)×16×4 019

<美濃国武義×

199×30×6 032

「」在蓋盤四口別箇一□内
「大盤」□

(179)×16×4 019

「」九九八十一 八九七十一 七九六×

(265)×27×7 019

「取松」
〔人食×〕

(140)×18×5 019

「」六十一人 用七升五□

(26)×(5)×5 081

□一千五百六隻

(67)×17×3 039

・「V」播磨國□

(67)×17×3 039

・「V」養錢□
〔大×〕

(67)×17×3 039

39	・「 <u>周防国大鳴郡務理郷平群部岡調塩三斗</u> 」		49	・「 <u>鮓糞量一斤</u> 」	(79)×(15)×3 061
40	・「 <u>天平勝寶五年九月</u> 」	220×28×3 033	50	・「 <u>曾祢高嶋</u> 」	
41	・「 <u>讃岐国大内都引×</u> 」	(104)×22×4 039	51	・「 <u>天平廿年十一月十八日</u> 」	125×19×2 052
42	・「 <u>讃岐国那珂郡子松郷麻米</u> 」		52	・「 <u>牟毛郡公万匁</u> 」	174×19×5 032
43	・「 <u>六斗</u> 」	155×24×4 011	53	・「 <u>味酒牧男</u> 」	(89)×25×2 019
44	・「 <u>伊与国浮穴郡一門郷白米毫十</u> 」	(100)×23×3 039	54	・「 <u>天平一年九月十九日来錢十四</u> 」	(263)×(36)×3 051*
45	・「 <u>伊与国伊与郡桜井村庸米臼</u> 」	(101)×14×6 019	55	・「 <u>大和國忍海郡</u> 」	(琴形) 251×37×5 011*
46	・「 <u>字和郡海部郷</u> 」	(手か)	56	・「 <u>隱道道(一郷E.)</u> 」	(琴形) (216)×38×4 019*
47	・「 <u>知部万石</u> 」	(楚割か)	57	・「 <u>良</u> 」	(部か)
48	・「 <u>字和郡海部郷</u> 」	(五升か)	58	・「 <u>良</u> 」	(良) (部か)
49	・「 <u>大宰府貢交易油三斗</u> 」	(110)×28×3 039	59	・「 <u>良</u> 」	(良) (部か)
50	・「 <u>寶龟三年科</u> 」		60	・「 <u>良</u> 」	(良) (部か)
51	・「 <u>上滑海藻五十斤</u> 」		61	・「 <u>良</u> 」	(良) (部か)
52	・「 <u>天平二年閏六月七日</u> 」	(123)×21×5 019	62	・「 <u>良</u> 」	(良) (部か)
53	・「 <u>布乃理</u> 」		63	・「 <u>良</u> 」	(良) (部か)
54	・「 <u>鯛春須</u> 」	(73)×19×3 039	64	・「 <u>良</u> 」	(良) (部か)
55	・「 <u>右兵衛府</u> 」		65	・「 <u>良</u> 」	(良) (部か)
56	・「 <u>龟七</u> 」		66	・「 <u>良</u> 」	(良) (部か)

木簡の中には、官司に關係するところが多い。(3)は「皇後宮解」の文書木簡であるが、短冊形ではなく、左辺は文字のある部分を斜めに切り、下半部も左右両側から斜めに切つて細くするという二次的整形を受けている。また文書木簡としては長さは一二四強と短いが、文章は続いている。したがつてこれは「解」の正文ではないとみられる。(4)は中務省から衛門府に宛てた移、(7)は「松本^{〔毛〕}」宛の牒だが、差出は不詳。「松本宅」については、天平勝宝四年四月の「写經所謂経文」(大日本古文書編年)一二卷二六四見、およびかつて平城宮南面西門(若狭殿門)前の二条大路北側溝から出土した木簡(奈良國立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』一五)に見える「松本宮」との関連の有無が注意されよう。

(8)は軸の頭部を板状に作りだした題簽軸であり、「諸司」から届いた文書を貼り離いで保管するような部署で用いられたものである。また衛府にかかるものが目立つ。(4)(9)は衛門府にかかわり、(5)には「右兵衛府」(4)(9)には「府」という語が見える。

(10)は門の警備にある「列」の歴名であり、これだけではどこに属する門かは不明であるが、「中大伴門」の門号は注目される。弘仁陰陽寮式土牛糞逸文には、大寒の日の前夜宮城諸門に立てる土牛童子像の色を規定しているが、その中に大伴門の名が見える。そしてそれは延喜式の同条文と比較すると、朱雀門に相当することは明白である。「統日本紀」や木簡などから、朱雀門の名が既に平城

宮で用いられていたことは明らかであるが、一方で大伴門の名も使われていたことは、宮内出土の木簡にその名が見えることからわかる(本誌一六号参照)。恐らく公的には朱雀門と呼んだが、古来の大伴門という呼称も並行して用いられていたのである。

したがつて「中大伴門」は朱雀門に關係のある門号であり、平城宮内にあった門ということになるが、「中」から想起されるのが、「統日本紀」天平神護二年(七六六)五月戊午乗に見える「中壬生門」である。それは大納言吉備真備が柱を中壬生門の西に立て、官司に冤枉された百姓らにその下で訴えさせるようにしたという記事である。壬生門は先の弘仁・延喜式などによれば、二条大路に面する宮の南面東門である。それに對し「中壬生門」については、いくつかの説がある。天武朝難波宮以来、宮内の門は、内門(義孝令では西門)・官衛令集解宮闈門・參引古記説參照)・中門(宮門)・外門(宮城門)の三重構造が基本であったが、平城宮では外門である壬生門と、中門である朝堂院門の間に、新たに朝集殿院門が成立し、それが壬生門の内側の門だから中壬生門と呼ばれたとする説(直木季次郎「平城宮諸門の一考察」日本書紀研究一五)と、人々の訴えを直接聞くという趣旨からして、壬生門と同じと解する説(若波新日本古典文学大系「統日本紀」四補注)、あるいは「中」は中央の意であり、壬生門が第一次朝堂院の正面門として、朝儀に際して重要な機能を有することからそう呼ばれたものとする説(奈良國立文化財研究所

「平城宮発掘調査報告」(3)などがある。

しかしここでもう一つ「中十宮城門」というタイプの門号の存在が明らかになると、それを宮城門と同じと解するよりは、その一つ内側の、中門相当の門にあてるほうが妥当ではなかろうか。そうであるなら「中大伴門」は朱雀門の北側の門ということになる。平城宮ではそこには第一次朝堂院があり、それには朝集殿院が付属しないから、朝堂院の南門が「中大伴門」であろう。このように朱雀門の北に「中大伴門」があつたとする、平安宮では朱雀門の北側にあたる朝集殿院南門が「中天門」と呼ばれるようになることも理解しやすいと思われる。この理解に大過なければ、中門の警護にあつたのは衛門府と衛士府であったから（宮衛令集解宮闈門条所引古記裏、「中大伴門」を守る「三龍列」は門部ないしは衛士であろう。もう一つ同じ木簡に見える「曾^雅門」については、門号からは蘇我氏との関連が想起されるかもしれないが（曾見の限り蘇我を曾雅と表記した例は見当たらぬ）、その位置は不詳である。しかし「中大伴門」と並記されているから、やはり中門にあたるのである。

荷札木簡が目につくのも特徴である。ただし32の「六百文」は養錢であろう。養錢は衛士ないしは仕丁に対して開元から送られた錢であり、木簡はその荷札である。³³も同じである。したがってこれらも衛府関係木簡が多いという、先に指摘した特徴にかかる可能性がある。鴟大宰府の「交易油」に関連しては、延喜民部式下の交

易雜物条に大宰府の貢納品の一つとして「雜油卅石」が見える。

54から55までが、ほぼ同じ大きさの二点分の琴形に書かれたものである（巻頭図版参照）。54と55が上板で、上端に五つの小孔、下端には五カ所の切り込みがあり、糸をかけるようになっているが、実際にかけた痕跡はない。55と56は底板である。ともに下端に目玉状の丸を墨で描いた部分があるが（印は左半部が欠損）、上端には残存していない。本来の形は、底板の上下両端の部分に横に切れ目を入れて折り曲げ、前後の側板として斜めに立ち上げていたとみられる。またそれらは別に逆台形の左右の側板があり、鋸歯状模様を墨線で描いている。それらを組み合わせると、ちょうど船のような形になる。そうすると55の下端の二つの丸は、船の軸先ないしは艦部分に描かれていることになるが、「吉備大臣入唐絵巻」に見える吉備真備の乗る遣唐使船の軸先には、眼が描かれている。この二つの丸がそうしたものであるとすると、底板の文字も外側に書かれたことになるが、上板の文字が外側になるのかどうかはわからない。なお初の墨凹を描いた部分の裏側下端には、墨が塗られている。また底板の55には二カ所、切には一カ所、小さい孔がある。そこに棒を刺すというように、琴形の使用方法に関わるものである可能性もある。

55 56の墨書きは習書であるが、「道」「郡」「隣」などの共通する字があり同筆で、かつもとは同材であつたとみてよい。また54は大

和国忍海郡の名を書き、他の習書とは趣を異にするが、その「郡」字の右、材の右端にある墨付きは、因の三字目の「道」のしんによる左下に紙くものとみられる。したがってすべて一括史料とみてよい。64を含めていずれの文字も、琴形の板の中に上下はおさまっている。左右もほぼおさまっているが、先ほど指摘したことからすると、少なくとも64と65は字を書いてから板を切ったとみられる。しかしその場合も、板の中での文字の位置からすると、切ることを意識して字を書いたのではなかろうか。あるいは既に切り整えた板を並べて、文字を書いたという可能性もないことはないが、その理由は考えにくい。また祭祀に用いる琴形に文字、それも多くは習書を記した意味はわからない。あるいは使用後に板を並べて書いたとも考えられようが、祭祀に用いた物の扱いとしては疑問が残る。なお54の都名の意味とともに今後の課題である。

54「封」は、上下に切り込みがあるというその形態、「封」字は丁度上の切り込みの位置に書かれ、その中間に墨の途切れている部分があることから、封緘木筒であることは明らかである。裏面を調整していないのは、一枚の板を上から途中まで表裏に剥いで、紙を挟むようにしている封緘木筒と共通している。

このように内容的に注目される木筒が多く出土したが、それらの性格を考える時、これらを一括史料として扱つてよいのか、さらにそれに関連してどこで捨てたのかという問題がある。木筒の出土場

所も祭祀関係遺物と同じ傾向を示すが、西側溝がわめて大規模な溝であることからすると、廃棄場所は一ヵ所とは限らず、またかなり上流から流れできた可能性もある。十六坪の遺構には官衙的様相はあまり見られず、宅地の可能性が大きく、これらの木筒と結びつくとは考えがたい。西側溝を通りていくと、平城宮東南隅に行き着く。平城宮内で用いられた木筒が、ここまで流れてきたという可能性もある。あるいは平安京では、京内に左右衛門府町・左右兵衛府町などがあったことからすると、平城宮内にも同種の施設があり、そこで廃棄された可能性も考えられよう。もちろんその場合でも、出土したすべての木筒にそれがはまるとは限らない。今後、西側溝上流部での発掘調査に注意すべきである。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所「一九九四年度平城宮跡発掘調査金部発掘調査報告」(一九九五年)

同「平城宮発掘調査出土木筒概報」三一(一九九五年)

(鈴野和己)

奈良・高安城関連遺跡



(大阪東南部)

調査地の地形は、信貴山
朝護孫子寺の南約五〇〇m
に所在するとつくり池に向
かって西から東へ開口する



(1) 〔□□□□□〕
15×23×4 01

奈良県立橿原考古学研究所「高安城関連遺跡発掘調査概報」(奈
良県遺跡調査概報 一九八八年度) 一九八八年

- 1 所在地 奈良県生駒郡三郷町南畑
- 2 調査期間 第九次調査 一九八七年(昭62)九月一~一月
- 3 発掘機関 奈良県立橿原考古学研究所
- 4 調査担当者 橋本裕行
- 5 遺跡の種類 集落跡および遺物包含層
- 6 遺跡の年代 古代~近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
天智六年(六六七)に築かれたと言われる高安城の推定範囲内において、奈良県耕作地による県営圃場整備事業が計画され、それに伴う事前調査が継続的に行なわれているが、本調査は西和広域農業第十回地造成に伴う事前調査として実施された。

長方形の木簡で完形。上端左右の隅を削り、下端は裏から表にかけて下方へ斜めに削って加工する。木簡表面の黒変が著しく、肉眼では墨痕はわからない。赤外線テレビによる観察によつて片面に六文字分の墨書が確認されたが、内容は不明である。

9 関係文献

谷部と、これを取り巻く瘦せ尾根から成り立つてゐる。木簡は、谷部に設定したCトレンチのほぼ中央付近より出土した。

Cトレンチでは、遺構は認められなかつたが、遺物包含層を確認した。これは、現地表下約三〇cmから一・三mの深さに存在し、中世の遺物を多く包含していた。木簡は、この包含層中より出土した。

8 木簡の篆文・内容

15×23×4 01

〔□□□□□〕

木簡研究 第一六号

卷頭言

吉田 孝

一九九三年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡右京二条三坊四坪 楽師寺旧境内 大安寺旧境
内 奧福寺旧境内 東大寺 阪原坂戸遺跡 鞆原宮跡 鞆原京跡右京九条
四坊 飛鳥京跡 定林寺北方遺跡 金剛寺遺跡 下茶屋遺跡 長岡京跡(1)
長岡京跡(2) 平安京跡左京三条三坊十三町 大坂城跡(1) 大坂城跡(2) 大
坂城下町跡 若江遺跡 西ノ辻遺跡 持狹遺跡(1) 持狹遺跡(2) 砂入遺跡
柿布ヶ森遺跡 見成岡遺跡 木梨 北浦遺跡 鞆江別所遺跡 阿形遺跡
伊勢寺遺跡 御殿・二之宮遺跡 東中館跡 長崎遺跡 八幡前・若宮遺跡
大宮遺跡 三笠遺跡 鶴田遺跡 大成文遺跡 杉崎鹿寺 元経寺田遺跡
南A遺跡 安子島城跡 山王遺跡 今坂遺跡 扎田櫻跡 福井城跡 一乗
谷朝倉氏遺跡 戸水大西遺跡 西念・南新保遺跡 八幡林遺跡 宮長竹ヶ
鼻遺跡 タチヨウ遺跡 円城寺前遺跡 古市遺跡 郡山城下町遺跡 周
防国府跡 初瀬遺跡 船戸遺跡 ヘボノ木遺跡 原の辻遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一六)

平城京跡左京一条三坊十五・十六坪

沖縄の祝符木簡
いまに思づく祝符・彩代の習俗
文書木簡はいつ廢棄されるか
史料紹介 近世の疊の頭板について
史料紹介 近世の荷札木簡の一例

山里純一

奥野義雄

今泉隆翠

今津勝紀

鈴木景二

価値 五五〇〇円 送料五〇〇円

木簡研究 第一五号

卷頭言

早川 庄八

一九九二年出土の木簡

概要 平城京跡 平城京左京三条三坊三坪 平城京右京三秦二坊三坪 藤原宮跡 藤原宮石京五条四坊 丹切道跡 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 中海道道跡 繁麗寺遺跡 平安京跡・旧二条城跡 鳥羽離宮跡 大坂城跡 大坂城下町跡 喜連東道跡 平野環濠跡市道跡 桐附道跡 桐快道跡(内田地区) 鴨田遺跡 六大B遺跡 安養寺跡 宮の西遺跡 赤堀城跡 梶子遺跡 城之内遺跡 二本柳遺跡 二之宮宮東遺跡 安養寺跡西遺跡 世良田課下遺跡 小茶円道跡 香匠地遺跡 瑞嚴寺城内遺跡 八幡林遺跡 織ノ前遺跡 馬場天神經道跡 乾道跡 宮水ほじ川遺跡 北高木遺跡 山崎遺跡 中島田遺跡 久米庄田森元遺跡 故世音寺跡(南門跡) 駒道遺跡 城原三本谷南遺跡 豊北小学校跡地内遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一五)

一乘谷朝倉氏道跡(第九次) 長岡宮跡(宮第三・三三次) 草戸千軒町遺跡(第五・六・八次)

国・都の行政と木簡

I 「国府跡」出土木簡の検討を中心として

加藤 友康
田中淳一郎

書報

価額 四五〇〇円 送料五〇〇円

京都・長岡京跡(3)



(京都府立図書館蔵)

当地は左京六条二坊三町
の北西隅に位置しており、
調査では東一坊大路東側溝
を中心とし、土坑、溝、柱穴、
六条々間小路南側溝の一部

- | | |
|---------------------|--|
| 1 所在地 | 一 京都府長岡京市神足发生、二 同市今里四丁 |
| 2 調査期間 | 一 一九九四年(平成6)三月～四月、二 一九九五年一月～三月 |
| 3 発掘機関 | 同上 |
| 4 調査担当者 | 原秀樹 |
| 5 遺跡の種類 | 一 都城跡、二 古墳・都城跡 |
| 6 遺跡の年代 | 一 長岡京期(七八四～七九四年)、二 古墳時代
前期～鎌倉時代 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構
の概要 | 一 左京六条二坊三町
(左京第三六火大調査)
二 右京三条三坊四町(右京第四八八次調査) |

を検出した。本地点の東一坊大路東側溝は、幅2.0～2.3m、深さ0.4～0.6mである。溝底が深くなる南側部分には、両岸を杭と側板で護岸した構と考えられる施設があり、約4.5m分確認した。長岡京の橋としては最大級であり、同様の規模をもつ門が大路に面して設けられた可能性が強い。このほか、交差点の南では平原な面を上にして一列等間隔に並ぶ三個の人頭大の石と、転がったとみられる同じくらいの石を三個余り検出した。一列に並ぶ石は、層位的に調溝が半ば埋まつた段階に置かれていることから、遷都当初の造営から時間をおいて造られたことがわかる。これは石の上に板などを並べた様ではないかと考えている。

遺物は、土師器・須恵器・黒色土器・二彩陶器・瓦・木皿・糸巻き・鉄釘・神功開宝・歌碑・墓石などが出土し、また車軸・轍・人面墨書土器・土馬・桃の種・銅錢が多い点は、条坊交差点での祭祀を物語るものである。このほか土師器と須恵器の食器類には「大」「器」「吉」「万」「口足」「山」と墨書したものや、「十」「升」「卅」「メ」「廿」などの記号を墨書き、線刻したものが出土している。

調査地は、長岡京の西二坊大路と三条三条間南小路に面する右京三条三坊四町の北東部に位置するほか、古墳時代中期前半に築造された前方後円墳である今里車塚古墳の後円部および周濠の一部と重なっている。また、西方には郡名を冠する乙調寺があり、当地は古代

より乙訓郡の中心地域であったことがうかがわれる。

今回の調査は、長岡京跡右京第四八・八次調査（今里車塚古墳第八次調査）として実施したものである。同古墳は、京都府教育委員会が一九七八・七九年に実施した右京第一二・二六次調査（今里車塚古墳第一・二次調査）で初めて確認され、長岡京の西二坊大路が、後円部と南北の周濠部分を路面に改変した状況が明らかにされた。周濠から出土した人面墨書き土器や人形、土馬などの祭祀遺物や二彩陶器

は、古墳の削平や埋め立てにともない祭祀が行なわれたことを物語つており、今回も同様の祭祀遺物が出土した。周濠からは、埴輪や木製品のほか、長岡京期と平安時代前半期の遺物が出土しており、中世には周濠を分断して杭で護岸した土堤が築かれ、溜池に利用されている。このうち古墳に関する遺物では、他に類例のない大型の木製飾り板の出土が特筆される。なお、一九九〇年の右京第三五一次調査（今里車塚古墳第七次調査）では、周濠内から木筒が一点出土している（本誌第二三号）。

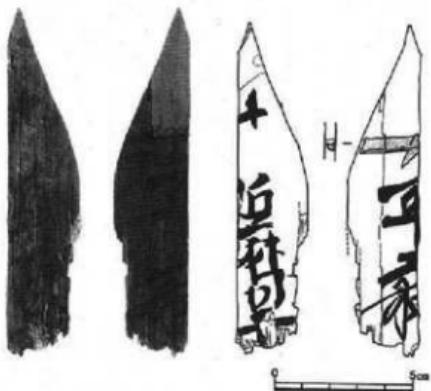
8 木筒の観文・内容

一 左京六条二坊三町

(1) □ □ □ 麻 ×
延暦四×

(118) × (25) × 5 (38)

人名と年号が表裏に記されている。文字は肉眼でも確認できるが、一部の文字は破損による折れと傷みで判読できない。木筒には転用時に付けられた墨線と斜めに切断した跡があり、再利用にあたって加工や細工が行なわれたことがわかる。木筒の形態・用途、人名については断片のため明らかにできないが、文字が大きく当初の材の幅は現状のほぼ二倍に復元できる。



二 右京三条三坊四町

- (1) • < (符縫) (無カ) □
 . < (符縫) (文様カ)

(符縫カ)

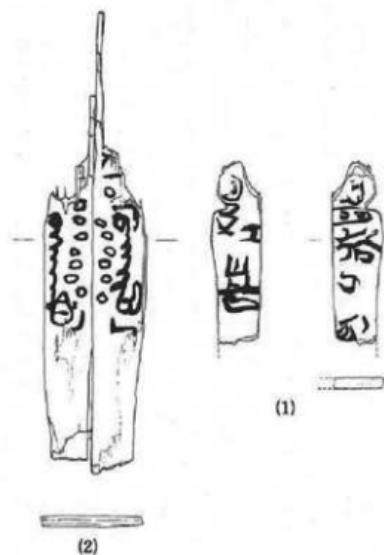
(153) × (13) × 4 (8)
 (153) × (33) × 4 (8)

能した状況を考えると、長岡京期から中世前半期までの時間幅があるが、木簡が出土した下層の土器から判断すると、長岡京期から平安時代前半期の幅におさまるものと考えられる。
 なお私説にあたっては、奈良大学水野正好氏、向日市教育委員会 清水みき氏のご教示を得た。

木簡は、周濠北西部の下層から二点出土した。ともに墨書が明瞭に残る呪符木簡であるが、その全容については不明である。(1)は一方の側面と上下端を欠損しており、切り込みについては二次的な可能性もある。表面は長方形の区画の中に□(星)を三から四つ横に並べ、下には頗らしい表現がある。裏面にも□、山などを配しており、欠損する一方にも同様の□、山を並列した可能性が高い。両面には、上部に曲線で表現された記号または文様が描かれているが、傷みと折れで何なのか判然としない。(2)は真ん中で左右二片に割れており、一部傷みで墨書が見えないうえに上下端を欠損している。表裏に削り痕が残る。中央に七個の○(雷)をほぼ左右対称に並べ、その両外側には六回螺旋状に尾を巻く符を配し、上下に門符かと思われる中國の符に似た表現をするものがある。

これらの木簡については他に同様の出土例が見当たらず、今後同様の事例が明らかになることが待たれる。

木簡の年代については、周濠が中世まで完全に埋まることなく機



京都・平安京跡左京四条一坊一町

- | | |
|---------------|----------------------|
| 所在地 | 京都市中京区壬生朱雀町 |
| 調査期間 | 一九九二年(平四)一月一~一九九三年四月 |
| 発掘機関 | 勧京都市埋蔵文化財研究所 |
| 調査担当者 | 鈴木久男・清藤玲子・南孝雄 |
| 遺跡の種類 | 都城跡 |
| 遺跡の年代 | 平安時代 |
| 遺跡及び木簡出土遺物の概要 | |



(京報北西語)

たのは第二、第三のレンチで検出した平安時代前期、九世紀代の遺構からである

に位置し、西は朱雀大路に面
工事に先立ち行なわれ、工事
計画に従い四つの調査区を
設定した。

く平安時代の前期と後期に
計画に従い四つの調査区を
設定した。

遺物は、自然流路、池からそれぞれ出土する。自然流路からは土器類の他、木器も大量に出土する。木器には、漆塗りの刷毛、下駄・ヘラ状木製品（舞木？）等がある。池からも土器類・木器などが出土するが、土器の中には須恵器の壹の体部に「家」と記された墨書き器がある。

分かれる。第一期は九世紀の前半、平安京造営に伴う時期で、一町の南側では六角小路の南北両側溝が検出された。しかし町内の中央には、北東から南西に流れ幅四mの自然流路も存在する。第二期も九世紀の前半であるが、町内の自然流路は埋め立てられ、一町の南西部に園地の池が造られる。池の規模は東西幅三八m、南北幅は不明、深さ〇・四mを測る。池の汀には〇・二m大の石を敷いた州浜を施している。汀の北西部には導水施設も存在する。この園池は九世紀の後半には廃絶する。

8

木簡は六点出土している。(1)から(3)が自然流路、(4)から(6)が園地の池からの出土である。

- (1) 沙賀我太雲朗具不祢乃都久
カ

(178) × 15 × ?



(4) 表

(1)の形状は○一型式に似るが、下方を二又に割り、人形に似た形となつてゐる。裏面二字目は示偏、七字目はしんによる文字である。(5)は、やや大型の題籠で、軸部は欠損する。一行目の第一二字は不明であるが、共伴する土器から「十一年」は承和二年(八四二)

(6)

(5)

口十一年五月十三日始

朱雀院炭日記

(4)

朱省院歲日記

(3) 三升斗

×月廿六日史生□□人麻×

(95+199)×(25)×4=681

(2) 通抄新舊文覽□□十四年十月十日□□ 247×32×3 611

四、貞觀一年（八六九）が考えられる。「炭日記」がどのような文書であったのか現在知り得ないが、朱雀院は、今回の調査地とは、朱雀大路を扶んで西側に存在した栗代の後院であり、当地に朱雀院との関係の深い施設が存在したことを示唆している。

木簡の軽文については、奈良国立文化財研究所の綾村宏、館野和也、渡辺晃宏氏のご教示を得た。

9

財政市埋蔵文化財研究所 平成四年度 京都府埋蔵文化財調査
概要(一九九五年)

南
宋
志

京都・平安京跡左京八条三坊十四町



(京都東南部)

1 所在地 京都市下京区東塙小路町
2 調査期間 一九九三年(平5)四月~七月
3 発掘機関 勝京都都市埋蔵文化財研究所
4 調査担当者 百瀬正恒・前田義明・真喜利恵子
5 遺跡の種類 都城・中世都市跡
6 遺跡の年代 平安時代後期から室町時代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

京都駅構内では駅舎の建て替え工事に伴い、平成二年から六年まで、都合八回の発掘調査を実施し、室町小路路面・建物跡を中心とする「町」の遺構や銅の鋳造遺構などを多数検出した。

木簡の出土した調査は第四次調査で、構内の東北端に位置し、東洞院大路に接した地点である。

駅の構内は、平安京三条

の左京八条三坊三十六・十

一~十四町、八条四坊三・

1 所在地 京都市下京区東塙小路町
2 調査期間 一九九三年(平5)四月~七月
3 発掘機関 勝京都都市埋蔵文化財研究所
4 調査担当者 百瀬正恒・前田義明・真喜利恵子
5 遺跡の種類 都城・中世都市跡
6 遺跡の年代 平安時代後期から室町時代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

京都駅構内では駅舎の建て替え工事に伴い、平成二年から六年まで、都合八回の発掘調査を実施し、室町小路路面・建物跡を中心とする「町」の遺構や銅の鋳造遺構などを多数検出した。

木簡は左京八条三坊十四町で出土した。同町は東寺百合文書「後

高倉院町下文抄写」に「梅小路北東洞院西一丁 御倉跡」と記載さ

れ、倉町であったことがわかる。

第四次調査では、平安時代後期から室町時代前期の遺構・遺物が

出土したが、中心は鎌倉時代後半の遺構である。

平安時代後期・鎌倉時代前期の遺構には、排水溝・土坑・柱穴・

整地層・瓦溜がある。瓦溜から平安時代後期の軒瓦が多数出土した。

鎌倉時代後期の遺構には、溝・土坑・柱穴などがある。溝には、

幅一・五mの東西溝SD一〇〇があり、宅地の区画溝と考えられる。

遺物は、下層の腐食土層から多量の木製品・木簡(1)・将棋駒(2)・草履状木製品・箸などが、中層からは完形の土師器と草履状木製品が

点々と出土した。上層はグリ石で埋めており、溝の廃棄時に完形の

土器を埋納したことがわかる。

室町時代前半の遺構には、井戸・土坑・柱穴などがある。土坑は

トレンチの北東部と、北西部に集中する。いずれも径が一m前後、

深さ〇・五～〇・五mm前後の平面円形で、木製品と土器が多量に出土した。

形态、出土遺物からゴミ捨て穴として機能していたものと考えられる。木簡(3)は、その一つSK-111四三から出土した。

8 木簡の釈文・内容

SD-150

(1) 「佛 合合 □」

233×(34)×3 (81)

(2) 「中兵」(符號跡)

203×23×5 (61)

SK-111四

(3) 「か々の□うの殿へ

(146)×142×2 (61)

東寺は後宇多法皇から寄進された土地を管理するために、年貢帳を作成し、現在、①元応元年(一三一九)「八条院町地子帳」(『保倉遺文』二七〇八二号。以下いすれも東寺百合文書)、②建武元年(一三三四)「八条院町年貢敷用状」、③建武五年(一三三四年)「八条院町年貢帳」、④貞治元年(一三六一)「八条院町地子井荒不作注進状」が残っている。

元応元年の「八条院町地子帳」には、東洞院大路の西側の宅地の

八条坊門から梅小路にかけて、「二軒の屋敷地が記載されている。調査地点は、年貢の負担額などから割り出すと、「衛藤跡」と記載された宅地にある。同様に、建武五年の年貢帳では、「孫次郎」「トウ實 今又次郎」「次郎兵衛」「次郎兵衛」「セイ次郎」などの宅地、貞治元年(一三六一)では、「寂正」「勝善跡不作」「四郎三郎」などの宅地に相当する。SD-150はこの宅地割の区画溝と考えられる。

なお、木簡の釈読は、梅花女子大学文学部の馬田綾子、奈良国立文化財研究所の綾村宏・館野和己・渡辺見宏・古尾谷知浩の各氏による。

(吉澤正恒)



京都・平安京跡右京八条二坊二町



(京都西南部)

この遺跡は、京都市立七条小学校敷地内にある。調査地点は右京八条二坊二町のはば中央西端に該当する。この地は平安京の官設市の一つである西市の外縁に展開する市外町に南接する位置にある。同小学校敷地内では今回の調査対象地

区の東と北に接する地域で、これまでに一九八三年に実施した第一次調査（木誌第六号）と一九八五年に実施した第二次調査（同第八号）

- | | | |
|---|---------------|----------------------|
| 1 | 所在地 | 京都市下京区西七条石井町 |
| 2 | 調査期間 | 一九九三年(平5)一二月～一九九四年四月 |
| 3 | 発掘機関 | 財京都埋蔵文化財研究所 |
| 4 | 調査担当者 | 辻裕司・近藤知子 |
| 5 | 遺跡の種類 | 都城跡 |
| 6 | 遺跡の年代 | 古墳時代～室町時代 |
| 7 | 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

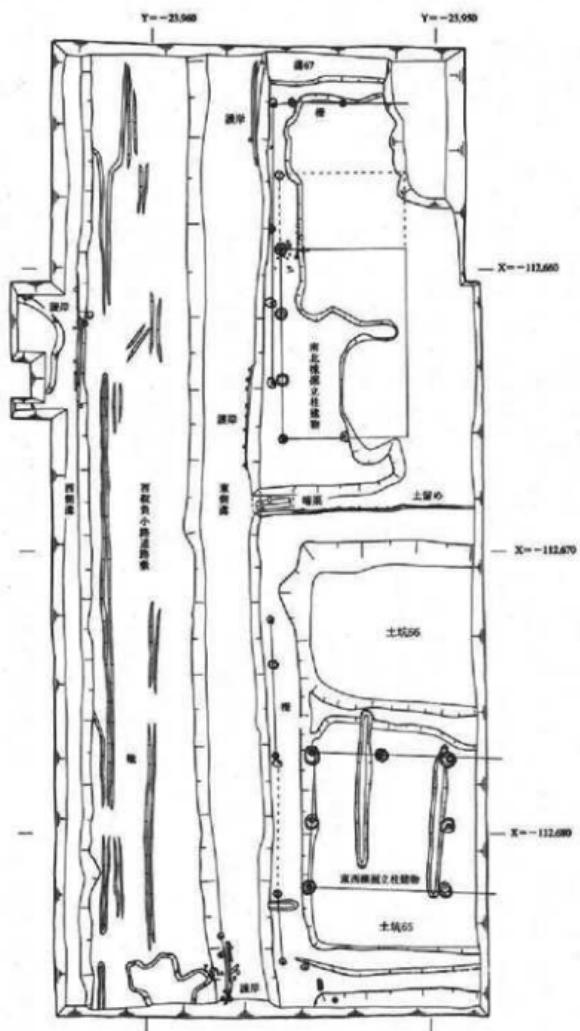
この遺跡は、京都市立七条小学校敷地内にある。調査地点は右京八条二坊二町のはば中央西端に該当する。この地は平安京の官設市

の一つである西市の外縁に展開する市外町に南接する位置にある。同小学校敷

地内では今回の調査対象地の発掘調査例があり、各々豊富な木製品とともに多数の木簡が出土している。検出した遺構には、条坊遺構や二町内の宅地割りを示す遺構などがあり、それぞれ連続し密接に関わる。今回の第三次調査も同様の施設改築に伴う事前の調査である。

当該地の地形は東が高く南北に向かって緩傾斜を呈する。第一次





第3次調査出土遺構図

調査で検出した池状遺構の肩口から西は低位にあり、湿地状を呈する。この湿地から古墳時代前期に属する土器が出土した。湿地上面には腐植土層が堆積し、平安京造営時の当該地点における基盤層となる。

この基盤層上面に厚さ約〇・六mの積土を施し造成するが、造成箇所は主として二町の西面築地（西側負小路東築地）想定位置や四門制に従つた各門界想定位置を対象としており、宅地内には窪む。築地や門界を示す積土上半部は同一の土層を用いた整地がなされており、当該地の造成開発が戸主単位の個別的な契機によるものでないことを示している。各門界を示す積土によつて区画された空間は、東四行西半の北三門・北六門の一部と北四・北五門であり、北四・五門の各南北幅は約一五m（五丈）である。

西側負小路に該当する箇所は、平安時代初頭にはほぼ小路幅分の南北流路が敷設されており、運河として利用された可能性が高い。

この流路からは多量の木製品とともに木簡も多数出土している。

平安時代前期前半には流路は埋没し、上面に西側負小路が敷設される。小路は道路敷と東・西側溝を検出した。道路敷は砂・小砾で造成され、乾燥時にはきわめて堅固である。検出幅は約四mある。東・西側溝は幅が二・三mある。側溝内の、門界および北四門に面する四カ所には護岸施設があり、橋に伴う施設と考えている。

北四門の北・西邊には橋がめぐる。南西部に積土を施し、その上

面に南北棟掘立柱建物が一棟建つ。建物は小路に面し、建物南西部には橋に想定した護岸を伴い、その箇所で橋は途切れる。北辺外側には東西方向の溝が延び、南辺の内側西端には暗渠排水施設がある。従つて、この宅地は一戸主内に収まると考えている。暗渠底面西端には竪單一四枚・和同開珎一枚を置き、細かい砂礫で覆つて蓋板を被せ埋め戻す。埋納された竪单には北四門内への水・病い・穢れの侵入を防ぐ目的が想定できる。

北五門内には北四・五門界から南へ約七mの地点に高まりがある。この高まりを境に南には土器・木製品（〔1〕「延暦廿四年」木簡を含む）などが多量に投棄され、平安時代前期前半にはあまり活発な利用状況はない。後半になると、先の高まりに規制を受けるような状態で南北に積土を施し、東西棟掘立柱建物を一棟建てる。

以上のように、西市外町に南接する地域が、平安京の造営に間に置かず開発されたことを明らかにすることはできた。西市設営が周辺の条坊路ならびに路に面する宅地の開発にも強い影響を及ぼしたことが窺える。市外町外郭地域の重要性が指摘でき、市周辺に展開したとされる諸國の調邸や諸官司などの物貯蔵施設の存在や、市外町の開発時期にも関わる極めて重要な情報を含んでいると言える。

西側負小路は物資の流通についての重要性は言うまでもなく、西市の中央を南北に貫く主要条坊路である。造営当初の運河的な利用は西堀川小路と共に平安京への水運による物資搬入を示す遺構と捉

えることができる。なお、当該地では多種多岐にわたる祭祀具が出土しており、市との境界における祭祀(場)も指摘できる。

遺物は整理用コンテナで二九四箱分出土した。内訳は土器・瓦類一〇〇箱、木質遺物一七〇箱、その他二四箱で、遺物の大半は平安時代前期に属する。遺物内容は土器類、瓦類、土製品、錢貨、金属製品、木製品、木簡、植物種実、骨などがある。

土器類では①「延暦廿四年」木簡を伴う土坑六五出土土器が挙げられる。土器は平安京Ⅰ期中(八〇〇年前後)【平安京右京三条三坊】(京都市埋蔵文化財研究所調査報告第一〇号の土器型式編年による)に取まとると考へている。

木製品では工具・紡織具・運搬具・漁具・服飾具・容器・食事具・文具・計量具・遊戲具・祭祀具・部材・雜具がある。

墨書き器・ヘラ記号土器などの文字・記号資料は約四〇点あるが、大半は破片である。「成」「大」「奉」などが判読できる。

木簡は、叢文の立たないものや墨痕のない付札状木製品などを含めて六〇点ある。遺構別の内訳は、北五門該当箇所積土層から一点、北五門南半(土坑六五)から三点、北五門北半(土坑六六)から八点、南北流路から二九点、北三・四門界東西溝(溝六七)から一点、西報負小路東側溝(溝三七)から七点、宅地上面を覆う遺物包含層(第十七層)から一点出土している。

精土簡

・「秦秦秦」
・「乃ニニ」

(1) 「ノ千小麦五斗」

〔主カ〕

(2) 「ノ白米五斗」
・□日
・□日

〔主カ〕

(3) 「□□□□□□□□□」

〔主カ〕

(4) 「ノ白米五斗」
・□日
・□日

〔主カ〕

(5) □ 錢錢錢錢

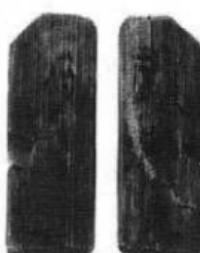
〔主カ〕

113×112×3 061

131×20×4 063

78×28×7 011

(1)



(5)



(6) □□□申□□

(174)×(14)×4 081

05 □□生□

061

(7) 六十六 大□□

(184)×(15)×4 081

06 □□□

061

(8) [六十五] □□□

(123)×(10)×5 081

南北流路

(9) 六卅□□六廿廿

(94)×21×4 081

05

061

□□

(107)×(16)×2 081

06

061

(10) □□□□□

(107)×(16)×2 081

06

061

土坑六五

(11) 「納物式種 紙廿三帖
廉布一端 補料」

133×22×3 011

(11)

「延曆廿四年五月十九日記秋穗」

(135)×20×4 033

(12)

(12) 「▽大□

土坑六六

(13) □大車 小車小□小□

(136)×(11)×1 081

(13)

(14) □□[浮□]

(91)



(17) 「買進上米老斛伍斗直錢毫貫肆伯伍拾文
・「□浜私賣附上鶴一隻直錢京上報〔納○〕七月×
(265)×16×5 019

60

18	「猪山上」	(50)×17×3 031*
19	「阿知魚腊」	153×19×5 033
20	「朝□堅魚一」	(99)×13×2 039
21	「V□□斗」	(116)×19×5 039
22	「□□〔麻々〕 □□」	225×32×4 061
23	「教賈苦万品田五十」 「月十□」	139×30×4 051*
24	「□□五〔牛々〕」 「□□」	147×28×6 061
25	「□□□」	(73)×(8)×4 061
26	「□□聯□□」	(106)×(10)×2 069
27	「間上間平間中」	92×19×5 061
28	「□□」	(142)×(15)×2 081

(5) □□□

□□□

□□□□ (仕方)

001

(79)×(15)×2 001

第七層

(3) 「謹解 申請借銭事

〔十九年三カ〕

(153)×(12)×3 001*

満六七
□□□

(180)×(59)×6 001

満三七

(3) □百濟公□□

(註 著司)

付札木簡ないし内容から付札木簡と類推できるものが比較的多數ある。付札木簡には品目、数量、年月日、貢納者や検閲者と想定できる名などを記すが、表記方法にまとまりはなく、品目のみを記す

ものもある。また付札状木製品には墨痕がないものが多数あること、曲物側板など転用材を使用したものがあることなど、東接する一次調査出土木簡と共通する。(1)は納物として紙と麻布の二種を示し、記されており、土器型式に実年代の一つを附加するとともに、一二町西半における宅地造成ならびに米坊敷設が延暦二四年以前に行なわれたことを示す資料である。

文書木簡には(1)や(2)などがある。(1)は進上木簡で、一面には米とそれに対する代価、一面には鶏一羽とそれに対する代価の支払い方法と考えられる記述がある。(2)は借銭を請う内容が記され、出舉銭の実態を示す資料である。(3)は上下端を欠損し上面には漆が被るが、「合銭」が判読できる。銭の数量を合計したものであれば、細目などの記された文書木簡の可能性があろう。(3)についても上下を欠損するが、文書木簡と考えられる。

なお、木簡の証誠については井上満郎、西山良平、橋本義則の各氏からご教示を受けた。

(180)×(59)×6 001

京都・慈照寺境内



(京都東北部)

調査では、近世から室町時代の各時代の遺構を検出したが、室町時代の東山殿・慈照寺関係の遺構には、境内北西部で検出した園池、北部の石垣・石組み排水溝・花崗岩製導水溝・礎石建物・通路状遺構、南部の

- 1 所在地 京都市左京区銀閣寺
- 2 調査期間 一九九三年(平成5年)七月～一九九四年一月
- 3 発掘機関 關京都市埋蔵文化財研究所
- 4 調査担当者 百瀬正恒・南孝雄
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 室町時代から近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

慈照寺境内では一九八六年に廟裏の増改築に伴う発掘調査を実施した。今回の防災・防犯工事に伴う発掘調査は、境内における二回目の調査である。

調査では、近世から室町時代の各時代の遺構を検出したが、室町時代の東山殿・慈照寺関係の遺構には、境内北西部で検出した園池、北部の石垣・石組み排水溝・花崗岩製導水溝・礎石建物・通路状遺構、南部の

中でも、花崗岩製導水溝は特異な遺構である。まず幅六十cmの溝を掘り、三〇～五〇cm間隔に自然石の基礎石を置き、その上に花崗岩製の長さ九〇cm前後の導水溝の下石を掘え付けている。下石は幅が三〇cm、厚さ二〇cmで、上面に幅と深さがそれぞれ五四cmの溝を二条穿っている。下石の小口には切り込みがあり、下石相互を強固に結合させる。蓋石は、長辺六〇cm前後で下石に比べて短く、幅一一cmで下石の二条の溝に対応して一枚被せていた。一枚の蓋石の接合は、二枚の薄い板を蓋石の側面(溝と同一方向)に入れ、接合部の上面には漆と布で目地をする。下石と蓋石の接合にも漆を使用し、側面も蓋石と同様、漆と布で目地をしている。導水溝の上部には薄く砂を被せていた。

墨書きのある部材は、花崗岩の導水溝と同一方向の素掘り溝から出土し、長辺を溝と直角にし、穴のある面を上に向けていた。遺構の年代は、導水施設と溝が平行しないこと、施設の上部に堆積した砂層を掘り込んで遺構が成立することから、一六世紀中葉前後と考える。部材は、一边一二cmの角材で、長さ二六cmで、中央部に径八・八・五cmの円形の穴が貫通している。墨書きは、検出状況の上面に「上六」側面に「納丁」とあり、穴を中心を開けるために、十字に墨が打つてある。溝に穴を上に向けて据えてあること、墨書きから

判断して、板擋の礎板で、穴に柱を建てたものと考えられる。

慈照寺境内では、今回を含め過去二回の調査が行なわれている。

旧庫裏を新築する工事に伴つて実施した事前調査では、桃山時代から

の歴代の庫裏の遺構を検出したが、室町時代の東山殿とそれに統

く慈照寺の遺構は、溝を一条を検出しただけであった。

今回の調査で検出した闇池、石垣と石垣に伴う排水溝、導水溝、建物遺構は、いずれも室町時代の東山殿が造営された文明一四年（一四八二）から一六世紀中葉までの遺構であり、現慈照寺の北部にきわめて重要な遺構が密集していることが判明した。

東山殿は低地の園池、觀音閣、東求堂などの遺構群と、高台の西指庵を中心とする遺構群で立体的に形成されていたと推定でき、慈照寺の北端域が重要な位置を占めていたことが判明した。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「上六」(上面)

・「納了」(側面)

260×120×120 661

なお、木簡の釈読は、奈良国立文化財研究所の綾村宏・館野和己・古尾谷知浩・渡辺晃宏の各氏による。

(百應正恒)



(背面)

(上面)

兵庫・榜狭遺跡



(出石)

- 1 所在地 兵庫県出石郡出石町榜狭字内田、字谷外
- 2 調査期間 第八次調査 一九九四年(平6)六月~一二月
第九次調査 一九九五年一月~二月
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会
- 4 調査担当者 大平茂・鈴木敬二・中村弘・岡昌秀
服部寛
- 5 遺跡の種類 官衙遺跡・祭祀遺跡・水田跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代・平安時代・中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

榜狭遺跡は兵庫県の北部、

豊岡市街地から南東へ約

7kmに位置し、円山川の支

流である小野川と榜狭川に

挟まれた冲積低地に立地し

ている。標高は五一八mで

ある。同低地内には、砂入

遺跡・荒木遺跡・田多地小

谷遺跡など官衙の様相を呈

する遺跡が点在する。当該遺跡の調査には、小野川放水路建設（県教委担当）と圃場整備事業（町教委担当）に伴う事前調査及び国庫補助金による学術調査（町教委担当）がある。これに関連した過去の

調査成果からみると、主に奈良時代から平安時代の官衙跡及び条里制にのった水田地帯と推定でき、前記遺跡とあわせば行政・居住の場、祭祀の場、生産の場という有機的な関係をもつものであり、

「榜狭遺跡群」として一括把握することが可能である。

特徴は、祭祀を執行した場所である駁所（砂入遺跡ほか）と、これに使用した祭祀関係の木製品が極めて良く残っていることにある。人形・馬形をはじめとする木製祭祀具の分布範囲は広く、東西約一・五km、南北約一kmに及び、その出土量は約四万点を数える。これら遺物の出土層位は現地表下一~二mであり、基本的には洪砂に覆われた八世紀~一〇世紀代の水路及び水田層である。

今回報告するのは、榜狭遺跡の第八次調査、第九次調査にあたる。調査面積は、それぞれ二四一m²、七〇一m²である。

一 第八次調査

調査区は此陽山北麓の水田部に位置し、一九九〇年度の確認調査（本誌第一三号）で掘立柱建物、一九九二年度の出石町教委の調査（同一五号）では礎石建物・掘立柱建物などを発見しており、奈良・平安時代の居住区域であることが明らかになっている。

ここでは、四時期の遺構面の調査を行なった。第一面は中世（室

一 第八次調查

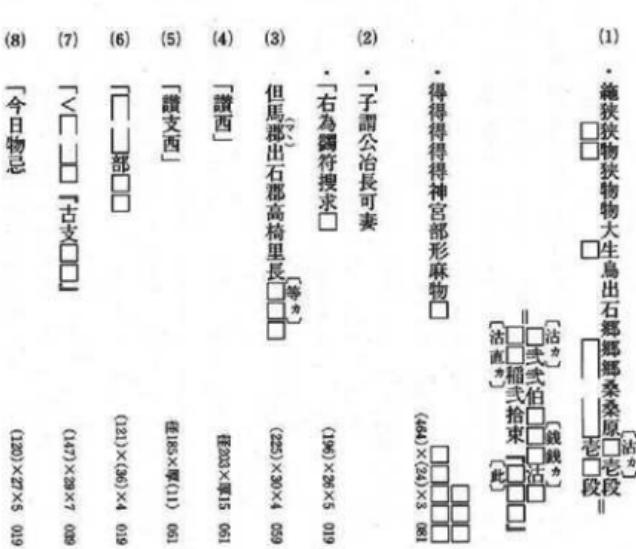
検出した遺構は、第一面に此隅山城に間違すると考えられる溝、第二面は礎石建物、第三・四面には掘立柱建物とこれらの建物に伴う溝・道路状遺構などが存在する。建物群は連続するかどうか明らかでないが、掘立柱から礎石建物に変化している。その時期は、一〇世紀前後であろう。

木簡は、第三面(4)～(10)・第四面(1)～(3)の遣稿上直讀物句含層及び溝内から計一〇点出土した。共伴遺物に、曲物・挽物などの木製品がある。その他、今回の調査では銅帶・石帯があわせて一五点あり、錢貨(神功開寶)・円面鏡・繩目口・土鍬なども認められた。土器には縁柱・灰釉陶器・須恵器・土師器があり、「秦安」(秦安)・「讀西」(本府)・「出領」(雄殿)・「南」・「西」・「今」・「香」・「大」・「生」など約九〇点の墨書き土器も出土している。

調査区は、第八次調査の東隣の水田部である。当地点の検出遺構は、水田跡三面（中世＝平安時代）とその下層（奈良＝平安時代）の河道である。河道には、杭列の護岸施設が認められた。

二
第九次調查

木簡は、第三面上遺物包含層（13）及び下層の河道（12-14）から計四点出土した。共伴遺物には、人形・馬形などの木製祭祀具がである。これら遺物は流されてきたものであるから、さらに上流域に遺跡の本体があると考えて間違いない。



(1)は習書である。(2)は、表は「論語」公治長第五に、「子謂公冶長可妻也。雖在缧縛之中。非其罪也。以其子妻之。」とあるのを習書したもの。裏はこれと別筆の可能性はあるが、課役を免除する際に発行する「譜符」の文字が注目される。(3)は、国都里制の時期のものであろう。出石郡高椅里は現但東町佐々木・久畠などの南部地域に比定される。(4)(5)は挽物(木皿)底部に記された文字で、墨書き器「譜西」とともに蘿岐氏の存在を示すものであろう。その他、○三二型式で墨のないものが一点出土している。

二 第九次調査

- (1) 「宝龜九年五月廿日」西七倉下 (240)×45×5 319
 (2) 「擬大留外從八位カ」 (45)×45×5 311
 (3) 語部「」 (26)×35×5 301
 (4) 「出石郷秦部牛万呂戸口秦部旅人己□桑□」 (35)×35×5 311

(1)の年号(宝龜九年)は、遺跡の性格を考えるにあたり、同遺跡出土(一九八八年度出石町教育委員会調査、本誌第一一号)の荷札木簡(延暦

一六年)とともに但馬國府移転前(延暦二三年)のものとして注意されよう。(3)の語部は、平城宮出土の木簡(平城宮木簡)一二一七五にも養父郡老佐郷(現八鹿町小笠)の村長としての記載がある。なお、(2)(3)は木簡を削って、それぞれ人形・壺中を転用している。

(4)では「戸口秦部旅人」の右横に、「本」の文字と計四カ所の短い横線を引く画指が注目される。長屋王家木簡以外、地方では初めての例であろう。その他、○三二型式で墨のないものが三点出土している。

祝設については奈良国立文化財研究所寺崎保広氏のご教示をえた。

最後になつたが、小野川放水路建設事業に伴う砂入遺跡・持狹遺跡・入佐川遺跡の発掘調査は、一九九五年度で完了する。これまでの調査では、大量の木製祭祀具をはじめ重要な遺物が次々と出土した。しかし、持狹遺跡にても遺跡の本体を発掘しているとは思えない。そのため、但馬第一次国府か、出石郷衙か、地元豪族の居館なのか、遺跡の性格を明らかにできなかつた。遺物が上流から流れてきたのは明らかであり、これを究明するために、今後は持狹川上流域の圃場整備事業から除外された地区を調査する必要があろう。

9 関係文献

- 兵庫県教育委員会「持狹遺跡現地説明会資料」(一九九四年)
 出石町教育委員会「持狹遺跡内田地区発掘調査概報」(一九九五年)
 (大平茂)



(上図・播磨赤穂)

兵庫・有年原・田中遺跡

- 1 所在地 兵庫県赤穂市有年原
- 2 調査期間 一九九三年（平成5）九月～一二月
- 3 発掘機関 赤穂市教育委員会
- 4 調査担当者 藤田忠彦・中田宗伯・久田雅代
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代中期～四世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
有年原・田中遺跡は、赤穂市の北東端、市内を南流する千種川と東隣の相生市内から派生する矢野川との合流域の北に位置し、遺跡の北にそびえる奥山の谷々によって形成された扇状地に立地する。周辺は田園地帯であり、遺跡の標高は概ね一八m程度である。
- 有年原・田中遺跡は、有年考古館の館長であった故松岡秀夫氏の精力的な調査によつて原小学校校庭遺跡

として周知されていた遺跡であり、一九八七年には赤穂市立原小学校の改築工事に伴い、兵庫県教育委員会によつて本格的な発掘調査が行なわれた。調査によつて、飛鳥・奈良時代の多数の掘立柱建物が検出され、十数個体分の円面鏡が出土したことから官衙跡と考えられた。また、一九八八年度に実施された圃場整備事業に伴う発掘調査によつて、遺跡が弥生時代中期から室町時代にかけての大規模な集落遺跡であることが明らかとなり、広範囲に及ぶことから遺跡名も有年原・田中遺跡と改称された。

また、遺跡は弥生時代後期の大型墳丘墓及び葬送儀礼に使われた器台・壺・高杯が発見されたことで著名なものとなり、墳丘墓周辺の保存、公有化が図られた。一九九〇年には県指定文化財になり、現在遺跡公園として復元整備されている。

今回報告する木簡が出土した井戸は、直徑約三mを測る円形の掘形内に、一辺一mの方形の木枠を組み入れたものであり、深さ約二mを測る。木枠材はすべて製材されたものであり、四本の柱によつて支えられ、二段の桟木によつてそれぞれ固定されている。桟木端部はわずかに細く削り出されているものの、柱との仕口は大入れと考えられ、桟木の外側に井側板を数枚立てることによつて全体枠を構成している。井戸底は平原に仕上げられ、わずかに小石がばらまかれている程度であり、曲物などは確認できなかつた。

木簡は井戸枠内の底の辺りから一点のみ出土している。このほか

須恵器・土師器鍋など少量の土器片が共伴しており、これらの遺物から井戸の廃絶期は概ね一二世紀頃と判断される。

8 木簡の跋文・内容

(1) 「呪天罡（符籙）急々如律令」

460×35×3 (33)

木簡は、三片に割れてはいるものの欠損部分もほとんどなく、極めて良好な状態で発見されており、ヒノキ材と考えられる。形状は上端部の左右に切り込みを入れ、下端部を尖らせたものであり、上端部の左右の切り込みを利用して柱などに固定されていたらしく、紐による圧痕が観察される。

木簡は、上から「呪天罡」、「鬼」の群列（符籙）、「急々如律令」といった文字がかろうじて判読できる状態である。「鬼」の群列は病魔を表現し、「急々如律令」は速やかにおさまれと「う」と、「呪天罡」は天帝が治病、消災、延命を司る天罡星に命ずるという意味であり、天帝が天罡星に病魔の行進を止めるよう指示した内容の呪符木簡である。

井戸跡から出土したことについては、流行病の侵入を防ぐため門柱に縛り付けられていたものが、不要になつたため井戸に投げ捨てられたか、あるいは井戸水を媒介に流行病が伝染するのを防ぐため、井戸付近に縛り付けていたものが落ち込んだと考えておきたい。

木簡の跋文にあたっては、奈良大学の水野正好・西山要一両氏のご教示を得た。

9 関係文献

兵庫県教育委員会「有年原・田中遺跡発掘調査報告書」（一九九一年）

赤穂市教育委員会「有年原・田中遺跡」（一九九一年）

（藤田忠彦）



福島・荒田目条里遺跡



(平)

荒田目条里遺跡は、平市街地の東方約4km、夏井川下流の右岸に位置する。太平洋の海岸線より西へ約三kmのところにあり、陸奥国磐城郡磐城郷に属する地域である。磐城郡衙に比定される根岸遺跡は、荒田目条里遺跡の南東方向約一・五kmの所に位置する。また、北西方向約三〇〇mの位置には、延喜式内社の大同魂神社が所在し、「大同元

多量に出土した小茶臼遺跡（本誌第一四・一五号）は、本遺跡の北側に隣接する。今回の調査地点は、常磐バイパス施設工事に伴って発掘調査が行なわれ、付札木簡や多量の木製品・土製品の祭祀遺物を検出した古代河川跡（本誌第一三号）の西側隣接地帯であり、河川跡の上流部にある。この地域には、海退過程に形成された浜堤が数列確認されており、現在の海岸線が形成されたのは、今から約一八〇〇年前とされている。遺跡は第一浜堤（最内陸部）の東側裾部に立地し、低湿地との境に位置する。現況は、畠地と水田で、標高は四・〇m前後を測る。

今回の調査は、工場造成に伴う発掘調査である。調査面積は、東西約六〇m、南北約三〇mにわたる一八〇〇m²である。

調査の結果、古墳時代前期の堅穴住居跡一棟、古代河川を含む溝跡八条、古代～近世の土坑等一八基が検出されている。

遺物の出土量は、整理用コンテナ約二〇〇箱である。出土遺物の九九%は、五世紀中葉から一〇世紀後葉に比定される河川跡からの出土である。この河川跡は、調査範囲の北側部にほぼ東西に走るかたちで確認された。幅は、北側の岸が調査範囲内では確認されていないが、一〇m以上にわたる可能性がある。深さは、確認面より二・五m～一・〇mである。遺物の内訳は、墨書き土器一八〇点を含む土師器・須恵器が大半を占め、このほか劍形・鏡形の滑石製模造品・碧玉製管玉・手捏土器・土玉・土馬・舟形・異形の土製品・紡

鍾車・手斧・鉈・刀子・鎌・やすり・馬具などの金属製品、木簡、絵馬、人形・馬形・刀形・弓形・矢形・舟形、陰物・陽物、椀・皿・蓋・鉢・折敷・曲物・杵・砧・鉢・笊・刀子柄・手斧柄・下駄・桶などの木製品、馬骨・ヒヨウタシ・クルミ・モモ・ウメ・シウビ・ヒシなどの自然遺体である。

遺跡の性格を示す遺物には、木簡や絵馬を含む多量の木製品のほかに、人面墨書き土器や墨書き土器・刻書き土器がある。人面墨書き土器は、

口径一四・三^四、底径八・〇^四、高さ八・三^四の手捏による鉢で、

体部に髮面の顔と墨書きが見られる。墨書き土器や刻書き土器の中で判読

できるものに、「磐城」「磐城郡」/「支那手磨」「召代」(人面墨書き)、「多臣水野磨身代」「正八」「赤井」「田島」「山寺」「柏井」

、「大舍」「子成」「子」「東」「中」「田」などがある。

8 木簡の叢文・内容

(1) 「都符、里刀自、手古丸、黒成、宮沢、安藤家、貞馬、天地、子福積、奥成、得内、宮公、吉惟、勝法、圓隱、百濟部於用丸、真人丸、奥丸、福丸、福日丸、勝野、勝宗、貞維、洛人部於日丸、洛野、舍人丸、佐里丸、淨維、子淨維、丸子部福維、王都福成女、於保五百総、子槐本家、太青女、真名足、不子於足、合卅四人」

右田人為以今月三日上面戰田令殖可□免如件

・
大領於保臣

奉宣別為如任件□〔宣々〕
以五月一日

(2) 「郡符 立屋津長伴マ福麻 可□召

右為客料免遣召如件長宜承×

□ □ □

(230)×(23)×3
019*

(3) 「返抄檢納公麻米陸升正科四升卅七石六斗」
調度二升卅七石六斗 □ □ □

右件米檢納如件仍返抄

□ □ □ 「□□□□□□」
「□□□□□□」
〔土部カ〕

(273)×35×10
023

(4) □ □ □ 諸船 □ □

□ □ □

(5) 「謹言上諸□并矢十五□」

□ □ □ 九月五日□

(216)×37×8
021

(131)×28×6
021

・
「

592×4×6
011

大德七年正月廿二日
天子之孫，聖人之後，
周易之祖，漢室之光，
文武之師，忠信之傳，
萬世之業，無窮之福。
故作此碑，以彰其德。

大德七年正月廿二日

尊聖祖，祀聖廟，傳

正月廿二日

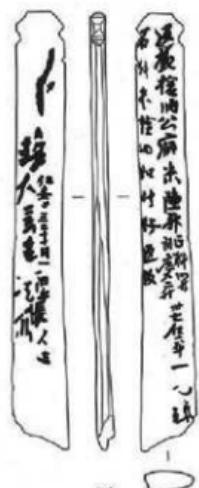
女和早四斗

武侯，齊侯，宋侯，可尊

表



(1)



(2)



(1)

(6)	・ □置□替馬□	(157)×21×4 059
赤毛牝馬	〔或四〕 □□□六口	
・ 真□□斗	立□	
(7)	「五疋令助」□	
(8)	□□□立申□□□□	
□□□	□	
(9)	「丈部」□□	
□□	丈部得足	
丈部底足	丈部子□	
〔丈部〕虫万呂	丈部□	
00	・ □□□千手□	
〔墨〕	陶ノ尼尼退 淨土阿弥×	
大仏頂四返	千手機海是過	
・ 貞□ 俗名丈部□	〔吉カ〕	
(10)	・ 「白縄五斗」□□	
・ 「	□□	
09	・ 「▽女和早四斗」	
・ 「▽鬼□□□		
14	・ 「▽千万九斗」	
・ 「▽□□□」		
03	182×22×4 033	
(11)	道正税	
・ 「▽〔羅友カ〕五斗」		
・ 「▽□□□」		
02	(148)×35×3 081	260×17×5 033
03	(155)×27×3 065	
(12)	(163)×15×6 019	
(13)	(166)×40×5 019	
(14)	・ 「▽高木一斛」	
・ 「▽□□□」		
09	(164)×35×3 019	
05	(166)×16×3 029	
06	・ 「曰理古僧子〔カ〕」	
・ 「五月十×		
(15)	(62)×15×5 019	
(16)	(196)×23×3 051	
08	197×24×4 063	
(17)	(87)×25×3 059	

20 「△□〔有カ〕〔科カ〕
・「△□〔安道〕」

177×22×5 033

・「△□〔十月〕」

21 「△○〔地蔵子一舟〕」

・「△○〔五月廿三日門戸介〕」

22 「△○○○〔子一○〕」

・「△○○○○○〔日記〕」

(106)×22×3 033

(113)×23×4 019

(105)×(15)×3 081

23 □正觀○○○

(105)×(15)×3 081

24 「我 吾

(176)×23×7 019

25 是是是

(71)×31×4 081

26 下○一○○

(175)×15×5 081

27 「△櫛」

・「△○○○○」

146×30×4 011

28 「○東舍」
(高台付属)

底座 116×口幅 169×脚さ 28 061

木簡は、前述の河川跡から三三点出土している。このほか、木簡状木製品が五点ある。

(1)は、完形の郡符木簡である。短冊型であるが、刃物により二分割し、その一方をさらにへし折った後、廢棄したものである。内容は、郡司が「里刀自」に五月三日に郡司の職田の田植えのために、三六人の農民の召喚を命じたものである。三六人の名が記され、そのうち三四人の名の右肩に合点「」また「足小家」および「子於足」の左肩に「不」が記載される。したがって、「合井四人」は、召喚当日の出欠を確認した後の記載と考えておきたい。裏面は、三行構成と判断され、施行文言と、大領の位署部分に「於保臣」とウジ名のみ記し、最終行に「五月一日」と記す。(2)は、下端が折損しているが、短冊型になると思われる木簡。郡司から「立屋津」の長である「伴マ福磨」に宛てた郡符木簡で、人の召喚を命じたものである。墨痕はきわめて鮮明で、材質はモミ属である。(3)は、長方形の材の一端に左右から切込みを入れ、頭部の角を落して荷札状としているが、公麻糸の返抄木簡で、裏面には、「仁寿三年十月○日」(八五三年)の年紀が見られる。材質はモミ属。(4)の表一行目の「一」と「二」の下の文字は「通」の意であろうか。08は、付札本筒である。左邊上方にある四つの切り込みと墨目「四斗」とを対応するとみなすならば、中国で存在が確認されているいわゆる「刻齒木簡」に類する我が国の用例の可能性を想定しうるかもしれない。

材質はカヤである。⁽²⁾の一文字は○印の中に記号を書いたものであるか。

このほか、文書木簡が(4)から(9)の六点、貢進物付札が(4)から(7)、⁽⁴⁾から⁽²⁾までの一一点、写經と思われる⁽²⁾や定規⁽²⁾・晋書⁽²⁾などが三点、内容不明八点などがある。いずれの木簡も遺跡の隆盛期である九世紀半ばから一〇世紀代の資料と考えられる。

なお、釈読や内容等については、国立歴史民俗博物館の平川南氏の二教示を得た。

9 関係文献

福島市教育文化事業団『荒田目条里遺跡 木簡は語る』(一)

九五五年) (吉田生蔵)

福島・矢玉遺跡

所在地 福島県会津若松市高野町大字界沢字村西

調査期間 一九九四年(平6)六月~一二月

発掘機関 会津若松市教育委員会

調査担当者 萩生田和郎・石本哲也

遺跡の種類 集落跡

遺跡の年代 奈良・平安時代

遺跡及び木簡出土遺構の概要

矢玉遺跡は、福島県の西部、会津盆地の中心部からやや東寄りの平坦部、会津若松市の市街地から北西約六kmに位置している。会津

盆地の郡衙の最有力候補地とされる、河東町の郡山遺跡から南西に約二・五kmの位置にあり、遺跡の西を湯川が流れている。調査は、



(喜多方)

県営圃場整備事業に伴い、一九九二年度から一九九四年度の三ヵ年にわたり実施した。

現在までの発掘調査により、八世紀後葉から一〇世紀中葉までの遺構を検出しているが、遺構の中心となる時期は、八世紀後葉から九世紀中葉にかけての時期である。

遺構は、掘立柱建物が主となるもので、他に柱列、溝、井戸、土

坑、焼土遺構、ピットが検出された。一九九四年度の調査区からは、

南北が長軸となる掘立柱建物の西側に、倉庫と推定される建物群が

南北に重複しながら検出されている。また、掘立柱建物群を区画す

るよう南側に東西方向の柱列があり、南から西に鑑形となり北方

に向に施設を区画する大きな溝が存在する。遺物は、会津若松市の大

戸窯跡で焼かれた須恵器と土師器が出土しているが、須恵器の比率

の方が高い。

遺構や遺物からみて、矢玉遺跡は、奈良時代後半から平安時代前

半にかけての官衙に準じた施設の可能性がある遺跡とみられる。

木簡は、一九九四年度調査区の発掘調査によって三ヵ所の遺構か
ら計四点出土した。(1)号性格不明遺構の一点は、底部に近い下層部
から八世紀後葉の大戸窯産須恵器の円面鏡や杯とともに出土してい
る。三八号土坑からは、遺構の下層から一点出土している。(2)号溝
の底に近い下部層から中間層にかけての部分から、「西足」「田足」
「足」などの墨書きある須恵器・土師器の杯多数とともに、二点出
土している。出土した遺物からみて、八世紀後葉から九世紀中葉の
時期に機能していた溝である。

なお、一号焼土遺構からは、「返抄」と読める漆紙文書一点が出
土している。

8 木簡の积文・内容

二号性格不明遺構

(1) 「請立鷹式卷 右附石鷹所謂如件」

・「十一月廿八日陰奥藤野」

281×20×8 011

三八号土坑

(2) 「^ノ白知世種一石

156×30×7 03

一号溝

(3) 「^ノ足□種一石

161×31×6 033

(4) □若有又造用□□二年六月廿一日田□□□廿一

〔主西行カ〕

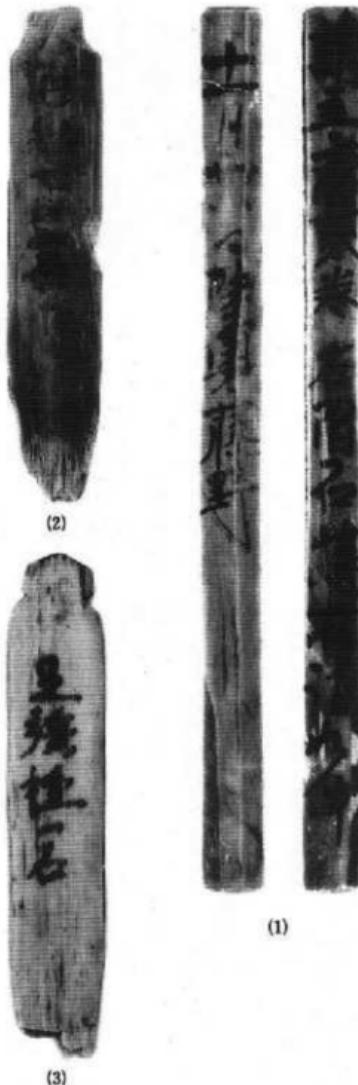
・□行四カ

110×36×6 081

(1)は、完形の請求文書木簡である。「和名類聚抄」卷一四、坐臥具の項によれば、薦は「古毛」と訓み、「席也」とする。立薦は筵をつなぎ合わせて屏風のように立てて風を防いだもの（小学館「日本国語大辞典」）。この木簡の場合、施設内の請求木簡で、「石鷗」を使いとして、「陸奥藤野」が立薦二巻を請求したもので、施設内の儀式に使用したものか。いずれにしても施設内に薦などの調度を管理する役所が存在した可能性が考えられる。

(2)は、下端部に腐蝕が認められるが、ほぼ原形をとどめている。

(3)は、下端部に欠損が認められるが(2)と同型である。いずれも付札



木簡で、種類一石に付した札である。

(4)は、上下と左右下半部に欠損が認められる文書木簡である。施設の運営に関するものと考えられる。裏面一文字目は「右」か「左」であろう。

なお、訟説にあたっては国立歴史民俗博物館の平川南氏のご教示を得た。

9 関係文献

萩生田和郎・石本哲也「矢玉遺跡」（若松北部地区県営は場整備事業発掘調査報告）III 一九九五年）

（石田明夫）

宮城・山王遺跡



(仙台)

- 1 所在地 宮城県多賀城市市川字多賀前
- 2 調査期間 一九九四年（平6）四月～一月
- 3 発掘機関 宮城県教育委員会
- 4 調査担当者 加藤道男・古川一明・佐久間光平・菅原弘樹
高橋栄一・佐藤恵幸・吉野武・星清
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

山王遺跡は特別史跡多賀城跡の南西部に位置し、砂押川と七北田

川とによって形成された東西に長い自然堤防上に立地する。調査は一九七八年以降、宮城県教育委員会と多賀城市教育委員会によつて断続的に行なわれ、弥生時代から江戸時代にわたる多数の遺構・遺物が確認されている。なかでも多賀城に

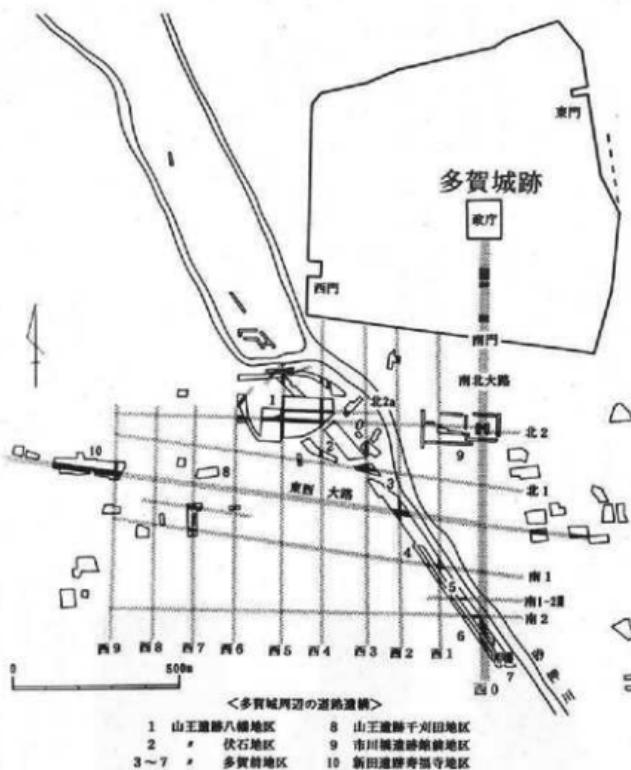
國府が置かれた奈良・平安時代（八～一〇世紀）には、多賀城の政庁中軸線及び外郭南辺と方向を描いた東西・南北の道路網構（次頁図参照）がみつかっており、それらで区画された約一町四方の区画内部の様子や遺物のあり方などから、少なくとも平安時代には、多賀城の前面に多賀城を意識した町並みが形成されていたことが明らかになってきた。

一九九四年度は、九二・九三年度に引き続き、多賀前地区（同図3～7）の調査を行なった。同地区の概要については、昨年度の報告でも述べているので参照していただきたい。九四年度の調査は、九三年度までの調査区のすぐ西側と北側、及び東西大路・西2道路交差点の一部を調査し、南1・南2・西1道路、及び河川跡の各延長を確認した。また区画の使われ方、変遷など、各区画内部の様子も以前の調査とあわせて、より明確さを増してきている。木簡はSK四一〇・土坑から一点、SD二一〇〇・河川跡から二点の計三点が出土地した。

SK四一〇は、東西大路北側溝と西2道路側溝の交わる部分に位置する土坑である。道路が造られる以前に埋まつており、この土坑をこわして、東西大路北側溝と西2道路側溝が造られている。これらの側溝による削平のため、平面形や大きさなどは不明である。

SD二一〇〇は、南2・西0道路交差点の東及び南側を、北から南に流れる河川跡で、砂押川の旧河道とみられる。浸食と移動によ

1994年出土の木簡

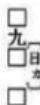


る三時期（A+B+C）の変遷が認められ、川幅と遺構検出面からその深さは、時期によって異なる。Cは幅約一〇m、深さ約二mの狭くやや深めの河川。Bは幅約三〇m、深さ約一・五mの広く浅い河川で、堆積土中に一〇世紀前葉に降下した灰白色火山灰層が挟まれている。Aについては、Bに浸食されているため幅は不明で、深さは約三・五mである。

遺物は土師器・須恵器など多量の土器をはじめ、木製品・金属製品・土製品・石製品・骨角製品、動物遺体など、多種多様のものが出土した。なかでも五〇〇点をこす墨書き土器や、数は少ないが人形・馬形などの木製祭礼具の出土が特記される。これら土器をはじめとする遺物はA・B・特にAからの出土が多く、Cからはほとん

まとまつた出土がみられない。木簡二点もAからの出土である。

8 木簡の积文・内容



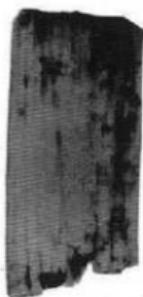
□九〔日カ〕



(1) × 24 × 5 (61)
(2) × 23 × 4 (59)

(79) × (26) × (3) (51)

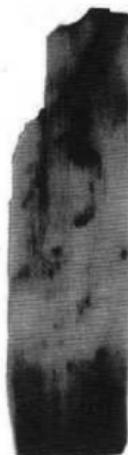
部外面にあるものが七割、底部外面が二割で、体部外面のものは正位で書かれたものが多い。破片資料が多いため判読できたものは必ずしも多くないが、約一六〇種、七〇〇点を判読した。



(1)



(2)



(3)

(1)がSK四一〇、(2)と(3)がSD二〇〇〇河川跡出土の木簡である。いずれも小断片のため文意は不明だが、(2)については形状から荷札とみられる。物品は不明だが、「五斗」という記載内容からみて米が考えられよう。

ところで、九四年度で三年にわたる多賀前地区的調査が終了し、現在整理を進めている。出土遺物には多数の文字史料も含まれてお

り、木簡については昨年、今年と報告してきたが、墨書き土器や漆紙文書についてはあまり言及してこなかった。そこで簡略にではある

が、それらについても三年分をまとめて報告させていただきたい。

墨書き土器は一六五〇点余り出土している。同地区全般から出土するが、なかでも東西大路側溝と河川跡からの出土が多く、全体の半数以上を占めている。器種と器形は土師器・須恵器の杯類が九割をこえるが、土師器の甕(約一〇点)も少なからずある。墨書きは体



(a)

・口上
（体部外面）

（底部外面）
（内面）

此鬼名中六鬼知

申日病入（符藝）急々如律令

寅年入〔卯土〕〔酉里〕〔色カ〕東神知也

即顯腹取□

写真(a)・(c)はいずれも河川跡から出土した。(a)は須恵器杯である。

内面にかなりの文字が記されており、一行目に符藝と「急々如律令」の祝句がみえる。全体の内容は、判読しきれない文字もあり、難解で不明だが、内面の「病人」、底部外面の「平」といった文言からおそらく病氣平癒を願ったものと考えられる。(b)は須恵器杯の体部外面に正位で二つの人面と、横位で「丈部弟虫女代千取相」の文字が書かれている。「千取相」の意味は不明だが、人名に続く「代」は「形代」の意であろう。名前は異なるが同様の墨書き土器がもう一点出土している。このような墨書き土器の類例としては、千葉県八千代市北海道跡のものがよく知られている。(c)はいわゆる人面墨書き土器で、土師器窯の四面に人面が描かれている。土師器窯の人面墨書き土器は、この他にも河川跡、東西大路の側溝を中心に小破片も含めて九〇点以上が出土した。

墨書き器は、以上の他にも「西曹司」「尉」などの官司名、「宮城」「日理」「賀^{（賀）}」などの郡名、「丸子」「奏」「物部」「和爾都福万

×「宇多^{（宇多）}」などの人名をはじめ、「×□代進上」のように寅進を示す文言が記されたものもある。しかし、同地区的墨書き器で最も多いのは「大」「富」「生」「新」「善」「得」「吉」「川」「合」「華」「定」「本」「井」など一字のみの墨書きである。一字だけなので、意味の特定には慎重にならざるえないが、これらのなかにはおそらく吉祥句も多く含まれていよう。

漆紙文書は一四点出土した。小断片であつたり、漆や文字の残存状況がよくなきものが多い。ここでは残存状況が良好なもの二点をあげる。

(d) □四貫

×貫八百文別

×百文已上佐勢公

×十四貫別卅二貫

×貫一百五十文

卅段

□〔升^カ〕

×〔升^カ〕

(オモテ面)

・ ×^{（位^カ）}
□坂本臣黒人年廿七

(ウルシ面)

(d)は錢とその他の物品を記載した文書の断簡で、SK九五二土坑(道路遺構図3の区画内)から出土した。推定期は約一七世紀、オモテ面、ウルシ面とともに文字が認められる。特にオモテ面の残存状況がよく、文書の上半が失われているが、八行分の文字と六本の縦押界線が確認できた。一~五行目に錢の記載、六~八行目に段、升といつた物品の単位が認められる。文書の性格は、これらの錢、物品に



(d)オモテ面

関する何らかの帳簿であろう。三行目割注の「佐勢公」は人名とみられるが、古代における類例は見出されていない。ウルシ面は漆の付着がひどく、人名を一行分確認できたにとどまる。文書の性格は不明である。なお、(d)が出土したSK九五一土坑からは、他にも二点の漆紙文書が出土している。一点は計帳、一点は歴名様文書である。

(e)

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

一方、ウルシ面は切開による展開を受けたため、直接観察ができる

ない。だが、オモテ面を水で濡らすと、ウルシ面の文字が明瞭に浮き出でくるので、左文字での確認が可能である。さらにこれらをオモテ面の「孝經」の字列にそって配列することで、ウルシ面の文書も復元できた。

ウルシ面の文書は縦・横の墨界線をもつ整然とした文書で、内容と書式から陸奥国計帳歴名であることが判明した。書式は「天平十二年越前國江沼郡計帳歴名」によく似ている。ウルシ面が墨界線をもつ整然とした計帳歴名であることは、むしろこの面が一次文書であることを示している。オモテ面の「孝經」は速筆だが、文字の横の並びが揃わないなど、体裁はあまり整わない。「孝經」はオモテ面であるがゆえに、良好に残存していたにすぎず、実際には二次文書であったとみられる。はじめ陸奥国計帳歴名として利用されたのち、紙背に「孝經」が書かれた。つまり本漆紙の「孝經」は陸奥国府で書写されたものである。

墨書き器、漆紙文書については以上である。なお、文字史料の研究については京都教育大学田中泰氏、東北大学今泉隆雄氏、国立歴史民俗博物館平川南氏、宮城県多賀城跡調査研究所佐藤和彦氏、奈良国立文化財研究所史料調査室の諸氏にご教示をいただいた。

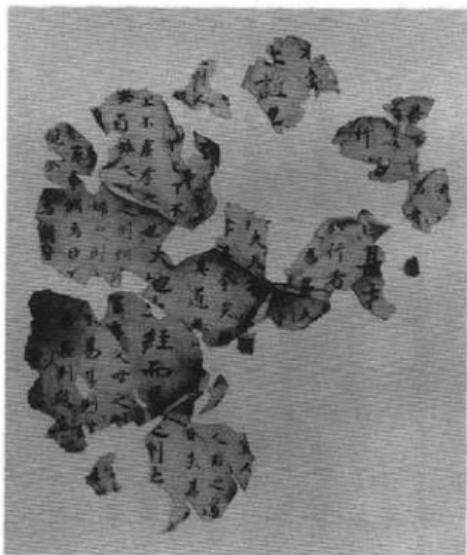
9 関係文献

宮城県教育委員会「山王遺跡—多賀前地区調査概報—」(一九九二)

年

菅原弘樹「多賀城周辺の様子」(『日本歴史』五四四
一九九三年)

(吉野 武)



(e) オモテ面

岩手・中尊寺境内金剛院



(水沢・一間)

特別史跡中尊寺境内にはJR東北本線平泉駅から北西約二kmの丘陵に位置する。中尊寺は奥州藤原氏初代清衡が建立した寺院で、平安時代末期における奥州藤原氏の東北経営を考える上で重要な歴史的意義にかんがみ、一九七九年に境内の約三三万m²が特別史跡に指定されている。

標高二五m～一五〇mの丘陵地である中尊寺境内の北には衣川が東流し北上川

- | | |
|---------------|---------------------|
| 所在地 | 岩手県西磐井郡平泉町平泉字衣川 |
| 調査期間 | 一九九一年（平3）七月～一九九二年一月 |
| 発掘機関 | 平泉町教育委員会 |
| 調査担当者 | 及川 司 |
| 遺跡の種類 | 寺院跡 |
| 遺跡の年代 | 一二世紀・一六世紀～一九世紀 |
| 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

下面の遺構を覆う黒褐色土層から、多くの木製品・土師質土器が出土した。木製品には漆塗椀、箸、把手、栓、扇の骨、櫛、下駄、刀子柄、鞘、へら状工具、部材、着物の駒、立体人形、笠塔婆、木筒をはじめとする墨書・墨画のある木片などがある。土師質土器は碗と小皿の器種構成で、全てロクロ成型である。これらは平泉における手捏ね成形のかわらけ（京都系土器）の出現以前に位置づけられる。陶器では国産の中世陶器は出土せず、中国産白磁壺（大宰府分類のII系）が一点あるのみである。金属製品には雁又鎌、刀子、釘、鉄滓のほか、唐草又鳥文の五花鏡片がある。これらの豊富な遺物群は、特に土器の器種・形態からみて一二世紀前葉と考えられる。

に注ぐ。丘陵の南東には標高二二一～四〇mの段丘が広がり、この段丘上に特別史跡毛越寺跡、特別史跡無量光院跡、史跡柳之御所跡をはじめとする奥州藤原氏関連の遺跡が密集している。

金剛院は国宝中尊寺金色堂の東方約七〇mに位置する寺院で、本堂・庫裏の増改築のため約一九〇m²の現状変更調査が実施された。

調査の結果、一六世紀末以降の整地層を挟んで上下に遺構面があり、

上面からは主に近世・近代の掘立柱建物・溝・土坑が、下面からは一二世紀前葉の掘立柱建物・溝が検出された。下面の遺構基盤には

旧地形の緩斜面を切り出し、低位部に盛土して平坦面を作り出す地業が行なわれている。

下面の遺構を覆う黒褐色土層から、多くの木製品・土師質土器が出土した。木製品には漆塗椀、箸、把手、栓、扇の骨、櫛、下駄、刀子柄、鞘、へら状工具、部材、着物の駒、立体人形、笠塔婆、木筒をはじめとする墨書・墨画のある木片などがある。土師質土器は碗と小皿の器種構成で、全てロクロ成型である。これらは平泉における手捏ね成形のかわらけ（京都系土器）の出現以前に位置づけられる。陶器では国産の中世陶器は出土せず、中国産白磁壺（大宰府分類のII系）が一点あるのみである。金属製品には雁又鎌、刀子、釘、鉄滓のほか、唐草又鳥文の五花鏡片がある。これらの豊富な遺物群は、特に土器の器種・形態からみて一二世紀前葉と考えられる。

8 木簡の収集・内容

(1)	・ [□□□咒色] 〔差 ^カ 〕	□无色名□□	174×74×8 011
(2)	・ [口□□斗] 〔口六 ^カ 〕	□不貳	240×29×10 011
(3)	・ □□□	香車	28×19×5 061
(4)	・ 「歩兵」 〔ヒン〕	桂馬	(49)×18×3 019
(5)	・ 「歩兵」 〔ヒン〕	金将	31×20×4 061
(6)	・ 「歩兵」 〔ヒン〕	桂馬	27×13×3 061
(7)	・ 「歩兵」 〔ヒン〕	金将	31×19×3 061
(8)	・ [口□] 〔兵 ^カ 〕	桂馬	29×17×2 061
(9)	・ [金□] 〔金 ^カ 〕	香車	28×19×5 061
(10)	・ [金□] 〔金 ^カ 〕	桂馬	30×19×3 061
(11)	・ [金□] 〔金 ^カ 〕	金将	29×18×4 061
(12)	・ [金□] 〔金 ^カ 〕	桂馬	29×18×4 061
(13)	・ [金□] 〔金 ^カ 〕	金将	29×20×3 061
(14)	・ [銀□] 〔銀 ^カ 〕	桂馬	29×18×3 061
(15)	・ [金□] 〔金 ^カ 〕	香車	29×17×4 061



(1)～(4)はすべて、前述した一二世紀前葉の土器群を含む黒褐色土層から出土している。(1)～(3)の木簡の意味は判然としない。(4)～(5)は将棋の駒で、この二二点の他に同形で文字の判読できないものが二点あり、都合一四点出土している。(6)は墨書きで「歩兵」を連書している。参考までに掲載した墨画はこれらの木簡と同一層より出土したものである。箱あるいは折の側板と思われる部材(24×8×3)の片面に女性の全身像が描かれている。ふくよかな顔立ちの描写であるが被り物・衣装・履物は判然としない。その他に重ね書きされた絵画風のものが一点、そして筆ならしのような墨の残るものがある。墨書き・墨画の資料は合計二二点を数える。

当調査地点の遺跡としての性格は確定できないが、その位置や年代、そして遺物の内容よりみて、初代藤原清衡あるいは二代基衡にかけての中尊寺造営・維持に関わる僧侶や工人の存在が想起される。

現在のところ平泉町内において、確実な一二世紀前葉の遺構・遺物の検出事例は、本例を除くと皆無であり、下層の一括遺物は良好な資料となっている。

9 関係文献

平泉町教育委員会「特別史跡中尊寺境内金剛院発掘調査報告書」

(一九九五年)

(及川 司)

木簡研究第一四号

卷頭言

八木充

一九九一年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京左京二条二坊坊園路西側溝 平城京東市跡
推定地 唐招提寺 藤原京跡 飛鳥池遺跡 四条遺跡 長岡京跡(1)
長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 造所遺跡 木津川河床遺跡 大坂城跡
住友銅吹所跡 奈津遺跡 竜華寺跡 高櫻城跡 墓環濠郭市遺跡
屏風遺跡 長田神社境内遺跡 宅原遺跡 持伏遺跡(1)
(旧坪井遺跡) 光明寺遺跡 西河原森ノ内遺跡 西河原遺跡 湯ノ
部遺跡 石川条里遺跡 内近日向周地遺跡 小茶門遺跡 富沢遺跡
多賀城跡 円福寺遺跡 田道町遺跡 C地点 上見屋遺跡 山田郷内
遺跡 藤城遺跡 吉野口(聖山小)遺跡 三日市遺跡 長登御山跡
空港跡地遺跡(第3工区) 雀居遺跡 興善町遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一四)

平城宮跡(第五〇・五一・五三・六三次) 上田部遺跡

郡家今城遺跡 郡家川西遺跡 じょうべのま遺跡 高瀬遺跡

考古資料としての古代木簡

八幡林遺跡等新潟県出土の木簡

木上と片岡

下級国司の任用と交通——二条大路木簡を手がかりに——

「敦煌漢簡」研究の現状と課題

吉村昌之

書報

価値 四五〇〇円 〒五〇〇円



(一) 間

跡無量光院跡、南は志羅山
遺跡と接し、金鶴山の南東
側緩斜面から鉛沢の池跡に

岩手・花立Ⅱ遺跡

はなだて

継く比較的平坦な地形で、標高は二五〇mほどである。

平泉町の中心市街地周辺は一世纪末から二世纪後半にかけて

約九〇年間、奥州藤原氏が四代にわたり本拠地とした一帯で、この時代の遺構・遺物が密集する地域である。花立Ⅱ遺跡に隣接する

志羅山遺跡北側では、一九七四年に鉛沢地区区画整理事業に伴う緊急調査が行なわれ、中尊寺境内や柳之御所跡に製品を供給した一二世紀の鉛沢瓦窯跡が発見されている。この志羅山遺跡北側と花立Ⅱ

遺跡を含むこの周辺は、区画整理事業により重機による削平と土盛りが行なわれて整然とした水田区画となつたが、近年は徐々に宅地化が進んでいる。

一九九三年度に実施した第三次調査は、店舗兼住宅の建築に伴う約一四〇m²の小規模な面積を対象としたものである。この調査では、今回報告する木簡が出土した井戸一基のほか、年代不明の溝や柱穴が少數検出されたが、前述の区画整理による地山の削平が調査区全体に及んでおり、検出された遺構の上位面はいずれも失われていた。

井戸から同時に出土した遺物には、かわらけ（手捏ね成形とロクロ成形あり）、温美産・常滑産の陶器片、木鉢、刀子の鞘、下駄の革、紡績用具の枠木・横木などの木製品、中國定窯産の白磁口禿皿の破片などがある。

8 木簡の紹文・内容

(1)



(216) × (17) × 4 (mm)

(2) 「聞 詮」聞



(14) × (16) × 3 (mm)

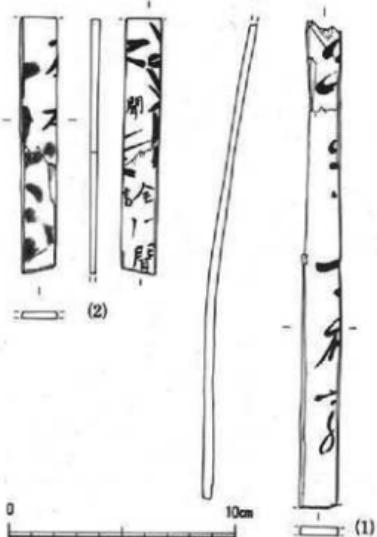
(1)は井戸六層から出土した。上部と両側面を欠く。下端はほぼ直線的に切断されている。書かれた文字は漢字とみられるが、旁が失われており、文字の判読はできない。一文字は禾偏または示偏の文字とみられる。

(2)は井戸六層と八層から出土した二つの破片が接合したものである。板材の上端は直線的に切断されている。両側面と下端を欠く。表には筆の糸状の墨画が描かれ、その下に「聞」など四文字が書かれている。裏にも墨画とみられる墨痕と、「二字」が書かれている。木簡(1)(2)が出土した井戸は、共伴した遺物から一二世紀中頃から後半に廃棄されたと考えられる。

9 関係文献

平泉町教育委員会「平泉遺跡群発掘調査報告書」第四三集(一九九四年)

(菅原計二)



岩手・志羅山遺跡



(一) 開

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
志羅山遺跡は平泉町の中心市街地の南側に位置し、JR東北本線平泉駅の西側300mの付近を中心として、東西500m、南北500mの広がりをもつ遺跡である。遺跡地内には平泉町役場や郵便局、銀行、農協などの公共的施設が集中している。当遺跡は

西に特別史跡毛越寺跡・観音堂跡、北に花立II遺跡、鈴沢の池跡と接している。

- 1 所在地 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山
- 2 調査期間 第二八次調査 一九九三年(平5)1月
- 3 発掘機関 平泉町教育委員会
- 4 調査担当者 菅原計二
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 一二世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

一九九三年度に実施した第二八次調査は、住宅建築に伴う約五ヘクタールの小規模な面積を対象としたものである。この調査区から今回報告する二点の木簡が出土した井戸一基を検出したほか、一二世紀の溝や土坑・柱穴などが検出された。二点の木簡は、ともに遺構確認面から四〇×一〇〇mm以下の層位である、三層から出土した。井戸から木簡と共に出土した遺物としては、かわらけ(手捏ね成形とロクロ成形あり)、渥美産陶器一片、中国産青白磁一片、箸四本以上、瓦三片などがある。この井戸は人為的に埋め戻されていた。

- 8 木簡の积文・内容
 - (1) 「らむうゐのおく」。

(2) □ [固物忌々]

・ 今日物忌急々如律□

(136) × (6) × 45 88

(1)は長方形の薄い板材で表には、ひらがなでいろいろは歌が書かれている。板には五・七の間隔をもつて直径四mmの穴が二個、上下ほぼ対称的にあけられている。

(2)は上下端と両側面を欠く。文字の内容から物忌札と判断できる。裏面には「急々如律令」の文字が書かれていたものと推定される。木簡(1)(2)が出土した井戸は、共伴した遺物から一二世紀後半に廃棄された遺構と考えられる。

9 関係文献

平泉町教育委員会「平泉遺跡群発掘調査報告書」第四〇集(一九九四年)

(菅原計二)



(2)



(1)



(1)



「平城京木簡——長屋王家木簡——」

現在でも鮮明な記憶のある長屋王家木簡の出土は一九八八年のことである。平城京左京三条二坊一・二・七・八坪を占める邸宅内で、八坪の東南隅に掘られた溝状の土坑から三五〇〇点をこえる大量の木簡が出土したのであった。これまで概報の形で報告され、相当の研究が蓄積されてきているが、今回、その正式報告の第一冊が出版された。

今回の「平城京木簡」は王邸内のいわゆる木簡溝から出土した木簡に、七五年・八〇年の発掘調査で、王邸の南側の「平城京左京三条二坊宮跡園」地域から出土した木簡を加えて、総計一六八七点についての原寸大写真による報告である。印刷は高精細印刷により、赤外線テレビカメラの画像も多く取り入れられている。

B4判 本文一五〇ページ

別冊「解説」付 (A5判 三三六ページ)

定価 二九、八七〇円 発売 吉川弘文館



(魚津)

水橋荒町遺跡は、市街地から北東約10km、常願寺川右岸の河口付近に位置する。川に挟まれた扇状地の末端部にあたり、海にはど近く、標高は約2mを測る。

調査は、下水処理場建設に伴い、一九九一年から一九九三年まで実施された。

調査の結果、遺跡は縄文時代中期から近世の各時代にわたる大規模な複合遺跡であることが判明した。中でも主体となるのは奈良・

- 1 所在地 富山市水橋辻ヶ堂
- 2 調査期間 一九九二年(平4)四月~一月
- 3 発掘機関 富山市教育委員会
- 4 調査担当者 小林高範
- 5 遺跡の種類 集落跡・官衙跡か
- 6 遺跡の年代 縄文時代中期~近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

富山・水橋荒町遺跡

平安時代で、掘立柱建物、河川、井戸枠など検出遺構の多くは当該期に属する。掘立柱建物の配置に強い計画性が窺われる。

遺物は整理用コンテナ三五〇箱ほど出土した。須恵器・土師器・土鍬・鋳型・羽口・瓦とともに、木柱・井戸枠など木製品の遺存状態も良好だった。墨書き器は数点あり、杯蓋の外側に「電神」と記したもの以外は判読不能である。また、試掘調査の際に石製鎧帶が一点出土した。

木簡は、一九九二年の調査で一点出土したが、包含層中からであり、遺構には伴っていない。

8 木簡の篆文・内容

(1) 「二斗八升□□右衛門」

123×30×2 051

(2) 「二斗八升□□右衛門」

123×30×2 051

貢納した品物(穀物か)の分量と人名が書かれた付札である。

上部は平らに切断されており、先端は鋭く加工されている。書体などから中世から近世のものと推測される。

(小林高範)





剥落しているが、墨書は中央に整えて三行書きされており、この三行で完結するものと考えられる。文意は不明である。なお、訛説及び写真撮影は新潟大学の小林昌二氏による。
（小池邦明）



(末子)

遺跡及び木簡出土遺構の概要
（末子）

- 1 所在地 鳥取県米子市陰田町
- 2 調査期間 一九九四年（平6）四月～二月
- 3 発掘機関 鳥取県教育文化財団
- 4 調査担当者 北浦弘人・熊谷朗・山川茂樹
- 5 遺跡の種類 水田跡・自然流路跡・遺物散布地
- 6 遺跡の年代 繩文時代前期～近世
- 7 造跡及び木簡出土遺構の概要

陰田小犬田遺跡は、米子市街地の南西方約二・七km、鳥取と島根の県境が走る丘陵東側の谷あいの沖積地に位置する。県境は、そのまま旧伯耆国と旧出雲国の国境にあたり、遺跡地は旧伯耆国会見郡に属している。

遺跡地の谷奥から南方へ約二kmほど山道を進むと、旧山陰道へ行きあたり、そこから西へ向かうと程なく旧出雲国意宇郡に抜ける。

木簡以外の文字に間わる遺物としては、円面鏡二点、墨書き土器八

点を数える。墨書き土器はいずれも須恵器で、杯の底部が蓋の天井部に記されている。破片のため判読できないものが多いが、「館」

と確認できるものが二点ある。第二字はウ冠を戴く文字とみられる。

バス米子道路建設に伴うもので、鳥取県教育文化財団により一九九三年度から三ヵ年の計画で開始された。第二年次の一九九四年度調査は、陰田小犬田遺跡の推定主要範囲南北四〇〇m、東西八〇mのうち、谷の下流側約七〇〇m²を対象として実施した。

遺跡は、小河川の氾濫原上に立地しており、冲積作用の安定期を迎えた中世以降に、水田経営が開始されたとみられる。以後現代まで連続と続く水田層の存在を確認、最下層の畦畔を検出している。

水田層は、周辺丘陵部に存在する遺跡群からの流れ込みと思われる遺物の包含層でもある。繩文時代前期から近世にいたる時代の各種遺物が出土しており、そのうち量的に主体となるのは、六世紀末から八世紀後半にかけての土器類である。水田層下では自然流路を検出し、埋土中の遺物は八世紀後半を下限としている。

遺物の出土量は多く、整理用コンテナに約五〇箱を数えた。須恵器、土師器が大半を占めるほか、甕、支脚、土鍤、製塙土器、須恵質土器、木製品（皿・曲物・硝・へら・火薬板・建築部材など）、石製坊鍤車、鉄製品、鐵滓、輪の羽口などが出土している。土器類には、須恵器の漆や漆の付着した須恵器片、土器器片が含まれる。

木簡以外の文字に間わる遺物としては、円面鏡二点、墨書き土器八点を数える。墨書き土器はいずれも須恵器で、杯の底部が蓋の天井部に記されている。破片のため判読できないものが多いが、「館」

墨書土器は、杯の底部に回転糸切痕が観察され、当地では八世紀後半に比定されるものである。

8 木簡の积文・内容

(1) □知□

(70)×(35)×(10) 019

調査区のほぼ中央地点、水田層下の自然流路氾濫堆積層中からの出土である。長方形状で、裏面は剥離している。左側側面は原形をとどめるものの、下側は二次的な切断を受けており、上側小口面はやや腐蝕し、破損の有無が判然としない。材の樹種はスギである。三文字が確認できるが、第二字の一「知」のほかは判読し難い。一字目は「母」または「丑」の可能性があるが、文意は不明である。

本遺跡からは、多量の鉄滓が出土しており、分析の結果精錬鐵治滓とともに製鍊滓が検出された。輸の羽口の出土とも併せ、遺跡の周辺には、七八世紀頃の製鐵関連遺跡の存在が推定される。木簡、陶器、墨書土器などの官衙的性質を帯びた遺物の出土は、鉄生産体制への官人層の関与を窺わせるものと考える。今後周辺遺跡の調査の進捗を待つて、さらなる検討を期したい。

木簡の解説については、鳥取県立博物館の坂本敬司氏に、材の樹種鑑定については、鳥取大学農学部古川郁夫氏にご教示をいただき
た。

(北浦弘人)



木簡出土状況



S=1/1



(米子)
米子城跡
出土の木簡

鳥取・米子城跡七遺跡

はあったが、米子城城下町の形成に関する貴重な成果を得ることができた。

- 1 所在地 鳥取県米子市加茂町・久米町・西町
- 2 調査期間 一九九四年(平6)八月一~二月
- 3 発掘機関 鳥取市教育文化事業団埋蔵文化財調査室
- 4 調査担当者 高橋浩樹
- 5 遺跡の種類 城下町跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代中期・江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

米子城跡七遺跡は米子市街中心部、標高九〇mの湊山(米子城山)の北東麓に位置している。調査地は米子城城下町の内堀と正門に近く、木簡出土地は享保五年(一七二〇)の絵図では驚くべきものと思われる。

遺跡は整理用コンテナに約五〇箱あり、弥生土器・須恵器・土師器・土師質土器・陶磁器・瓦・土錐・銅錢などが出土している。陶磁器が大半を占め、なかでも一八一九年のものが中心である。一七世紀前半・中頃の陶磁器は、家屋の廃棄時に同時に廃棄されており、一括遺物として扱うことができ、陶磁器の編年・組成を考えるうえで貴重な資料である。

8 木簡の叢文・内容

- (1) ・「貢隨院様香物源六」
- ・「もろげ ふなこひ」
- (2) ・「貢隨院様香物源六」
- ・「干いか 一つ」

254×24×2 353

254×24×2 353

(3) 「賀隨院様香物源六」

「・鰐三」

」

(4) 「賀隨院様かう物源六」

「□□□」

」

141×23×3 011

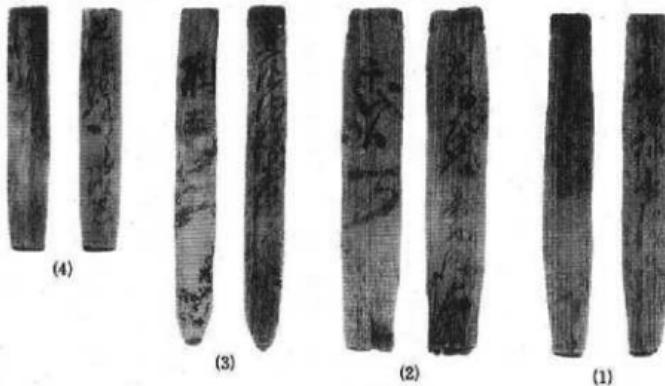
300×22×2 061

(1)～(4)は土坑から出土した。すべて表には同じ記載がされており、源六という人物が賀隨院様へ献上するという意味である。賀隨院は武家の奥方と思われるが、文献では確認されていない。源六は名字は不明であるが、幕末頃、城主荒尾氏の命を受けて飴の原料の買い付けを行なった景山源六と同一人の可能性がある。

(1)の裏は淡水産の魚名が記載されている。もろげはテナガエビの一種である。(2)の裏はいかとその数量が記載されている。(3)の裏は鰯とその数量が記載されている。(4)の裏は三文字が確認できるが判読できない。

本遺跡では、城下町の形成が海側では一七世紀前半から始まり、その南東側では一八世紀から始まつており、海側から次第に城下町が形成、整備されていったものと思われる。今回の調査では武家屋敷の建物については確認できなかつたが、屋敷の境界と思われる溝を検出しておらず、絵図との併用で米子城城下町の様子が明らかになります。

(高橋浩樹)





三田谷I遺跡は神戸川右岸の低台地に位置する集落遺跡である。一九九四年度の調査地点は、集落跡の縁辺部にあり、谷奥からの小河川の流路が谷地状地形として検出され、ここから縄文時代後期から中世にかけての遺物が整理用コンテナ約四〇〇箱分出土した。今回報告する木簡は一点で、この谷地状地形の覆土から発見された。木簡の含まれる土層からは、広く古

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1 所在地 | 島根県出雲市上塙治町 |
| 2 調査期間 | 一九九四年(平6)四月～二月 |
| 3 発掘機関 | 島根県教育委員会 |
| 4 調査担当者 | 鳥谷芳雄・山岡清志・平石 充 |
| 5 遺跡の種類 | 集落跡 |
| 6 遺跡の年代 | 縄文時代後期～近世 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

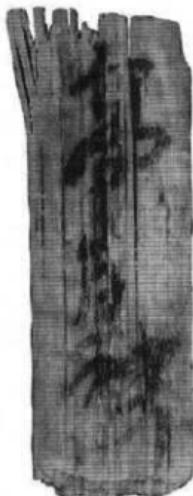
島根・三田谷I遺跡

代以前の遺物が出土している。木簡以外の遺物には、封紙木簡状の木製品一点、「口宅」「日」「坂」「友」「○」「中」などの墨書・ヘラ書き器、金属製造方一点がある。

8 木簡の积文・内容

(1) 「高岸神門」

(86)×33×3 0.9



上端は表裏両面からのキリ技法によって切斷されており、下端は欠損している。表にはケズリによる整形が確認される。「高岸神門」の文字は続けて書かれているが、「高」の上には連続する文字が見られないことから、上端は原形をとどめると思われる。「出雲國風土記」には神門郡高岸郷がみえ、そこでは神龜三年（七二六）に表記を「高崖」から「高岸」に改めたとされているので、本木簡もこれ以降のものと推定できる。なお、神門郡高岸郷については、本道跡北北西約二kmの塩冶町高西がその故地と考えられ、本遺跡は同郡日置郷の周辺にあるのではないかとされてきた。今回報告した木簡は、古代の神門郷と郷との関係を考える上で重要な資料となろう。

（平石　光）

埋蔵文化財写真技術研究会編
『埋文写真研究』第六号

「特集 とぶ・つぶれる、ねむい、どうしようもない」

井本 昭
「基礎講座 文書撮影—複写」

杉浦 秀昭
「紫外線写真撮影」

金井 社男・三原 升

池崎 智詞
「現場撮影における色の再現性—青いボジの原因」

井上 直夫
「回折現象について—画像への悪影響—」

木村 基也
「画像データを用いた印刷の進行と利用方法」

このうち木村氏の記事は、木簡写真を例に用いて、Foto CDデータと赤外線スチルビデータを利用する方法を紹介したもの。

別冊として文化財写真集『高橋猪之介寫眞集英』（B5判九五頁）が付いている。

B5判、一三五頁、カラー図版多数

定価三五〇円

（バクナンバン一三号三〇〇円、四・五号三五〇円）

送料 四冊まで五〇〇円、一〇冊まで一〇〇〇円、

一冊以上は無料

申込先 平六三〇 奈良市二条町二九一

奈良国立文化財研究所内

埋蔵文化財写真技術研究会

編 索性
宛

郵便振替 〇一〇五〇一九一九九三〇

埋蔵文化財写真技術研究会



(大朝)

遺跡の種類 居館跡
遺跡の年代 一六世紀後半
遺跡及び木簡出土遺構の概要

吉川元春館跡は広島県の北西部に位置する。遺跡の所在するこの地域は、日本海へ注ぐ江の川水系の一つ、志路原川の上流域にあたり、遺跡は志路原川に面する標高三七六・三八〇m、比高

1 所在地	広島県山県郡豊平町海応寺
2 調査期間	第一次調査 一九九四年(平6)五月～一九九五年三月
3 発掘機関	広島県教育委員会文化課中世遺跡調査班
4 調査担当者	小郡 隆・田邊英男・木村信幸・尾崎光伸 武知秀樹
5 遺跡の種類	居館跡
6 遺跡の年代	一六世紀後半
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要	

今回の報告は、館内の東南部約四〇〇〇m²を対象に行なった。第一次発掘調査成果である。調査区内は大きく三つの段に分かれており、その中が溝や橋列で区画されていた。また、館南辺部には土塁が設けられている。土塁の規模は、基底部の幅約四m、高さは後世の削平を受けており、現状では〇・二mである。建物は、掘立柱建物二棟(今後の検討によって増減がありうる)が検出されている。礎石建物は、一～二棟の存在が推定できるが、後世の削平により礎石の遺存状況が悪く、詳細は不明である。その他の遺構では、多数の柱穴や溝のほか、鍛冶遺構、石垣、石組暗渠、埋桶遺構及び性格不明

遺跡は、東面に長さ約八〇m、高さ約三mの石垣が、また館内には築山跡が残っている。遺跡の範囲は、南北約一〇〇m、東西約一〇〇mと推定されるが、近年まで耕作地として使用されていたため、地形の改変が著しく、詳細は不明である。

広島・吉川元春館跡

の土坑が確認されている。

木簡が出土した遺構は、埋桶遺構と、遺跡中央部から南東に延びる上端幅一m、深さ〇・八mの溝(SD五)である。埋桶遺構は径

〇・九mの結構を二つ埋めたもので、桶内の土から寄生虫卵が検出され、便所と推定される。

遺物は土師質土器皿が大半を占め、中国製陶磁(青花・白磁・青磁など)、朝鮮製陶磁(青磁・褐釉陶など)、国産陶器(備前焼・瀬戸美濃焼・唐津焼など)が出土している。また、溝や土坑からは多量の木製品類(下駄・漆器・曲物・箸状木製品・建築部材)や自然木などが出土している。

本遺跡の存続時期は、通説では天正一〇年(一五八二)に吉川元春が隠退して以後に築かれたものと考えられており、その下限は吉川氏が周防国岩国(今の山口県岩国市)へ移封される慶長五年(一六〇〇)に求められている。館の築造・廢絶などを示す文献はまだ確認されていないが、出土遺物は一六世紀後半、特に一六世紀第四半期と考えられるものが多くみられ、概ね通説を裏付けている。

8 木簡の积文・内容

埋桶遺構

- (1) 「うみかぶり」

- 「花」

40×25×5 021

(2) 「「かかたき 左衛門」

243×30×4.5 065

SD五

「□まとの
りおいしや □」

(86)×21×3 061

如是諸人等〔皆々〕
□×

(86)×20×0.5 061

(5) 「あ・カ やうす□一ツ△」

(86)×20×0.5 061

「か・じゆまく △」

135×22×4 062

(6) 「□の□□いね □」

139×23×3 019

(7) 「△ほりさたう」

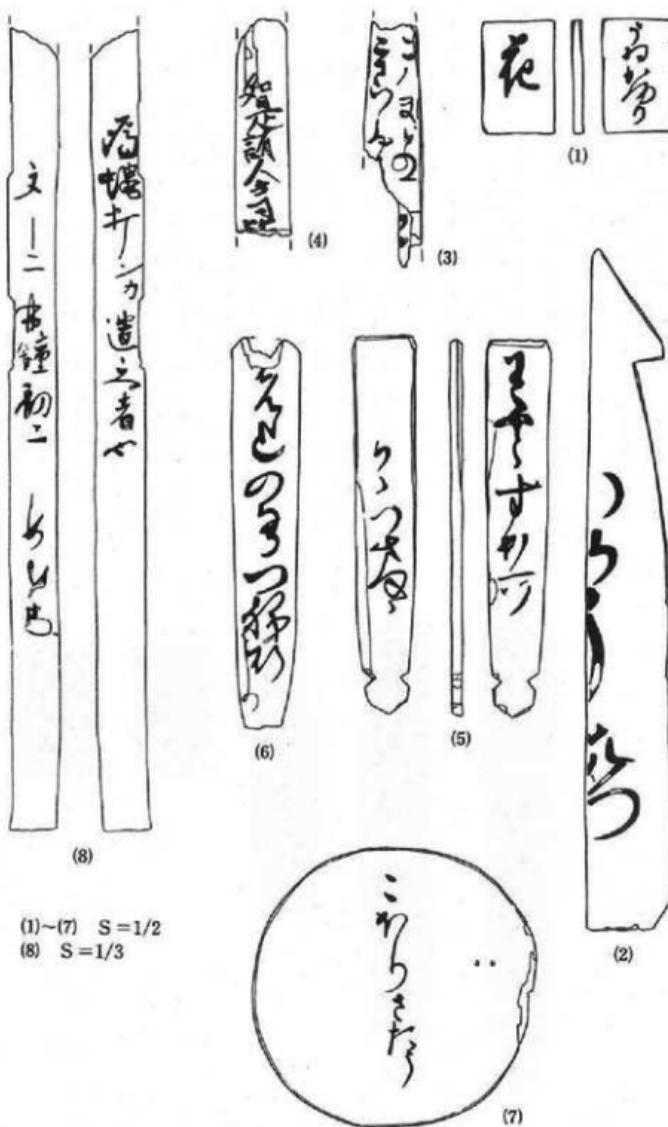
130×25×5 061

(8) 「為蝶打ンカ造之者也」

(45)×25×2 019

・「文一一 林鍾初二 □□□」

(1)は「花」「うみかぶり(初冠)」であり、聞香札と考えられる。(2)は形代と考えられ、折敷からの転用品の可能性がある。文字の部分は左半分が欠損している。右側面に削りの痕跡が残る。表裏面の



調整は不明である。

(3)は薄板に二行にわたって書かれており、左行は「こさいしやう
（小宰相）」と読める。(4)は柿経の一部で、「妙法蓮華經」卷第一方

便品第二の一節「如是諸人等皆已成佛道」に相当すると思われる。

(5)は下端に左右から切り込みを入れた木札である。天正九年のもの

と推定される六月二三日付けの吉川元春・かゝい連署状（大日本古文書家わけ九　吉川家文書）第二四〇号文書では、「かゝい」は元春の妻を指すものと考えられている。もし本遺跡が伝承通り吉川元春の居館であるとする、この「かゝい」も元春の妻を指すものと考えられる。また、「かゝい」という呼び方は夫である元春とその子供の範囲に限られることから、この木札は元春ないしは子供から「かゝい」にあてた贈り物に付けられたもので、その裏面には贈る品目が書かれてあるものと考えられる。

(6)の下半の文字の「つね」は、吉川氏の家の字が「経」であることから吉川一族または家臣名と考えられる。(7)は厚さ五ミリの板を円板状に加工したもので、「こほりさだう（永砂櫻）」と書かれてある面に、刀子状の工具による削り痕が確認できる。その裏面の調整痕は確認できない。(8)は片面に「鷺打たんがためこれを造るものなり」とある。もう片面にある「林鏡初二」は六月一日を意味するところから、この部分は日付と考えられ、「文一二」は文禄二年（一五九三）を示すものと思われる。

（尾崎光伸）

(1)

(4)

(5)

一九七七年以前出土の木簡（一七）

奈良・平城京跡左京二条二坊六坪



（奈良）

- 1 所在地 奈良市法華寺町
- 2 調査期間 第六八次調査 一九七〇年（昭和）七月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 坪井清足
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構
概要 ボウリング場建設とともに緊急調査として、東院東南隅の南方で行なった。

最近の知見では東院南方遺跡と称される範囲内にあり、藤原麻呂宅推定地の北に接する坪にある。東院東南隅を対象とした宮第四四次調査の南で、同調査で検出した東二坊々間路の西側溝の南延長上に、東西一〇m、南北五〇mのトレンチを設定した。

調査の結果、建物八棟、橋四条、木棧暗渠、一条などを検出した。東二坊々間路西側溝SD五七八〇の西は、建物の建て替えが多く見られ、また削平もあって、六坪の東辺を画する築地塀の痕跡は認められなかつた。しかし、建物の規模などから見て、重要な地区であることは間違いない。西側溝と重複して掘立柱建物SB六五四四五がある。桁行八間以上、梁間二間以上を数えるが、溝と同時期の可能性があり、溝の上に張り出しきをもつ建物と考えられる。

木簡は、西側溝SD五七八〇から七九点、三棟の掘立柱建物、すなわちSB六五四四の柱揚形から一点、SB六五四五の柱揚形から一点、SB六四五四の柱揚形から二点、そのほかの小穴から二点の合計八五点出土した。

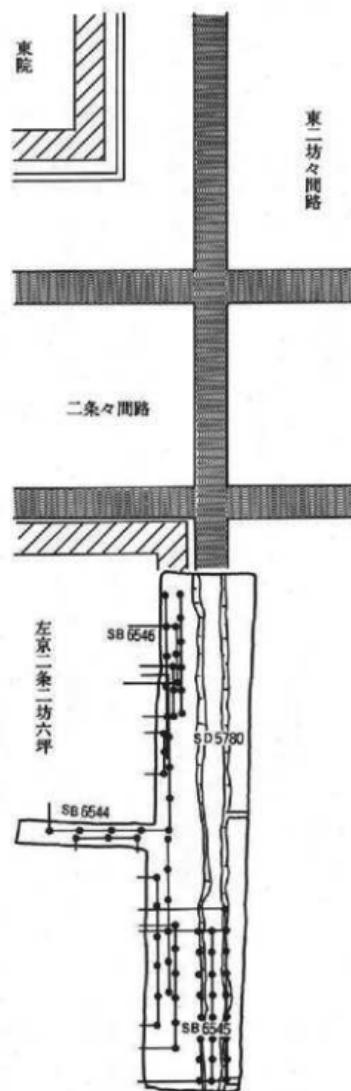
このうちSD五七八〇は、幅三・二一m、深さ〇・六mを測り、溝の堆積は二層に大別される。木簡はこのうちの下層から出土した。この溝からは木簡のほかに、土器、木器、瓦などの遺物が多量に出

(1) 東院
 「東隅」などの墨書き器、堅桶・簀車などの木器、麻布、和同開
 珠・万年通宝などの錢貨が注目される。
 8 木簡の収文・内容
 東二条坊々間路西側裏S.D.五七八〇

248×(38)×3 (8)

II 升煮寄申干支又
 和塗寄申干支又
 (45)×(39)×4 (8)

(2) . □ □
 □ □ 両半亭歴子二両芒消一両半 □ □
 □ □ 大小井 □ 也此甚 □ □ 通支 □
 服之大方葵子二升以苦酒四
 二三日殺人取塩以水四



第68次調査遺構図及び周辺略図

(3)

「
嶋主貨物上主寸高
山寸首□□□
日置属□□□

〔五十ヶ〕

(93)×21×3 019

「
津守大鷦百□文
若麻綱大国刀一今年八月
今年八月

(93)×21×3 019

(4)

「
口マ安麻呂
別口人
丙麻呂 泰布人志
泰君人志
麻呂 □□□

右七人」

(9)

「
△尾治国知多郡實□□
△白髮マ馬見塙一斗」

(145)×24×4 081

「
田村賀張子 □□

(10)

「
備後国三谷郡
八升」

(104)×20×3 019

(5)

「
六 物マ得万呂卅
高田少万呂卅

(11)

「
×郡車持郷車持里戸主海マ銀持
戸口海マ安倍御調須々腊一斗五升
三年八月十八日」

(145)×24×4 081

「
夫 天 天
天 □

(12) (12)×(20)×3 081

「
△交易錢百□

(87)×20×4 089

(6)

「
月料四〇日 六日 七日 廿五日」

(12) (12)×(20)×3 081

〔総ヶ〕

定 四斗一升

(12) (12)×(20)×3 081

(7)

・「
△添下郡進米十石」
・「
△六月十九日」

157×22×4 033

162

・「
伊勢国川勾郡中止里」
・「
△斗マ小殿万呂」
同遊万呂」

(8)

118×23×5 051

019

(14)	「婦猪藏定時藏」 「廿常 廿 廿常」	15.0×10.0×5.0 130
(15)	「憶漠月 萬里望向闕」 建物SB六五四五	15.0×10.0×5.0 130
(16)	「口口口口東左兵士付口万呂」 建物SB六五四六	15.0×10.0×5.0 130
(17)	「南綿侶釘枚綿侶釘廿五」 □綿釘十六守綿侶釘十九 北綿侶廿	15.0×10.0×5.0 130
(18)	同「平城宮発掘調査出土木簡叢報」八(一九七一年) (寺崎保広)	15.0×10.0×5.0 130

後半の遺物も出土しているから、溥は奈良時代を通じて機能していると見てよからう。

(2)は、薬品の服用法を記した木簡かと思われ、貴重である。(3)は銭出舉に関わる木簡、(4)は漢詩の一部を記したものである。(1)の荷札は郡名が欠けている。車持郷は「和名抄」では上総國長柄郡と越中国新川郡に見えるが、そのいずれでもなく、「一条大路木簡」の類例からみて、若狭国遠敷郡にあった車持郷のことであろう。なお、「須々」は「鱗」(すずき)の「キ」を脱したものであろう。平城宮・京出土の若狭国の調の荷札で、塩以外を貢進した現在唯一の事例となる。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報一九七二」(一九七一年)
同「平城宮発掘調査出土木簡叢報」八(一九七一年)

年紀をもつ木簡は一点もない。地名表記から年代を推定しうるものは、(8)の郡里制(一葉龜三年)と(10)の郡郷里制(葉龜三一天平一二年)の二点のみである。もともと同溝からは万年通宝など奈良時代

木簡研究 第4号

1982年11月刊 領価 3500円

巻頭言 一木簡保存法の思い出ー

坪井清足

1981年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(4)

呪符木簡の系譜

和田 萃

木簡と上代文学 一水産物付けをめぐってー

小谷 博泰

「漆紙文書」出土概要

佐藤宗誼

木簡研究 第5号

1983年11月刊 領価 3500円

巻頭言 一木簡史の研究についてー

閔 晃

1982年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(5)

小林芳規

字訓史資料としての平城宮木簡

—古事記の用字法との比較を方法としてー

鬼頭清明

平城宮出土の衛士関係木簡について

田中琢

木簡とコンピュータ

水野真

書評『草戸千軒 一木簡1ー』

木簡研究 第6号

1984年11月刊 領価 3500円

巻頭言 一記紀批判と木簡ー

直木孝次郎

1983年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(6)

山田英雄

平安時代の日記にみえる木簡

鎌田元一

日本古代の人口

『木簡研究』1~5号総目次

木簡研究 第7号

1985年11月刊 領価 3800円

巻頭言 一刀筆の史ー

土田直鎮

1984年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(7)

早川庄八

公式様文書と文書木簡

大庭脩

中国における最近の漢簡研究

田中琢

英國出土のローマ木簡

石上英一

木簡史料紹介 一札一

木簡研究 第8号

1986年11月刊 領価 3800円

巻頭言 一最後まで残る仕事ー

青木和夫

1985年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(8)

李學勤

中国簡牘研究の新動向

(訳)曾谷文則

中国簡牘研究の新しい動向

原秀三郎

倉れ・札家考

榮原永遠男

袖井遺跡出土木簡の再検討

志田原重人

出土の文字資料からみた中世民衆生活の一面

—草戸千軒町道路を中心にて—

創刊号~3号は品切れ。4号以降はいずれも残部僅少。

送料 1冊 500円、2冊 600円、3冊 700円、4冊 800円、5~10冊 1500円

麦縄と麦粉米

長屋王家木簡には、「山寺麦規領」(表)、「日作」(裏)と表裏に書かれたものがある(概報二七一五ページ、写真①)。この木簡群では唯一の麦縄の例である。麦縄は、正倉院文書によく見える索餅のことと、写經所がさかんに購入している。これは、山寺で食べる麦縄の購入に関するものであろう。

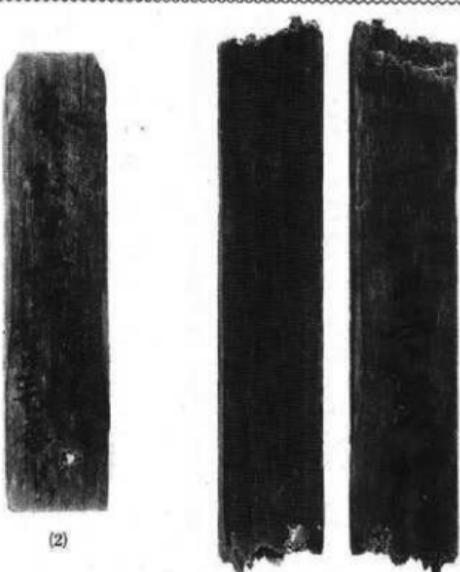
延喜大膳式にもとづいて検討した石毛直道・奥村彪生氏によると、索餅は小麦・粉米・塩と水をまとめて手延べでつくり、竹棒にぶらさげて乾燥させたものという。茹でて鹽・末鹽・酢で味付けしたり、アズキ汁で食べられた。しかし、のちの索餅との関係は、なお確定的ではないようである。

そこで長屋王家木簡に「小麦粉米」「麦粉米」(写真②)の支給伝票が数点みえることが注意される(概報二一一二七、二五一ページなど)。これこそ索餅のものであろう。小麦粉と粉米とおそらく塩を一定の割合で混ぜた状態のもので、粉のまま支給し、食べるときに各所で水を加えてこねたのである。

すると、おなじ長屋王家木簡に「粉米」の支給伝票が見えることも気かかる。粉米はシントギにして食べられたり、衣類の糊づけに用いられたであろうが、支給先で麦粉や塩と混ぜてこねあわせ、索餅をつくることもあつたのである。長屋王家では、写經所とことなつて、索餅は購入されることは少なく、邸内でつくって食べていたようである。

(2)

(1)



封 瓢 木 簡 考

一 封 瓢 木 簧

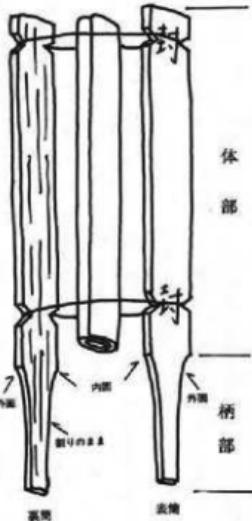
本稿は、一九九四年九月二四日に新潟大学で開かれた木簡学会新潟特別研究集会で報告した「郡符木簡と封縫木簡」のうち、封縫木簡についての考察に補考を加え、まとめたものである。⁽¹⁾ 報告における封縫木簡についての主要な論旨は、下端を羽子板の柄状に整形する特徴的な形態をもつ封縫木簡を、古代に一般的に存在したものと認識するべきこと、その封縫木簡は一枚一組として用いられたこと、封縫木簡の造り方は一つの素材を整形し、それを一枚に割って一枚で造られたこと、その際一枚に割った割り面は調整を加えずに割りのままとしており、その粗面が接合すること、封縫木簡の用法として、紙の文書を直接挟んで封縫する機能が考えられること、一枚一組の封縫木簡のうち、「封」字や充所を書かない方の一枚は多く文字記載を欠くものの、木簡として扱うべきこと、そして封縫木簡の各地での出土が、古代の地方における紙の文書往来の広範な存

在を示すことであること、などであった。

佐 藤 信

報告以前、すでに羽子板状の柄を特徴とする封縫木簡の存在と、「封縫木簡」の用語については、平川南氏の指摘⁽²⁾があり、平川氏が示された文書箱を封縫するという封縫木簡の機能に関連して、私も、紙の文書を挟んで封縫する機能を指摘したことがある。⁽³⁾ 報告では、新潟県三島郡和島村（古代の越後国古志郷）の八幡林遺跡から出土した木簡（以下「八幡林木簡」と呼ぶ）中の封縫木簡の、実物調査によるその形態・製作技法・用法についての知見を中心にして、それまで知られてきた平城京跡出土の封縫木簡とを考え合わせた。その後、平城京跡出土の封縫木簡の実物を調査する機会を得、その知見も含めて考察した結果が本稿である。

ところで、結論を先取りするようであるが、行論の都合上、封縫木簡の用法をめぐる各部位などの名称を、先に設定しておきたい（第1回参照）。長方形の材で羽子板状の柄をもつ形態の封縫木簡の使用法として、本稿では封縫木簡一枚一組で、紙の文書を挟んで封する機能を推定するが、まず紙の文書の上にくる方の封縫木簡を表



第1図 封緘木筒各部位の名称

簡、下側にくるもう一方を裏筒と称したい。表筒は外面（外側）に「封」字や充所・差出などを墨書き書きし、裏筒外面には墨書のないものが多い。表筒・裏筒の文書に接する側の内面は、表筒・裏筒とも製作の際に外面とは異なって面を平滑に調整せず、割りのままとすることが多い。そしてこの内面にはほぼ墨書きはない。また木筒上方の長方形の部分を体部、羽子板状の柄の部分を柄部としておく。体部には左右から切り欠きを施すことが多く、その位置に紐をかけて上から「封」字を書いたものである。切り欠きは一~三か所施されるが、その位置は（体部）上端とか体部下端であることが多い。

なお、報告時には羽子板状の柄をもつ封緘木筒特有の形態に対し

て新しい木筒型式番号「例えば〇一六型式」を与えることを提唱したが、その後刊行された奈良国立文化財研究所「平城京木筒」——長屋王家木筒——（一九五五年）において、新たに〇四一（切り欠きのないもの）・〇四二（切り欠きのあるもの）・〇四九（原形未詳のもの）などの関係型式番号が設定されており、本稿でもこの新型式番号に従いたい。

二 平城京の封緘木筒

平城京の左京三条二坊一・二・七・八坪を占める八世纪前期の邸宅跡の溝から出土した、和銅から靈龜年間にかけての三万五千余点の長屋王家木筒と、その邸宅の北に接する二条大路上の溝から出土した天平七・八年頃を中心とした七万四千点にのぼる二条大路木筒の中、特徴ある形態をとる封緘木筒が含まれていた。⁽⁴⁾ その他の京内から出土した例も合わせて、これら宮都において用いられた封緘木筒の特徴とそこから知られる機能について、検討しよう。

(一) 長屋王家木筒・二条大路木筒の封緘木筒

まず、長屋王家木筒・二条大路木筒の中の封緘木筒を列挙して、その特徴をみるとこととする。

A 長屋王家木筒（長屋王家木筒四五四号）（口絵図版六一〔2〕）
「封」 北宮通上 津税使

縦二〇〇ミリ×横一七ミリ×厚三ミリ　〇四三型式

(これと面的に接合する文字記載なしの封緘木簡)裏簡がある。

（他に）上矢で休憩下場・初詣のみが現存し Aと並んで複数の複合する

西漢文書の研究

表側・裏側ともに接合する内面は、割りのままで未調整となつてゐる。)

E長屋王家木簡(同)(口絵図版六一〔5〕)
案麻郡司進上 (一七一)×(一八)×(四) (〇三九)

長屋王家木簡(概報(21))(口絆圖版六-1(3))

長屋王家木簡(同)(正統元年六一五)
封印(大) (一七一)×(一八八)×(三一) (〇三九)

卷之三

(Eと

(一二次的)に習書に利用されている。反対面は割りのまま。記載面上の
筆の左右切り(大き部)を垂れ筆跡が残る。

整した外面に墨書きしており、内面は割りのままで面的に接合する。(同二四六一七)

良屋王家木簡(概報)(27)(口絵図版六一三)

(1)(1)(1)×1=四×八 ○四二
〔Gと面的に接合する文字記載なしの封筒木箱〕裏面がある。二二

〔二〕四〇×〔一〕八〇×〔一〕〇四三

一×二四×四 ○四三。両者の接合面はともに削りのまま。上端の

(一) 次的な音書が記されており、BとCは面的に接合する。Bは表面、Cは裏面で、ともに調整を施した外面に墨書があり、内面は割

左右切り欠き部に粘着質の汚れがある。

りの今まで未調整としている。表簡・裏簡とともに、外面＝記載面上に端の切り欠き部に紐の痕跡が残る。BとCの習書は同筆かと思われる。B・Cはもとは一体の封筒本體だが、約九メートル離れた地区

封 封
一七|X|三|X|一 OIII
(記載面は平滑に調整しているが反対面は刷りのままである。)
長屋王家木簡(底報25) (口絵版第六—4)

がの出でている

封案麻郡司道上印 (11×11×11) ○四三

「行 陀 隆 陀
杉 陀 可 天 地 陀 陀 稲 藤 ■」(重ね書き)

(表)「九九九 寺寺寺寺寺寺駐駐」

(一五六)×三八×三 ○四三

(表は調整されているが、表は割りのままとなっている。左右の切り欠きの位置に「封」字があり、文字中央に絵状の空白が見える。
表裏ともに二次的に墨書きに利用されている。)

J長屋王家木簡(同)(口絵図版六-6)

(表) 封 案麻郡司進上 印

一一三(×二〇×一) ○四二

(表は調整されている。裏は割りのままで記載は異筆か。)

K二条大路木簡(概報(24))

八五×一六×三 ○三一

(小型の○三一型式タイプの封緘木簡で、左右の切り欠きの位置に「封」字がある。「封」字の中央部には様に直線状に空白部分がみられ、紐がかけられた上に墨書きしたことを示す。以下の例も同様。)

Q二条大路木簡(同)

□
封

(裏面も調整している。下端欠損。)

R二条大路木簡(同)

封

(記載の反対面は割りのまま。)

S二条大路木簡(同)

(表) 封先日符謹封

封

五九五×四一×五 ○四三

O二条大路木簡(同)(口絵図版六-1)

印

(三五〇)×四一×五 ○四三

(NとOは、面的に接合する表裏と裏側だが、表裏・裏側に分けるための割り込みがもともと柄部の上部までしか入っておらず、完全に一枚には分離していなかった。割れ目下端の弱い部分で折れて一片に分離したと考えられる。あるいは側面Y字状の形態のまま封緘に利用され、開封の際に一片に折られたと考えることもできる。Nの柄部は長く、一四八ミリを計る。)

P二条大路木簡(概報(29))

封 封

(九一)×一一×四 ○三一

(裏面も調整している。下端欠損。)

□
封

(記載の反対面は割りのまま。)

一一〇七×(一四)×(一) ○四三

M二条大路木簡(同)

七三(×一)三×一一 ○三一

(記載の反対面は割りのまま。)

N二条大路木簡(同)(口絵図版六-1)

(表) 野朝義義

一四一×七八×一九 ○一

我身在〔母子〕
〔方形の厚手の板状の木簡で、封締木簡の形態とは異なるが、「封」の関連史料として掲げた。〕T平城京左京三条二坊(六坪)宮跡庭園(奈良市)出土木簡⁽⁵⁾

封 封 (一五七)×(一三)×二 ○四三

(Tと次のUは長屋王家木簡・二条大路木簡とは別の調査で出土している。奈良時代後期の圍池の下層にあった道路から出土した木簡。二か所に左右の切り欠きがあり、その部分に「封」字がある。この「封」字中央には縦状に空白部が残る。後ろに右邊を半截されている。)

U二条大路北側溝(平城京左京二条二坊・二条大路、奈良市)出土木簡

(一五八)×三〇×四 ○三九

(平城京左京二条二坊二坪東半に接する二条大路北側溝から出土した。下半を欠損するが、上端の左右切り欠き部に縦状空白の残る「封」字を記している。)

[参考] 藤原宮木簡(南面西門地区内溝SD五〇一)(第2図)

(表) 封

印

一〇一×三七×八 ○三一

(藤原宮跡で出土したもので、封締木簡やその機能が藤原京時代に

までさかのほって存在したことを見うかがわせる資料となる。裏面の異筆は、内面ということからも充実ではなく、差出とする説がある。

〔封〕 封締木簡の特徴

以上みてきた平城京跡出土の封締木簡の特徴をまとめよう。まず出土遺跡・状況としては、宮都の出土であり、わずかながら

他例もあって長屋王家木簡や二条大路木簡だけに限らないことから、封締木簡が宮都において特殊なものでなく一般的に利用され存在したことかが知られよう。藤原宮木簡にも封締木簡が存在したことは、封締木簡やその機能が藤原京時代にまでさかのほることを推測させるものである。

次に形態を整理すると、

長方形の材の上・下両端に左右から切り欠きを入れたもの

II〇三一型式。多く小型のタイプ。

長方形の材の下端の左右を削って羽子板の柄状に整形したもので、

体部の左右に切り欠きを二か所もつもの II〇四三型式。

体部の左右に切り欠きを二か所もつもの II〇四三型式。

体部の左右に切り欠きのないもの II〇四一型式。

上部は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの

II〇四九型式。

のようになる。長方形の材の上下両端に切り欠きをもつ形態（〇三型式）の多く小型のタイプは、貢進物荷札木筒に多くみられる形態であるが、切り欠き部に「封」「印」などの記載がある。「封」

「印」字には木筒をくった紐の位置に墨痕空白の帯がみられ、また同形の一枚が面的に接合して一枚一組で利用されたと推定できる例があることから、何らかの物品の封緘に用いられたことは間違いない、封緘木筒ととらえておきたい。このタイプは封緘木筒とは分けて「検封木筒」などととらえる方がよいかもしれないが、用法・左右の切り欠き、「封」字などの共通性があり、下部を欠損している場合に区別しにくいことも考えて、今のところ「封緘木筒」を幅広くとらえておいた方がよいと考える。一方、〇四系型式（〇三四一・〇四九型式）のタイプは、羽子板の柄状に整形した柄部という独特の形態をもつことが重要であり、形態に応じてその機能の特徴を端的に示しているといえよう。このタイプの例には、同形・同材で面的に接合する一枚でセットになるものがあり、一枚一组で利用されたことが推定できる。この一枚一組での利用と、接合面を未調整で割りのままとすることから考へると、〇四系型式の封緘木筒が封緘する対象として、紙の文書を推定することができると思われる。

法量は、大まかに次の三者に分類できよう。

大型：長さ五〇センチを越え、幅四センチ程度。

中型：長さ三〇センチ、幅三センチ程度。

小型：長さ七一～一〇センチ、幅一・五センチ程度。

この内とくに小型のものは、〇三・二型式をとっている。大型・中型のものは〇四系型式をとることが多いが、その中ではとくに柄部の長さなどの相関関係は認められない。切り欠きが二か所にある場合の切り欠き間の長さは、約一五センチ程になることが多い。

使用痕としては、体部上・下両端左右の切り欠き部に紐がかけられたことが、紐の圧痕や、切り欠き部に位置する「封」字中央部の帶状空白によって知られる。また、封緘木筒には空白部が多く、とくに裏面には記載のないものが多いこと、また送られてきた封緘木筒がしばしば文書筆記の場に存在したからか、かなりの封緘木筒が二次的に書面に利用されていることも、大きな特徴となっている。

封緘木筒の製作法としては、両面・四辺を調整したやや分厚い一枚の材を上端から割って（木目沿う場合が多い）一枚におろすという手順が推定される。そして一枚の封緘木筒で挟む内側の割り面は、割りのままにして調整しないということが指摘できる。したがって、一枚の封緘木筒の挟み込む内面同志は、封緘を解いた後にビタリと接合することになるのである。この内面不調整による接合という關係は、「封」字とは別に封緘を確認・保証するシステムともなり得ると思われる。

次に記載型式としては、調整した表筒の外側に記載する点が挙げ

られる。裏面の外面に記載する場合もあるが、表筒・裏筒の割りのままの内面には記載しない。なお、記載のない部分に二次的に墨書きを行なわれている例が多くみられる。書式としては、上から順に、「封」字（上端切り欠き部の位置に書く。文字中央を横切る縦状の空白部がみられる。ただし「封」の墨書きのないものもある）・充所（省略する場合や、充所に駆付が付く場合もある）・「進上」（省略する場合や、差出の下にくる場合もある）・差出（省略する場合がある）・「封」（印）「」の例も。体部下端切り欠き部の位置。文字中央部を横切る縦状空白がみられる。省略する場合もある）といった記載が行なわれている。なお、わずかながら裏筒外面の切り欠きの位置に「印」字の封を墨書きするものもみられる。とくに小型のものの場合、充所・差出を省略する例が多い。法量から多くの記載ができないことが主な理由であるが、○四系型式でも省略する例があるのは、充所・差出両者が自明な時であろうか。

記載内容と機能については、まず、「封」「印」字が体部上端・下端の切り欠き部に位置し、文字中央部を横切る縦状の空白が残ることから、切り欠き部に紐をかけて結び、「封」「印」字墨書きで封緘するという機能が復元できる。この封緘の対象としては、小型の○三型式の場合は何らかの小型・薄手の物品等が考えられるが、羽子板状の柄をもつ○四系型式の場合、二枚一組で作られ用いられたこと、一枚の内面は調整を加えず割りのままとしていること、紐な

どできつく縛じて用いられたこと、木筒の幅などの規模、表に「封」以外に充所・差出を記載しても物品名を記さないことなどから、紙の文書を直接扱んで封緘する機能をもつたと考えられる。一枚一組の封緘木筒によって紙の文書を扱み封じて、他説を許さないための手続き・書札礼が行なわれたことが推測できるのである。長方形の材の両端に切り欠きをもつ形態（○三一型式）の木筒状薄板一枚で、折りたんだ紙の文書を直接扱んで縛じ、一方の板に表書を書く後世の事例が存在することも、この見方を傍証しよう。こうした機能は中国における「候」の機能と似ているが、検の場合、文書木筒の上にもう一枚同大の木筒（候）を重ね、紐でしばり充所を上書するものである。⁽⁸⁾ なお、封緘木筒の機能として、紙の文書を納めた文書箱の上にのせて封緘するという用法も推測されている。長屋王家木筒・一条大路木筒の封緘木筒とともに適合する大きさの文書箱（法量は長さ三三一・三六センチ・幅四一八センチ）が数例伴出していることからも、うなづける推測といえよう。ただ、文書箱上に封緘木筒をのせて紐をかけた様子を想像すると、柄の扱いなどに不安定な印象がぬぐえず、また文書箱上面にも墨書きが可能であることも気になる。文書箱について史料から封緘の作法が知られるのは、飛駅の文書を納める飛駅函である。飛駅函は「長一尺一寸六分、広三寸、深二寸三分」という法量の木箱で「延喜式」木工寮式、その封緘作法は、文書（勅符）を納めた函を糸で締して松脂で封じたうえ、

上に「賜某國」「封」「飛駅」「月日時刻」等の文字を書き、さらに函を包む革袋の一端に付す短簡(木筒)に「賜某國飛駅函」「年月日時刻」、函の左側にも「副官符若干通」と書く。その後飛駅函と官符を革袋の中に納める、というあり方であった(儀式飛駅函)。

平安時代におけるもつとも重厚な手書き例といえるが、箱の場合直接墨書きしたり封することができるところがうかがえる。しかし、封緘の作法には多様な段階があつてしかるべきであり、文書箱を封緘するという封緘木筒の用法をも考えておくべきであろう。

以上の推定が認められるならば、封緘木筒の出土は、紙に書かれた文書のやりとりの存在を示すということは重要である。他の木筒と違つて、紙の文書とともに利用されるという点が封緘木筒の大きな特徴であり、宮都においてそうした封緘木筒の作法が一般的に存在していたことが知られよう。宮都では貴族邸宅などを中心として紙の文書のやりとりがかなり広範に行なわれていた状況が推定できるのである。

三 地方官衙の封緘木筒

以上にみた平城京跡出土の封緘木筒、中でも羽子板状の柄をもつ特徴的な封緘木筒(○四系型)が、実は各地の官衙遺跡からも出土している。特に八幡林遺跡出土の八幡林木筒中の封緘木筒(以下

八幡林封緘木筒と呼ぶ)は、一括して多数出土した例として注目される。ここではそれらを検討しながら、地方官衙出土の封緘木筒のあり方をさくってみたい。

a 山垣遺跡(兵庫県水上郡春日町)出土木筒(第2図)

丹波国水上郡
三六七×三五×七 ○四三

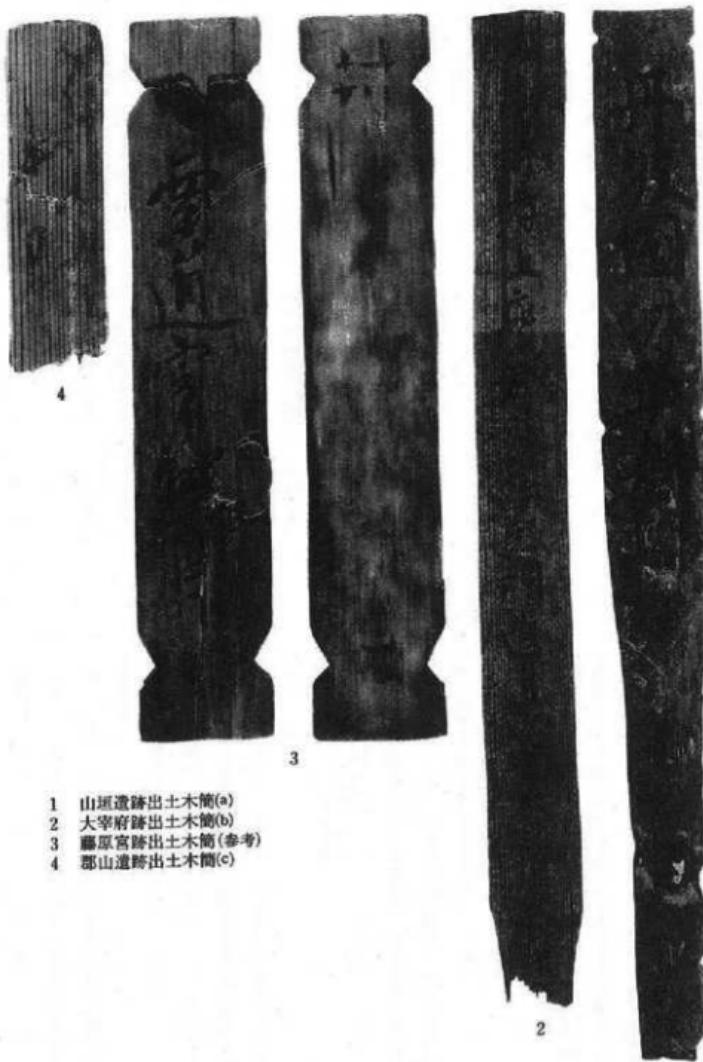
(山垣遺跡は古代の丹波国水上郡春日里に位置する官衙遺跡であり、郡家の下部に位置する地方官衙と考えられる。¹²同時に春日里長等あての郡符木筒なども出土しており、八世紀初め頃のものと考えられる。この木筒の形態は比較的柄部が長く、左右の切り欠きが二か所にある。充所の記載が大ぶりに力づよく書かれていて、水上郡充てに大事に封緘されたものかと思われる。器光ての封緘木筒が郡家下部の官衙から出土している關係はなお未詳。)

b 大宰府跡(福岡県太宰府市)出土木筒(大宰府史跡出土木筒一七四号)¹³(第2図)

□ 慎者上座者火急殿門通上宣 須良状

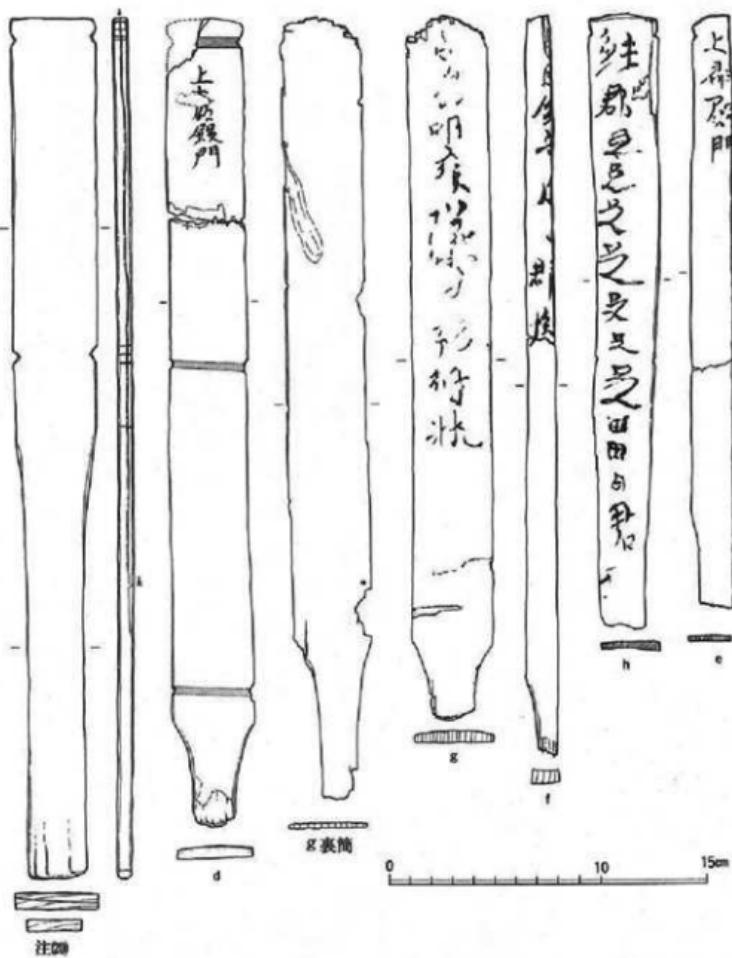
(三四二)×(三一)×(一) ○四一

(大宰府跡の政府前面西側の不丁寅街地区の溝から出土した。伴出木筒から八世紀前半の年代が与えられる。目上の人物に対する至急の書状に用いた封緘木筒で、須良は「状」を差出した人名であろう。「火急に殿門に通上すべし」と日本語の語彙に記している。左右の切り欠きがみられないが、上端の小文字のような墨痕「」は封に



1 山垣遺跡出土木簡(a)
2 大宰府跡出土木簡(b)
3 藤原宮跡出土木簡(参考)
4 郡山遺跡出土木簡(c)

第2図 各地遺跡出土封緘木簡



第3図 八幡林遺跡出土封緘木簡

□

□

(二八六)×(二八五) ○四三

(判読できない記号風の墨痕が体部の上・下二か所の左右切り欠き部にみられ、封のための墨痕の可能性がある。墨痕のある面は平滑に調整しているが、反対面は割りのままとなっている。)

八幡林遺跡は、古代越後国古志郡の有力交通路上に位置する、古志郡家と関連した地方官衙と考えられる。⁽²²⁾ 出土した八幡林木簡の年代は、出土遺構によりつつ八世紀前半から九世紀にかけての幅をもつている。八幡林封緘木簡は、上記d-iの他にも墨痕のない封緘木簡が多く存在して總數二五点に及んでおり、八幡林木簡の大きさ特徴となっている。以下、八幡林封緘木簡の特徴をみるとこととする。

まず出土遺構としては、H地区の八世紀中頃の溝(SD〇一・SD〇二)と、I地区の八世紀末~九世紀前半頃の一試掘坑・二五試掘坑の二か所に分かれている。両者の年代はズレており、両方合わせると八世紀中頃から九世紀前半頃にまで及ぶ時間帯の遺物ということになる。

次に八幡林封緘木簡の形態をみよう。材としては杉材が多く、板目材・柾目材ともにある(柾目がやや多い)。いずれも羽子板状の柄をもつタイプの木簡であることが特徴で、形態を整理すると、

- ①柄部の長いもの(体部と羽子板柄部の長さがほぼ同程度)
柄部の短いもの

②左右の切り欠きがないもの

左右の切り欠きが体部の上下二か所にあるもの

左右の切り欠きが体部の上・中・下の三か所にあるものがみられる。大きさは、長さからおおむね大型・中型・小型の三タイプに分けられ、中では大型のものの柄部が短いという傾向が指摘できる。

完形の封緘木簡も出土しており、そのうち三組六点が割り面・木目が一致して面的にビタリと接合することが判明した。八幡林封緘木簡でも、表筒・裏筒の外面(文字記載面)は平滑に調整する一方、表筒・裏筒の内面は割りのままの粗面としており、その割り面の凹凸や木目が接合するのである。このことは、製作の際に厚手の一枚の素材を二片に割って一枚一組で作ったことを意味している。同時に、出土状況も一枚セッテになつて出土していることが指摘され、使用の際も封緘木簡は一枚一組で利用されたことを意味している。なお、一点ながら文字記載のない封緘木簡で、上端から割り込んで一枚に分けようとする途中まで割りを止めているものが知られる(⁽²³⁾図)。横から見ると側面Y字型になる形態となつてゐるのである。これは、完形でのまま封緘木簡として利用できるとも思われるが、また一方未完成品である可能性も否定できない。前者とすれば、側面Y字型の割り込みの間に文書などを挟んで封緘し、封緘を解く際に二片に折るというような利用法が考えられる。平城京出土の封緘

木簡の中にもそうした形で一片に分離したらしいものが認められる（上巻N・O）。この場合、何らかの理由で未使用のままとなつたのだろうか。後者とすれば、この木簡に文字記載のないことと、未完成であることが結び付くことになる。しかしいずれの場合も、八幡林遺跡において封緘木簡の製作が行なわれたことを裏付けるものと考えられる。記載のない封緘木簡が多くみられることも、このことを傍証していよう。

記載形式・機能としては、充所を記載していること、一次的に習書が行なわれていることがまず指摘できる。とくに郡司・大領充てに監付を付して「上大領殿門」「上郡殿門」□□□□□郡殿などと記したもののが目立ち、これは郡司・大領より下位の者から差し出された文書・書状に用いられたものと認められる。そうすると、郡司より下のレベルで封緘木簡の作法が弁えられており、郡内において紙の文書の往来がしばしば行なわれていた状況がうかがえることになるのである。

八幡林封緘木簡は、上述したように一枚一組で封緘木簡が製作され、一枚一組で利用されたことが推定できる。封緘木簡中、文字記載のあるものとないものが一枚セフトになる例（8）があり、また記載のない封緘木簡で一枚一組となる例もある。紐で一枚をきつくくる使用法と、文字記載が充所であることなども合わせ考えると、一枚の封緘木簡で紙の文書を挟む使用法が推定できるのではないだ

ろうか。

こうした八幡林封緘木簡の製作法については田中靖氏の要を得た報告⁽²⁾があるが、若干の補足を加えながらまとめて、次のようにする。

① 原材から、大きさを完成法量に合わせて短冊形の板（やや厚手）素材を割り取る。

② ①のやや厚手の一枚の板材を羽子坂柄状の柄をもつ封緘木簡の形に整形、表・裏両面を平滑にし、上下左右の四辺を調整、左右からの切り欠きを体部の上端（中央）・下端に入れる（上端はとくにこの段階で入れたもの多い）。

③ ②の厚手の一枚の材を薄手の二枚に割りさく。この段階で失敗した例もある。

④ ③でできた一枚セフトの封緘木簡の頭部・左右切り欠き・羽子板状柄部をさらに調整する（この段階で下端のみ切り欠きを一枚別々に入れた例がある）。ただし、割り面は粗いままとし、

平滑に調整しない。

このようにみてくると、八幡林封緘木簡の製作法と平城京跡出土の封緘木簡の製作法とは確実に共通性が認められることが指摘できる。このことは、八世紀中頃の越後國の一地方官衙にみられる封緘木簡の製作法・用法が宮都における封緘木簡のそれと変りなかつたことを示している。とくに郡司あてに進上された封緘木簡の存

在は、郡司よりも下位のレベルにおいてそうした封緘木簡の利用が行なわれていたこと、すなわち紙の文書のやりとりが広範に行なわれていたことを明示しているのである。

四 封緘木簡をめぐる課題

以上、宮都ばかりでなく地方官衙においても八世紀の段階から広範に封緘木簡が用いられていることは、封緘木簡が古代の木簡の一種形として一般的な存在であったことを示している。そして木の特性を活かした機能をもつ木簡として注目されるばかりでなく、その存在が紙の文書との共存を示すという性格を持つことに大きな意義が認められる。封緘木簡の出土は、そこに紙の文書の往来が行なわれたことを意味しており、古代の律令制がもつた文書主義の普及、展開や、識字層の拡大などに関する問題は、大きいといえよう。

地方社会における文書について考える時、すでに各地の遺跡から地方で書かれたりとされた書状などの狭義の文書木簡が出土しつつあることに気をつける必要がある。⁽³²⁾ 例を挙げれば、①西河原森ノ内遺跡（滋賀県野洲郡中主町）出土木簡は、七世紀後半にさかのばる内容をもつ文書木簡が移動後廃棄されたものであり、②湯ノ部遺跡（滋賀県野洲郡中主町）出土木簡も七世紀後半の天武朝にさかのば

る上中文書の存在を示す内容と考えられている。⁽³³⁾ さらに東国の中敷田遺跡（埼玉県行田市）出土木簡も、八世紀初頭頃において文書木簡風の書式をとっていた。⁽³⁴⁾ また、④平城宮跡下層から出土した木簡（平城宮木簡一九二六号）は、八世紀初頭の藤原京時代に、近江国の中長が発行した過所木簡が実際に文書として機能したことを見示している。⁽³⁵⁾ さらに、地方出土の漆紙文書の中にも、⑤秋田城跡（秋田市）出土の漆紙文書のように、官人が出先の越後駿家（秋田県由利郡象潟町）から秋田城にあった出羽介の国司館充てに送った書状そのものが、切封の封緘の礼式をも伝えながら出土しているのである。⁽³⁶⁾

これらの例からも、古代の地方社会において、早くから官衙を中心とした広がりの中で木簡や紙の文書がかなり広範にやりとりされていた状況がうかがえるが、紙の文書との共存を示す封緘木簡の存在は、さらにその事情を裏付ける資料となるものである。今後、各地で出土例が増大していくであろう封緘木簡は、古代の地方社会における紙の文書の存在意義について、それを書いた人々のあり様も含めて新しい展望をもたらしてくれるものと思われる。

最後に、封緘木簡をめぐってなお検討が必要な課題について整理しておきたい。まず、封緘木簡の諸類型とその意味について。羽子板の柄状の柄がもつ意味については、紙の文書を挟む場合、文書に直接触れずに手で持ち運べるという機能（「石山寺縁起経巻」〔二一五〕の中にY字形の木の枝の先に書抜をくっただしい様子が描かれる）が考

えられるが、具体的な形態の検討の上に、柄のもの機能をさらに考える必要がある。このことは、使用法の具体的解明という課題とつながっている。その面では、封緘木簡の使用法と古代の書札との関係を考えなくてはならない。封緘木簡の体調の長さや、切り欠き間の長さ（五センチメートル程度）が多いこと、挟むべき紙の文書の折り方との関係を考えると、文書を堅紙として折って挟む以外に、折紙として折って挟むことを推定せざるを得ないし、さらに封緘木簡と直角に交わるように紙の文書を挟む用法なども想定されるかもしれない。紙の文書を送る時に、その封緘の仕方として、文書箱・封緘木簡・包紙・捺封・切封などの方法のうちどれをどのようの場合に採用するのか、といった書札の具体像やその軽重を追求する必要がある。そして、次の時代の封緘作法との関係——封緘木簡は次第に使われなくなつたのか（紙の文書が貴重であった時代の産物なのか）、といった問題も課題である。また、紙の文書を挟む以外の封緘木簡の機能も忘れてはならない。○四系型式のタイプの封緘木簡にも文書箱を封緘するという用法が推測されるし、短い○三一型式のタイプで「封」字をもつ封緘木簡は、何らかの物品を封する機能も考えられる。こうした紙の文書以外の封緘のあり方の具体像は、なお不明確なまま残っているといえよう。その他、一枚一組の封緘木簡のうち文字記載のない方の封緘木簡の扱い方にについて、これまでの通例では文字記載がないことから木簡ではなく

木製品（木簡状木製品）として分類されることになるが、やはり一組の封緘木簡と認めてもう一点の相棒とともに木簡として扱う必要があると考える。こうした諸点について、今後早急な検討が望まれる。

これから出土例が増えるであろう封緘木簡の実物に即して機能を検討し、こうした課題を解いていくことによって、紙の文書との接点に位置する木簡としての封緘木簡の意義がさらにならかになっていくことを期待したい。

注

- (1) 報告の概要は、佐藤信「那答木簡と封緘木簡」「古代越後と木簡」木簡学会新潟特別研究会、一九九四年参照。なお、報告のうち那答木簡については、すでに佐藤信「古代文字資料の現在」（国語と國文學）七〇巻一号、一九九三年、「奈良時代の政治と民衆」（新編古代の日本）「古代史論」角川書店、一九九三年で見通しを述べておらず、その後平川南「那答木簡—古代地方行政論に向けて」（法律と国家の地方支配）吉川弘文館、一九九五年）なども発表されたので、ここでは封緘木簡について考察した。封緘木簡の実物の調査については、木簡学会、新潟大学、小林昌二氏、和島村教育委員会、同・田中靖氏、奈良国立文化財研究所、同平城宮跡発掘調査部史料調査室、鈴野和己氏、寺崎保広氏、渡辺晃宏氏その他の方々に大変お世話になつた。また報告をまとめる過程では群馬県埋蔵文化財調査事業団・高島英之氏の示教を得た。厚く御礼申し上げる。なお木簡学会新潟特別研究会の後、さらに平城宮出土の封緘木簡についての補考を加えて、長慶王家木簡検討会（奈良国立文化財研究所、一九九五年三月九

日)・あたらしい古代史の会(同年七月八日)で報告する機会を得た。

その際に参加の方々から多くの示教を受けたことに、深く謝意を表

したい。

(2) 平川南「地方の木簡」『木簡—古代からのメッセージ』川崎市市民ミュージアム、一九九〇年。

(3) 佐藤信「古代文字資料の現在」(注1)。同「奈良時代の政治と民衆」(注1)。なお、封緘木簡が文書を扱う機能をもつ可能性の指摘は、奈良国立文化財研究所「平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告」(一九八六年)にもみられる。

(4) 奈良国立文化財研究所「平城宮発掘調査出土木簡概報」(21)(22)

(24) (25) (27) (28) 一九八九年四月(以下「概報」(21))のよう

に略記することがある。同「平城宮木簡」(一長屋王家木簡)一

九八五年。同報「平城京長屋王邸宅と木簡」吉川弘文館、一九九一年。

(5) 奈良国立文化財研究所「平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告」一

九八六年。なお、ここから出土した木簡は長屋王家木簡と一連の性格

をもつと考えられており、木本簡も奈良国立文化財研究所「平城京木

簡—長屋王家木簡」に二四号木簡として報告されている。

(6) 西崎卓哉「奈良・平城京跡」「木簡研究」七号、一九八五年。

(7) 橋本義則「奈良・藤原宮跡」「木簡研究」一五号、一九九三年。

(8) 大庭脩「木簡」学生社、一九七九年。大庭脩「漢簡研究」同前舍出

(9) 平川南注2論文。

(10) 和鳥村教育委員会「八幡林遺跡」和鳥村埋蔵文化財調査報告書第一集・第二集・第三集、一九九二年・一九九三年・一九九四年。小林昌

二「八幡林遺跡等新潟県内出土の木簡」「木簡研究」一四号、一九九一年。

(11) 兵庫県氷上郡春日町「山垣遺跡発掘調査報告書」一九九〇年。兵庫

県教育委員会「山垣遺跡」一九八四年。

(12) 佐藤信「奈良時代の政治と民衆」(注1)。

(13) 九州歴史資料館「大宰府史跡出土木簡概報」二、一九八五年。

(14) 沖森草也・佐藤信「上代木簡資料集成」おうふう、一九九四年。

(15) 仙台市教育委員会「郡山遺跡Ⅱ」、一九八一年。

(16) 平川南注2論文。

(17) 向日市教育委員会「八幡林遺跡」和鳥村埋蔵文化財調査報告書第三

集、一九九四年。

(18) 和鳥村教育委員会「八幡林遺跡」和鳥村埋蔵文化財調査報告書第三

集、一九九四年。

(19) 注18報告書。

(20) 注18報告書図版一四、「二六五番」。

(21) 田中靖「封緘木簡について」「八幡林遺跡」和鳥村埋蔵文化財調査

報告書第三集、一九九四年。

(22) 佐藤信「古代文字資料の現在」(注1)。

(23) 渋賀県野洲郡中主町教育委員会「西河原森ノ内遺跡第一・二次発掘

調査報告書」、一九八七年。同「西河原森ノ内遺跡第三次発掘調査報告

書」、一九八七年。辻広志「渋賀・西河原森ノ内遺跡」「木簡研究」一四号、

一九九二年。同「渋賀・西河原森ノ内遺跡」「木簡研究」八号、一九八六年。橋高耕一「国語の表記史と森ノ内遺跡木簡」「木簡研究」九

号、一九八七年。山尾幸久「森ノ内遺跡出土の木簡をめぐって」「木

簡研究」二号、一九九〇年。

(24) 清修「滋賀・湯ノ部遺跡」「木簡研究」一四号、一九九二年。

(25) 鬼頭清明「小敷田遺跡」「日本古代木簡選」岩波書店、一九九〇年。

(26) 奈良国立文化財研究所「平城宮木簡」、一九七五年。佐藤信「過

(27) 秋田城を語る友の会「秋田城出土文字資料集Ⅱ」一九九一年。

八幡林遺跡木簡と地方官衙論

小稿は、複雑な機能を有するとされる新潟県和島村八幡林遺跡について、その出土した木簡を中心として遺構・遺物等の分析を通して、本遺跡が古代のいかなる地方官衙としての要素を備え、どのような役割を果したかをさぐってみることとする。また、八幡林遺跡の検討を通じて、古代の地方官衙は、その多機能な側面に着目し、多角的視点から究明する必要があることを明確にしてみたい。

八幡林遺跡を検討する上で重要な点は、遺構の時期変遷と、遺構配置さらに遺跡の全体構成という二つの視点である。

一 八幡林遺跡第一・二号木簡の概要

(一) 第一号木簡——郡符木簡



郡符

青海鄉事少丁高志君大虫右人其正身率

第2圖 郡符木簡

(新潟県和島村教育委員会「八幡林遺跡」第1集 一九二一年より)

更大郡向參明告司申賜 荘司
青海鄉事少丁高志君大虫右人其正身率

第1号 木簡実測図
(新潟県和島村教育委員会「八幡林遺跡」第1集 一九二一年より)

「郡符 青海鄉事少丁高志君大虫右人其正身率」

「虫大郡向參明告司申賜 荘司 申賜 九月廿八日主帳丈部」

555×34×5

海鄉は蒲原郡に属するから、郡を異にしていていることとなる。「郡符」が郡を異にした場所から出土したというのは、この木簡を持った者が蒲原郡から古志郡を経て国府に出向き、その帰途に八幡林遺跡で廃棄したと考えられる。

「(表)郡符す 青海鄉の事、少丁高志君大虫 右人正身を率い
よ
「(裏)虫大 郡に向參し朝告司に申賜へ 符到らば奉
行せよ、火急使高志君五百鷹 九月廿八日主帳丈部」

三つの断片を接合すると、原状の約六〇センチの長大な完形木簡となる。

文意は蒲原郡司が青海郷にあたる文書で、高志君大虫に越後国府に参向して、十月一日に行われる告朔の儀式に出席することを求めるものと考えられる。長大な形状をとる点は、單なる召喚状ではなく、遇所木簡としての性格を兼ねていることを示している。木簡の

発見された八幡林遺跡は古代の古志郡内とみてよいが、木簡の「青

本木簡の動きを知る上で重要な文言は、文末の「申賜」である。この点については、三上喜孝氏の解釈²²が最も妥当であると判断できる。「申したまへ」の「たまへ」とは、自敬表現ではなく、受命者(宛先)あるいは命令執行の対象者(第三者)に対する尊敬表現ととらえるべきである。本木簡に見える「申賜」が「申し賜へ」と命令形に読むことが可能であること、また「申賜」の対象が、郡ではなく、その上級官司である国府である可能性が高いこと、以上の二点は指摘しうるという。

さらに、この郡符木簡を理解するうえで、その形状が注目される。本木簡の特色は、約一尺という長大な形状にある。さらに重要な点は、長大な木簡に文字と文字の間に斜めに刀物を入れ、三片に切



第3図 八幡林遺跡の位置と古代越後国

断し、廃棄されていたことである。この三片は三等分ではなく、「事／少…虫／右…」と文章の切れ目と考えられる箇所で切断されている点、意図的であるとみなすことができる。この廃棄のしかたは、公的機関の恒常的な処分をうかがわせるものと考えられる。正式な郡符がこのような長大な形をとることには、それなりの意

味があると考えるのが当然であろう。そこで、先の解釈をもう一度本間に即して理解を示しておきたい。

命に応じて、高志若大虫は、木簡を携えて官道の間や駅家を通り、國府へ参向し、任務を終えた後、帰途につき、おそらく、隣接する古志郡内の間または駅家などの施設で廃棄した（自らの書原郡内では本木簡は不要）のではないか。したがって、八幡林遺跡に間または駅家の機能あるいは城柵的機能を想定することができるのではないか。

(二) 郡符木簡の特質

郡符木簡とは、郡司がその管下のものに命令を下す際に用いた木簡である。

これまで全国各地で出土した郡符木簡の主なものについて、次に掲げておきたい。

○山垣遺跡（兵庫県氷上郡春日町）

- ・「春マ君広橋 神直子□
- ・「春マ廣麻呂 右三人
- ・「春マ廣麻呂 右三人

(361) × 49 × 6

春部里は、竹田里とともに丹波國氷上郡にあった里（六人部を里名とみると、六人部里は「和名抄」では天田郡六部里である）。したがって、本木簡は氷上郡から春部里など三里に下された符である

符春郡里長等 久田六人郎

15cm



第4図 山垣遺跡出土郡符木簡実測図
（『山垣遺跡発掘調査報告書』1990年より）

ことになる。「春部里長」等に宛てた符の木簡があることから、山垣遺跡は八世紀初頭の郡の下級官衙にかかる遺跡かとされている。⁽³⁾

○西河原遺跡（滋賀県野洲郡中主町）

・「郡司符馬道里長令」

・「女丁」
□×
△×
□×
×

(145) × 34 × 5

・「郡符 立屋津長伴マ福麿 可□召
右為客料充遣召如件長宜承」

(230) × 42 × 3

郡司から津長に人の召喚を命じた文書である。津に来客があったため、津長の管理下の快慢や水手、または雜役に従事する津の周辺に住む人々などが徵發されたものと考えられる。⁽⁴⁾

○屋代遺跡群（長野県更埴市屋代）

この木簡は、宮内省もしくは近江国司より女子差点の命令を、野洲郡司を通じて、律令地方行政の末端である馬道里長に下達した文書で、里長の「里御宅」である可能性が出てきた西河原遺跡で発見されたと考えることができる。⁽⁵⁾

○荒田日条里遺跡（福島県いわき市皆波地内）

・「符 屋代郡長里正等 匠丁娘代布五段□夫一人馬士二疋×
□□造人夫又殿造人十人×
敷席一枚 鮑□升 芹×



第5図 屋代遺跡群出土「郡符木簡」

(静岡県埋蔵文化財センター提供)

〔平城宮木簡〕一一五四

- ・ 状不遇日時參向府麗若運綱科必罪異大志 少志
- ・ 府召 車儀猪養 右可問給依事在召宜知
- ・ 狩不遇日時參向府麗若運綱科必罪異大志 少志

一方、この符の系列に属するものが、召文である。召文木簡の一例をあげると、次のようである。

「丹波國水上郡」
367×35×7
この形状は、上半部は短冊形であるが、上端近くと中ほどとにそれぞれ左右から切り込みを入れ、下端に向かってゆるやかに細めて、羽子板の柄に近い形を呈する特徴的な形である。これは、文書送付にあたり、紐で封じた木簡として用いられたいわゆる「封緘木簡」とよばれるものである。したがって、山垣遺跡の「丹波國水上郡」

・ 「物令火急□□□者宜行 少領□ × (392)×55×3.5 墓科郡の郡司から「屋代郷長里正等」に、郡家における行事のための席や膳などの物や、行事に使う建物の造営のための匠丁の娘代などと、造営の人夫一〇人を出すように命じたものである。⁽⁶⁾

以上の例のように、郡符は、宛所を明記し、宛所は個人名ではなく、官司または官司内の責任者宛てとなっている。里(郷)長、里正、津長とあり、里(郷)および津の責任者宛てである。宛所と召喚すべき人物は明確に区別して記載されている。例えば、西河原遺

跡の場合、馬道里長(宛所)と女(召喚人)とを表裏に分けて記載している。

この点を明らかにするために、端的な事例を三点あげておきたい。

(1) 山垣遺跡の封緘木簡

「丹波國水上郡」

このように召文木簡は、宛所の位置に召喚される人名そのものを記すところに特色を有している。いいかえれば、召文は直接召喚人に宛てて下達されるのであり、その点において、郡符のような符式文書と異なっている。

次に郡符に関する大きな問題は、木簡の動きそしてその廃棄である。

丹波國水上村



第6図 山垣遺跡出土封緘木簡実測図
(「山垣遺跡発掘調査報告書」
一九九〇年より)

は宛名を記したと判断できる。この木簡は、宛先で紐解れて廃棄されたものであるから、山垣遺跡には水上郡宛の文書が届けられたと推測される。また、郡符は、「符 春部里長等」と、宛所が複数になつてるので、春部里長のほか竹田里長などにも宛てている。共伴している木簡のなかには、水上郡内の「美和里」「船木里」などに關わるものも含まれている。

(2) 屋代遺跡群郡符木簡の廃棄方法〔図5参照〕

木簡の現状の形をみると、下半部を欠損しているが、全体を表す一つに割ったのち、頭部のみをさらに細かく縮約一センチに均等に割っている。この念入りな頭部の切断は、「符 屋代郷長」の個所に限られる。郡司の発行した郡符は郡内で最高に権威あるもので、下部の文字を削りてしまえば、再利用も可能である。そこで郡符の悪用を防ぐために、差出と宛所の肝心な部分のみ丁寧に切断したのではないか。この所作は宛所ではなく、符の差出官司即ち郡司によるものとみるべきであろう。

(3) 屋代遺跡群出土の異なる郡符

② 「符 余戸里長

(99)×35×3

今年に入り、屋代遺跡群でもう一点の郡符が出土した(?)。(2)。宛所の異なる「屋代郷長里正等」(郡里制下)、「余戸里長」(里制下)の二点の郡符木簡が、同一遺跡から出土したのである。

以上の三点の資料は、郡符木簡が宛所(里家、郷衛などとされるサトの施設)で廃棄されるのではなく、差出または召喚先の郡家および郷閑施設に戻って廃棄されたことを裏付ける明確な資料であるといえよう。

こうした郡符木簡の一般的傾向に照しても八幡林遺跡郡符木簡は、蒲原郡内の少丁を召喚し、国府へ赴かせた後、帰途につき、蒲原郡の手前の古志郡内の公的施設において廃棄されたとみることができるであろう。すなわち、このような郡符は、過所木簡としての機能も兼ね備えており(郡内あるいは郡界を越える場合においても)、その木簡を携行する人物の一種の身分証明書としての意味を持っていた



第7図 「沼垂城」木簡 第2号木簡
(『八幡林遺跡』第1集より)

といえるであろう。

〔二〕 第2号木簡——「沼垂城」木簡

沼垂城(櫓)の初見は、いうまでもなく、「書紀」大化三(六四七)年是歲条に「歲、渟足櫓(置、櫓門)」とあり、齊明天皇の阿部比羅夫の遠征の際に「渟足櫓造大伴君稻穂」(齊明天皇四・六五八)年七月四日(參)がみえた後は、その存在を示す史料がなく、「延喜式」「和名類聚抄」に「沼垂櫓」がみえるのみである。一方、大化四(六四八)年造営の磐舟橋は、「續日本紀」文武天皇二(六九八)年および同四年(七〇〇)年、その修理記事が認められ、八世紀前半においても、その城櫓機能が存続したことをうかがわせるのである。磐舟橋の南に位置する沼垂橋は八世紀に入る頃城櫓機能を失い、通常の令制郡とされたのではないかとみなされていた。

そのような状況下で、第一号木簡が登場した。

・廿八日解所請養老

・□祝 沼垂城

(90)×(26)×2
的に入るとなるば、次のように推測できるであろう。

表は「〇月廿八日の解に依て請ふ所の養老・年料……」と解する。表は「祝、沼垂城」と固有名詞のみであるが、沼垂城の三文字の字間は均等であるのに対し、「祝」と「沼」との間はやや広いことから、「祝」を人名の一部、「沼垂城」を職名の一部と判断した。すなわち、紙と異なる木簡特有の上・下に記す通署と理解したのである。その類例を次に示しておくこととする。

門田条里制跡(福島県会津若松市門田町)⁽⁸⁾

・×□□祝長等依法□[物項等] 渥

寛×

・×「有安」擬大領□「笠麻呂」擬少領□×

(262)×75×12

宮久保遺跡(福島県飯坂市)⁽⁹⁾

・隸貯金倉里□[物項等] 十種天平五年九月
・田令輕マ麻呂都補長輕マ真國

250×22×9

二点の通署(職名十人名)を上・下に記している点を参考にする

ならば、本木簡は

(職名) + ○○「祝」(人名) + 「沼垂城」(城司) + (人名)

のような構成と推されよう。城司の例は、「日本三代実録」元慶二

(八七〇)年六月廿六日条に「秋田城城司正六位上行左衛門少尉兼
権、接清原真人令望」以下、権大目二名、「雄勝城城司從五位下行権、
権文革真人有房」以下、権様・権大目・少目という構成がみえる。

沼垂城の上位に記された○○祝の職名が不明であるが、仮に沼垂城
司との連署とすれば、國の機関(沼垂城)と本遺跡が深く関連、具
体的にいえば、年料請求を解文をもつて行なったことと解される。
そこで、解文が問題となる。東北地方における国司と城司、接
使・国司と鎮守府(若草)との文書の書式関係を参考までに簡略に
示しておきたい。



嘉祥二(八四九)年正月一〇日、上級官司から下級官司(「払田
橋」)に、年料の稱を下した(「下稱」)ことをものがたっているとい
えよう。おそらくは、出羽国府とその出先機関(「払田橋」)に対す

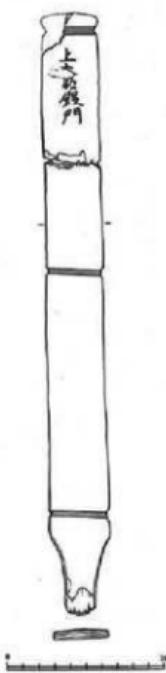
る下稱日記(紀)と想定される。
以上、種々の資料を参照するならば、現段階では、本木簡は越後
国司(沼垂城司も連署)から本遺跡へ下された養老〇年料に関する支
給文書ではないかと解しておきたい。ただその場合、本木簡が全体
的に薄い形状を呈している点が気がかりである。

二 H・I 地区の郡關係文字資料

遺構に限ってみるとならば、これまで各地で検出されている郡家の
中紋を構成する郡序・正倉・館・厨の各院と合致するような遺構は
認められない。C地区で検出された四面彌付建物とI地区的多数の
掘立建物跡が問題となる。八幡神遺跡の郡家的な要素はむしろ木簡
および馬鹿土器などの文字資料によるものである。

なかでも、最も論的資料は一点の封緘木簡である。

嘉祥二(年正月十日下稱日記) □年料
〔合款〕(東カ) □三千八百卅四(東カ) 「勧了」正月十日(二十九) 235×22×5



第8回 封緘木筒 第32号木筒
〔八幡林遺跡〕 第3集より

さきにも述べたように、封城木簡は宛所を記したものである。「殿門」は、書状などで相手を敬つて宛名に添える言葉として用いるもので、実例としては、例えば、文部少丞紀堅魚書生状〔大日本古文書〕十五〔39-50〕に「東大寺第四安殿門」とあるのは、造東大寺司主典安都宿禰雄足のことと指している。したがって、二点の封城木簡は大須または豐宛の文書に付せられていたものである。

これに関連する墨書き土器は、H-I両地区出土の主なものを時期別に整理すると、第1-2表のとおりである。

低地西部のH地区（道路遺構の側面）および南部のI地区から郡関係の墨書き土器が大量に出土している。

八世紀
「石屋殿」「石屋木」「石大」「石」「郡殿新」「古志」
九世紀
「石屋大領」「石大」「大領」「郡佐」「郡」

上大領殿門

(145) × (29) × 3

第1章 1992年度八仙林遺跡出土器物

墨書	点数	器種	出土地点	年代
鄧		須・有台坏	I	奈良時代
大厨		須・坏	夕	夕
南	2	夕	夕	夕
南	2	須・有台坏	夕	夕
大・富		須・坏	夕	夕
大領		夕	夕	夕
×領		須・有台坏	夕	夕
厨		須・坏	夕	夕
石屋大領		須・坏	I	9 C前
大領		夕	夕	夕
大領		須・蓋	夕	平安時代
北	3	須・坏	夕	夕
他田		夕	夕	夕
庄		夕	夕	夕
北カ		夕	夕	夕
大		夕	夕	夕

第2表 1993年度八幡林遺跡出土墨書土器

墨書名	点数	器種	出土地点	年代
石屋殿		須・蓋	H	8C前
郡殿新		須・坏	タ	*
石屋木		*	タ	*
石大	2	タ	タ	*
石	4	タ	タ	*
石	1	須・蓋	タ	*
厨		須・坏	タ	*
大	2	須・蓋	タ	*
大	2	赤彩土・坏	タ	*
古志		須・坏	タ	*
大領	11	須・坏	I	9C初
大カ領カ		タ	タ	*
大領カ		タ	タ	*
大領		須・蓋	タ	*
大家輝		タ	タ	*
都佐		須・坏	タ	*
郡口		タ	タ	*
郡		タ	タ	*
田殿		タ	タ	*
南家		タ	タ	*
南カ家		タ	タ	*
厨	3	タ	タ	*
厨カ	2	タ	タ	9C初
石大		土・大型輪	タ	*
石カ		須・坏	タ	*
口殿		タ	タ	*
南		タ	タ	*
南		須・蓋	タ	*
大	8	須・坏	タ	*
大		須・蓋	タ	*
大(異筆)大		須・坏	タ	*
口殿		タ	タ	9C後
大		タ	タ	*
北家	2	タ	タ	*
山直		タ	タ	*

「石屋大領」の表記は、静岡県志太郡家跡の墨書土器「志大領」「志太少領」などの例に照らせば、石屋は郡名とみなされるであろうが、越後国の郡名としては古代の史料に全くみえない。石屋は文字通りには、堅固な住居または畜舎（イハヤ）の意となり、郡名でないとすれば、大領の本拠地の通称のような意味に解することもできるかもしれない。¹²⁾「石屋大領」「石大」（石屋大領の略）「石屋殿」

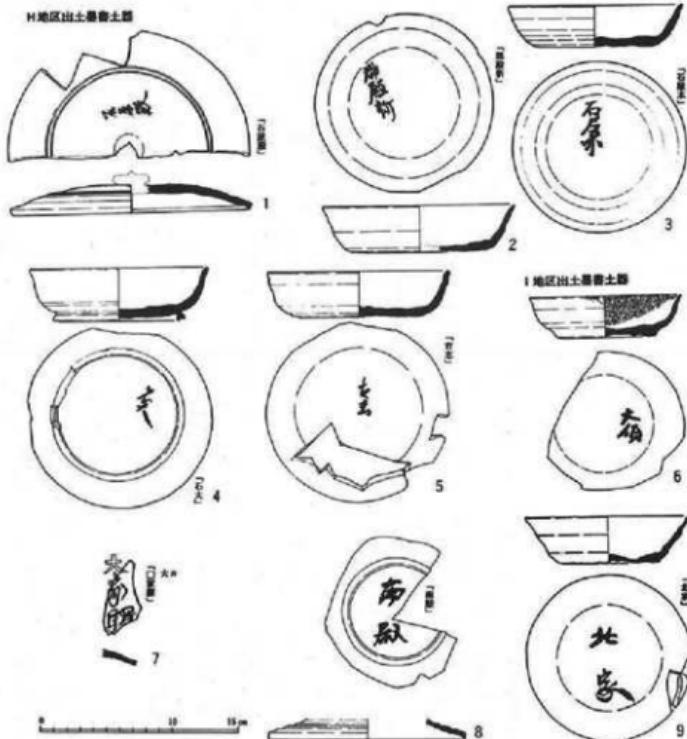
「石屋木（城）」などがこの意味に相当すると考えられる。また、八世紀前半の墨書土器に本遺跡の所在する郡名・古志郡の「古志」の表記が登場する点も注目される。¹³⁾

この他にも、I地区出土の九世紀前半の土器に「南」と數点あるのは、主殿をC地区の四面附建物とすれば、その南の低地の部分の掘立柱建物群が相当する。九世紀後半にはI地区の中心部分に

田中靖・小林昌二「八幡林遺跡の意義」『新潟考古』第5号 1994年3月より抜粋

八幡林遺跡木棺と地方官銘論

H地区出土墨書き土器



	墨書き	8C	9C	10C
H地区	大			
	石大		■■■■■	
	石原		■■■■■	(G北木・石原缺あり)
	南		■■■■■	
I地区	大原			
	大原		■■■■■■■■	(石原大原あり)
	大原		■■■■■■■■	(南原・南原あり)
	南		■■■■■■■■	(北原・北原あり)
	北		■■■■■■■■	(大原あり)
	南		■■■■■■■■	

第9図 H・I地区出土の主要墨書き土器

(新潟県和島村教育委員会『八幡林遺跡』第3集 1994年より)

「北家」「北」などの墨書き土器がみえるのは、その中心施設がI地区のさらに南に移ったことを示しているとみると、これができるである。⁽¹⁵⁾

第二十三号（上下左右に欠損あり）

〔馬丁〕 合駄馬廿七匹 ^{〔馬丁〕} 番丁并夫十二人
當荷取文 夫八持内子鮭廿口 □
〔馬丁〕 日置糞万呂持内子鮭四隻米一斗
又千達丁能等豊万呂持内子鮭四隻米一斗
万呂進丁物マ ^{〔馬丁〕} 極特内子鮭三隻米一斗
×湖万呂持内子鮭×

〔馬丁〕 六斗五升口 線マ八千万呂進丁 ^{〔科進〕} 人□×
〔馬丁〕 八千万呂進丁神人淨万×
物マ□□□万呂進丁田□×
刑マ□□進丁□□×

(300) × (70) × 4

郡に進上した内子（こもり）鮭と米の数量と進上した人物を列記した「荷取文」とされる文書木簡である。

第二十四号

「 郡進上於席一枚
・四月五日 干宍 ^{〔馬丁〕} 串
赤□ ^{〔馬丁〕} 坏廿口□

郡に進上した物品名と、その量が記載されている貢進文書である。物品として、席や夫肉、赤色の大きな坏などの組み合わせは、神事などの使用物品を思わせる。「長官尊」は大領を表わす注目すべき表記である。⁽¹⁵⁾

長官尊 □□傳□去□

□進□□□□
□進□□□□
□進□□□□
□□入□□

(202) × 95 × 7

(+) 「大家驛」

三 墨書き土器「大家驛」と関（翫）

木簡も、前掲の封緘木簡以外にも、郡に進上した物品に関する文書木簡が数点出土している。

I 地区出土の須恵器壺蓋の外面に「**大家驛**」と墨書きされている。土器の年代は九世紀初めとされている。「大家驛」は「延喜式」(兵部)諸国駅伝馬条に「大家」駅家とみえる。「和名抄」には、古志郡に大家郷が存する。オホヤケと郡家との関連については、吉田孝氏がすでに触れている。^[18]

蘭田香穂は、欽明十七年におかれた海部屯倉が発展してのちの名草郡となり、その所在地が大宅郷と名づけられたと推定している。このように郡家が大宅郷にあつたと推定される例もあるが、郡家が大家郷にはなかつたと推定される例もある。「和名抄」によれば、武藏國入間郡には大家郷とは別に郡家郷が存在していた可能性が強い。

武藏國入間郡の例はあるが、一般的傾向としては、郡家は大宅(家)郷にあつたとすれば、古志郡の郡家は大家郷にあり、大家駅家の所在地であったと思われる。そのことは、八幡林遺跡において、少なくとも九世紀後半に郡家が置かれ、大家駅家が付設されていたと推定することが可能である。

近年、富山県小矢郡市長町遺跡で、八世紀中頃の道路の両側溝の心々距離約六メートルの道路跡が検出され、古代の北陸道と想定された。^[19]また、駅家施設もその具体的な姿が明らかとなってきた。山陽道の小豆丸塚跡(布勢駅家跡に比定)は、国道沿いに立地し、その全体的景観は八幡林遺跡の前面の景観と近似している。すなわち、「玉前刻」は史料には全くみえない。その内容は、多賀城に当番

現在の国道一・六号線には沿った形で古代の北陸道が八幡林遺跡の前面を東西に走り、おそらくは道路に面して駅家施設が置かれていた可能性がある。

〔二〕 開(題)

越後国内の開(題)の存在については、全く史料ではその様子をうかがい知ることはできない。そこで、同じ邊境国としての陸奥国の例をとりあげたい。

多賀城跡外郭西辺中央部の発掘調査で発見された木簡(西辺材木堆に伴う大漢中出土)には、次のように見える。

・「**〔異書²〕 度問見** 安積田解 申□蓋□事

・「**〔異書²〕 番度玉前刻遣本土安積田会津郡番度遣** 「長□」

・「**〔異書²〕 伎長□** 「**〔異書²〕 丹伎□□□□□□**」「**〔異書²〕 上等申申**」

十六伎 楠十六束」「法師 師 法師 法師」

・「**〔異書²〕 番上×** ×□□□□□×

・「**〔異書²〕 番上×** ×□□□□□×

」 558×25×6

(**宮城県多賀城跡考古研究所多賀城跡「昭和五九年度発掘調査報告書」**一九八五年)

番を累り、玉前の刻を度えて本土に還る。安積田会津郡の番。

度えて還る。

「玉前刻」は史料には全くみえない。その内容は、多賀城に当番

勤務していた安積軍團に所属する会津郡の兵士が、当番を擧えて、多賀城の南、玉前剣を度えて会津の地に還ることを安積軍團の役人が國府に上申したものである。玉前は、現・宮城県庄古市南長谷の玉崎付近と思われ、東北本線と常磐線が合流する地で、古代にも山道と海道が合流するこの地に關が置かれていたことが知られる。

玉前の地は、都から北上して山間部を経て広大な仙台平野への入口にある。本簡の年代は九世紀前半頃と考えられ、多賀城が宝龟十一（七八〇）年に蝦夷の反乱によって焼失した後の緊迫した情勢下にあった。そこで、おそらく多賀城への南の入口に剣を臨時的に設置したのではないか。こうした緊迫した情況は、八世紀前半における北の邊要国としての越後國も同様であったであろう。また地形的にも、都から北陸道を北上し、内陸の丘陵地の間を抜け、広大な新潟平野への入口にあたるのが、八幡林遺跡の地である（第3図参照）。軍事的緊張下にあって、北陸道に沿った地の複雑な地形をとり込んだ施設としての八幡林遺跡に開削的機能を認めることはそれほど無理のない想定と考えられる。

むすびにかえて

以上みてきたように、八幡林遺跡はその時期的変遷と空間構成において複雑な様相をもつことが明らかになったと考えられる。本遺



第10図 現地形図にみる玉前剣の位置
(地形図は小学館「日本列島大地

跡出土の木簡などの文字資料を手がかりとして、遺跡の本質を究明しようとした小稿の目的は二つの大きな観点にもとづいて考察した。

(1) 越後国の歴史的位置づけ

越後国は、勿論、大化二、四年に渟足・磐舟二橋を造営し、齐明天紀の阿倍比羅夫遠征における日本海側の重要な拠点となり、さらに文武期には磐舟(石船)橋を修理し、大宝一(七〇一)年、越中国四

郡を分割し、越後国に属させ、越後国一国の体裁が整えられた。しかし、八世纪初頭において、この地が騒擾状態にあり、邊要國と位置づけられていたことは、威奈真人・大村の骨蔵器銘文に越後國守（『越紀』慶雲三年閏正月庚戌条「以從五位上攝名真人・大村為越後守」）を「越後城司」（銘文には慶雲三年十一月十六日除す）としたことで明らかである。

さらに、次の点からも、八世纪前半において、越後國が邊要國とみなされていたことは立証できよう。

養老令の条文では、

○「戸令」新付条

凡新附戸。皆取保謹。本間元由。知。非逃亡許冒。然後聽之。

其先有二両貫者。從本国為定。唯大宰部内。三越。陸奥。石城。石背等國者。從見住為定。（後略）

○「軍防令」帳内条

凡帳内。取六位以下子及庶人為之。其資人。不得取内八位以上子。唯免職分者聽。並不。得。取三間及大宰部内。陸奥。

石城。石背。越中。越後國人。（¹⁹）

とある。養老二（七二八）年に陸奥國から分立した石城・石背兩國（²⁰）が陸奥國と併記されているにもかかわらず、和銅第五（七二二）年成立の出羽國ではなく、越中・越後國または三越があげられている。また、帳内資人については、

○「『越紀』神龜五（七二八）年三月甲子条
又勤。補事業位分資人者。依養老三年十二月七日格。更無改張。（中略）其三間。筑紫。飛驒。陸奥。出羽国人。不得補充。余依令。

内資人の採用除外国と規定されている。

養老令は、周知のとおり養老二年に着手され、大体養老五・六年には完成したとされている。したがって、石城・石背兩國が陸奥國と併記されているのは当然といえよう。つぎに、越中・越後兩國は八世纪初めまでは、北辺の國として東辺の陸奥國とほぼ同等に扱われていたとみてよい。ところが、越後國から和銅五（七二二）年出羽國が分立するに及んで、越中・越後國はほぼ令制の一國として位置づけられたと思われるが、実際は新置の出羽國は、養老のころはいまだ國の体裁を十分に整えていなかったようである。

結局、養老軍防令の「三間。大宰部内。陸奥。石城。石背。越中。越後」の規定が養老年中のものとすれば、養老から神龜五年にかけて、陸奥・石城・石背→陸奥・越中・越後→出羽の変化があつたことになろう。⁽²¹⁾ 越後國は、養老から神龜にかけてはいまだ邊要國として位置づけられていたといつてよい。

この時期こそ、八幡林遺跡のA・B地区の遺構・遺物の時期と対応する。特に、第二号木簡の「沼垂城」および本文中の年紀ではあ

るが「義老」の記載はこの期に相当することを意味している。

(2) 地方官衙の空間構成

従来の地方政府研究は一定空間に密接した画一的な構成を想定しすぎたきらいがあるのではないか。先に発表した拙稿「郡符木簡

—古代地方政府論に向けて—」でも「郡符木簡の検討を通じて、はからずも、郡家が在地における多様な機能を集約させた一大拠点として存在したことを新たに認識することができたと思われる」と指摘した⁽¹⁾。

郡家跡は基本的建物構成が正倉院・郡庁院・館院・厨院であるに違ないが、古墳時代以来、地方豪族の拠点として、構築された諸機能の集中・管理状態は我々の予測を越えるものがある。

地方政府としての郡家とは、その中心施設のほか、物資集積のための港湾施設、主要官道へのアクセス、交易圈の確立、行政的分割支配のための別院設置さらに祭祀空間の設定にみられる在地における祭祀権確立などの諸機能が集中した施設であるといえる。国府所長の郡家のあり方と同様に、國府レベル施設と在地支配の拠点としての郡家との関係は、きわめて密接なものであることも八幡林遺跡のあり方は示唆していると考えられる。

こうした多機能な施設を有機的に結合・構成することにより成立つ地方政府の実態究明は今後の大きな課題である。

八幡林遺跡の木簡は、本遺跡の複雑な機能を如実にものがたつて

いる。八幡林遺跡は、地方政府のあり方について多角的視野から分析の必要性を我々に強く認識させる大きな契機となつたことは間違いない、この点に本遺跡の最大の意義があるのである。

(1) 註

田中靖氏「新潟・八幡林遺跡」「木簡研究」第一三号、一九九一年。
小林昌二氏「八幡林遺跡等新潟県内出土の木簡」「木簡研究」第一四号、一九九二年。

なお、木簡に関する筆者の解説は、「一九九〇年十二月十日付『新潟県三島郡和島村八幡林遺跡木簡について』」と題して、和島村教育委員会に提出した拙稿において、両氏と同様の見解を示している。

(2) 三上喜平「郡符木簡」——新潟県八幡林遺跡出土第一号木簡私釈——「史学論叢」第二号、一九九三年。

(3) 「山根遺跡」「日本古代木簡選」「佐藤宗詩氏著筆」、一九九〇年。

(4) 池庄志氏「滋賀・西原遺跡」「木簡研究」第一四号、一九九一年。

(5) 「いわき市教育文化事務団」「木簡は語る」一九九五年。

(6) 摘稿「郡符木簡——古代地方政府論に向けて——」補註(尾尾俊哉編「律令国家の地方支配」吉川弘文館、一九九五年)。

(7) 「長野県埋蔵文化財センター・長野県立歴史館公開資料」「星代遺跡群出土の木簡」(一九九五年四月三十日発表)。

(8) 神奈川県立埋蔵文化財センター「宮久保遺跡」一九九〇年。

(9) 摘稿「松林遺跡出土の新木簡について」(『日本歴史』第三五七号、一九七八年一月、のち著者「漆紙文書の研究」所収、吉川弘文館、一九八九年)。

- (11) 旧古志郡の古志・三島郡などの郡名に高家（屋）や大家・栗家など、
○○家（屋）の目立つことが、大領の本據地としての石屋の可能性を
示唆ではないか。
- (12) この解釈は、小林昌一氏による「八幡林道跡の文字資料」「新説考
古」第五号、一九九四年三月。
- (13) 「木」は「城」・「柵」と同じ上代特殊仮名遣でいう乙音で発音し、
「葛城」を「葛木」で通用することがあるように、「石屋木」が「石
屋城」や「石屋柵」を意味する表記であることを一概に否定できない
といふ。
- (14) 古志郡の初見史料は、宝龜十一（七八〇）年十二月二十五日「西大
寺道資財帳」に「高志郡」とみえるものである。
- (15) このような事例は、例えば、群馬県太田市の中水田遺跡の墨書土器
とその遭構位置があげられる（群馬県埋蔵文化財事業団「太田東部遺
跡群」一九八五年）。
- (16) 古代の集落遺跡内で検出された特異な掘立柱建物跡は、その建物付
近から出土した墨書土器「神殿」から、神殿遺跡とされた。その神殿
遺跡を中心として、東方から墨書土器「東」、南方から「南」が出土
していることから、この神殿を主殿とする方位意識の表記と理解でき
るのである。
- (17) 吉田孝「律令国家と古代の社会」岩波書店、一九八三年。
- (18) 伊藤隆三「小矢郡内で発掘された古代道」「古代交通研究」創刊
号、一九九一年。

報——一九八五年。

(19) 石城・石背両国は、確實な下限史料「続日本紀」神龜五（七
二八）年四月丁丑条では、白河郡に置かれたと思われる白河軍團が石

背國ではなく、明らかに陸奥國としていることから、十年に満たない
きわめて短期間であったと考えられる。さらにその存続期間を限定す
る見解も示されている。すなわち、「続紀」神龜元年四月癸卯条にみ
える「坂東九國」という表記は、通常の坂東八国に陸奥國を加えたもの
と考えるべきで、このとままで石城・石背両国は消滅していたと
みられる（喜田貞吉「石城・石背両国建廢沿革考」一九一二年、今泉
隆雄「陸奥國の建国と郡山遺跡」「國説宮城県の歴史」一九八八年お
よび熊谷公男「黒川以北十郡の成立」「東北学院大学・東北文化研究
紀要」第二二号、一九八九年）。

(20) 抽稿「律令制下の多賀城」（宮城県多賀城跡調査研究所「多賀城跡
踏査」一九八二年）

(21) 抽稿「郡符木簡——古代地方行政論に向けて——」、虎尾俊哉編
「律令国家の地方支配」吉川弘文館、一九九五年。

多賀城市文化財調査報告書第三九集

「山王遺跡—第一七次調査—出土の漆紙文書」の刊行

多賀城市山王遺跡は多賀城の南西、砂押川の西岸に位置している遺跡である。出土文字史料として木簡・漆紙文書などがあり、その内容から国司館や漆工房の存在が推定されている。漆紙文書についてはすでに二点が報告されているが（多賀城市埋蔵文化財調査センター「山王遺跡—第一二次調査概報」一九九二年）、その後出土した五点についての報告書が刊行された。積文、現状写真、赤外線テレビの画像の図版を掲載し、関連する木簡、正倉院文書などの資料の検討を踏まえた解説を付す。中でも駅戸編成のあり方を示す記載を含む計帳歴名（三号文書）、現存計帳とは戸口の記載順を異にする計帳様文書（四号文書）などが注目される。

多賀城市埋蔵文化財調査センター編集

多賀城市教育委員会発行

図版一枚、本文三〇頁、B5判

頒価 〇〇〇円、送料一冊二四〇円

お問い合わせ 多賀城市埋蔵文化財調査センター

〒九八五 多賀城市中央二二七一

TEL ○二二一三六八一〇一三四

一九九五年二月刊

第一六回総会および研究集会

木簡学会第一六回総会と研究集会は、一九九四年二月三、四日の両日、平城宮跡資料館講堂において、会員約一五〇名が参加して開催された。会場には、平城宮第二五二次、二条大路、藤原京右京九条四坊、平安京右京八条二坊二町、宮町道跡の木簡が展示された。

◇二月三日（土）（午後一時～五時三〇分）

第一六回総会（議長 松原弘宣氏）

狩野久会長が開会の挨拶を行ない、会員問題が解決して多くの新入会員を迎えた。今年が新たな出発となつたこと、新潟特別研究集会が成功したのは喜ばしく、今後も数年に一度位は開催したいことなどを述べた。統いて議事に入った。

会務報告（館野和己委員）

会員数について、新入会員一九名、退会者二名で、現在三〇五名となつたことが報告された。その際、今年度から新たな規準で入会審査が行なわれたが、①入会申込書は様式通りに記載し木簡その他の調査歴を書いてほしいこと、②推薦人はなるべく委員を外すこと

が望ましいこと、などの意見が出されたことが紹介され、来年も五月末日を申込締切とする旨が述べられた。統いて九月二三、二四日に行なわれた新潟特別研究集会について、実行委員会・運営委員会に木簡学会が加わり、見学会・研究集会に多数の参加者を得て成功裡に終了したことが報告された。このほか、幹事が交替したこと、「大学と科学」シンポジウムを後援すること、学術情報センターの木簡データベースの活用をしてほしいこと、などが述べられた。

編集報告（和田翠委員）

「木簡研究」一六号の編集経過が説明され、発行が研究集会に間に合わなかつたこと、原稿の集まりが遅く、頁数・写真点数が多く、活版について印刷所の能力が低下したのがその原因とみられること、対策として編集体制の立て直し、締切の繰り上げ、一部電算化などを考へていること、などが述べられた。会誌代については、委員会での協議の結果、頁数を勘案して五五〇〇円とする旨の報告があつた。会計・監査報告（綾村宏委員・八木充監事）

役員改選

次期（一九九五・九六年度）委員及び監事について、佐藤宗諱氏、

八木監事から、会計が正確・適正に執行されている旨報告があつた。その後、綾村委員から一九九五年度予算案の説明がなされた。

以上の案件につき、異議なく了承された。

から提案があり、拍手により承認された（七頁参照）。

研究集会（司会 東野治之氏）

秋田城跡出土万葉仮名木簡について

刻簡筆考—漢簡形態論のために—

吉田金彦氏
吉田金彦氏

鶴山 明氏

鶴山氏の報告内容は本号に掲載できた。
鶴山氏の報告は、秋田城出土の万葉仮名木簡について大伴家持との関係を想定する意欲的なものであり、また鶴山報告は、漢簡の形態を詳細に観察し、そこに見られる刻みの意味を解明したものであつた。

研究集会の終了後、同会場で懇親会が行なわれた。

◇二月四日（日）（午前九時～午後三時）

研究集会（司会 西山良平氏）

一九九四年全国出土の木簡

平安京石京八条二坊二町出土木簡

滋賀県宮町遺跡出土木簡

鈴木良章氏・柴原水造男氏
鈴木良章氏・柴原水造男氏

氏、副会長が町田章氏・佐藤宗諱氏に決定したことが報告された。

寺崎報告は、一九九四年に木簡が出土した全国四二の遺跡の概要と木簡の概要を説明したものであるが、その多くは本号に掲載でき

た。寺崎報告では、初期平安京の宅地割や道路の様相をよく示す右京

八条二坊二町遺跡の概要と、出土木簡の特色が述べられた。鈴木・

柴原報告では宮町遺跡について、木簡出土遺構および木簡の内容に

詳細な検討が加えられ、紫香楽宮との関係が論じられた。辻・鈴木・柴原氏の報告内容は本号に掲載できた。

昼休みに朱雀門復原工事現場を見学し、午後は両日の報告に関し

て活発な討論がなされた。最後に町田副会長が閉会の挨拶をした。

委員会報告

◇一九九四年二月三日（土）於奈良国立文化財研究所

会務については幹事の補充（古尾谷知治氏）、会計については一

九九四年度決算報告及び監査報告、編集については「木簡研究」一

七号の編集計画について報告がなされ、それぞれ承認された。つい

て入会申込者七名の審査、第一回総会・研究集会の日程・報告内

容についても検討を行ない、団体会員の新設などの審議も行なつた。

◇一九九五年一月六日（月）於奈良國立文化財研究所

幹事の退任（橋本義則氏）を了承し、一九九五年度会計中間報告、

「木簡研究」一七号の編集経過報告があり、第一回総会・研究集

会の日程を検討し、それぞれ承認された。入会申込者全員の入会を

審査の結果了承し、規約の改正（団体会員に関して）に関する審議を

行なつた。

PROCEEDINGS OF JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY
OF WOODEN DOCUMENTS

NO. 17 1995

Contents

Foreword	SATO Sojun.....	i
Wooden Writing Tablets Recovered in 1994.....		1
Outline		
Explanatory Notes		
Nara Palace Site, Nara Prefecture ; Site on 12th Block of 1st Ward, on 3rd Street, the Eastern Sector, Nara Capital, Nara Prefecture ; Site on 10th Block of 3rd Ward, on 4th Street, the Eastern Sector, and so on, Nara Capital, Nara Prefecture ; Site on 16th Block of 1st Ward, on 7th Street, the Eastern Sector, Nara Capital, Nara Prefecture ; Site in Todaiji Temple, Nara Prefecture ; Site in Nara Women's Uni- versity, Nara Prefecture ; Site connected with Takayasu Castle, Nara Prefecture ; Fujiwara Palace Site, Nara Prefecture ; Site on Northeast Block of 1st Ward, on 7th Street, the Eastern Sector, Fujiwara Capital, Nara Prefecture ; Site on 3rd Ward, on 11th Street, the Eastern Sector, Fujiwara Capital, Nara Prefecture ; Nagaoka Capital Site (1), Kyoto Prefecture ; Nagaoka Capital Site (2), Kyoto Prefecture ; Nagaoka Capital Site (3), Kyoto Prefecture ; Site on 1st Block of 1st Ward, on 4th Street, the Eastern Sector, Heian Capital, Kyoto Prefecture ; Site on 14th Block of 3rd Ward, on 8th Street, the Eastern Sector, Heian Capital, Kyoto Prefecture ; Site on 2nd Block of 2nd Ward, on 8th Street, the Western Sector, Heian Capital, Kyoto Prefecture ; Site in Ginkakuji Temple, Kyoto Prefecture ; Kyakuboyama Sites, Osaka Prefecture ; Osaka Castle Site, Osaka Prefecture ; Hakaza Site, Hyogo Prefecture ; Mikuraoka Site, Hyogo Prefecture ; Unehara-Tanaka Site, Hyogo Prefecture ;		

Kajiko-kita Site, Shizuoka Prefecture ; Magarikane-kita Site, Shizuoka Prefecture ; Iko Site, Tokyo Prefecture ; Kinshichoeki-kitaguchi Site, Tokyo Prefecture ; Miyamachi Site, Shiga Prefecture ; Maebashi Castle Site, Gunma Prefecture ; Attame-jori Site, Fukushima Prefecture ; Yadama Site, Fukushima Prefecture ; San-no Site, Miyagi Prefecture ; Otsubo Site, Yamagata Prefecture ; Chusonji-Kongoin Temple Site, Iwate Prefecture ; Hanadate-II Site, Iwate Prefecture ; Shirayama Site, Iwate Prefecture ; Fukui Castle Site, Fukui Prefecture ; Otomo-nishi Site, Ishikawa Prefecture ; Ishinada-Kifune Site (1), Toyama Prefecture ; Ishinada-Kifune Site (2), Toyama Prefecture ; Kitatakagi Site, Toyama Prefecture ; Mizuhashi-Aramachi Site, Toyama Prefecture ; Yamakido Site, Niigata Prefecture ; Karnigo Site, Niigata Prefecture ; Inda-Koinda Site, Tottori Prefecture ; Yonago Castle Site, Tottori Prefecture ; Santadani-I Site, Shimane Prefecture ; Kikkawa Motoharu Yakata Site, Hiroshima Prefecture ; Tamura Sites, Kochi Prefecture ; Anegawa Castle Site, Saga Prefecture ; Nakazono-III Site, Saga Prefecture	
Wooden Writing Tablets Recovered before 1977 (17).....	160
Site on 6th Block of 2nd Ward, on 2nd Street, the Eastern Sector, Nara Capital, Nara Prefecture	
A Study of Chinese Wooden Writing Tablets With Notches on Their Sides in Han Dynasty Period	MOMIYAMA Akira..... 165
Record of the Congress in Niigata	
Hachimanbayashi Site Declared a National Historic Site	KOBAYASHI Shoji..... 188
Vicissitudes of Hachimanbayashi Site	TANAKA Yasushi..... 201
The Ancient Circumstances, Traffic and Government Offices in The Echigo Plains	SAKAI Hideya..... 213
Wooden Writing Tablets Used for Sealing Letters	SATO Makoto..... 235
Wooden Writing Tablets recovered in Hachimanbayashi Site and the Local Government Offices	HIRAKAWA Minami..... 251
The Points of Debate at the Congress in Niigata	268
Book Review	
KITO Kyoaki "The Basic Study of the Ancient Wooden Writing Tablets"	IMAZU Katsunori..... 272
Bulletin	

Published by
JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS

木簡研究第一七号

一九九五年十一月二十日 印刷
一九九五年十一月二十五日 発行

〒630
奈良市二条町二丁目九番一号
奈良国立文化財研究所

編集発行 木 簡 研究会
会長 梶村 宏 気付
翁野 久

TEL (073) 三四一三九三一
振替口座 01000-161-1527

京都市下京区油小路佐光寺上ル

印 刷 真 隆 社
TEL (075) 351-16034

ISSN 0912-2060

ISSN 0912-2060